

はじめに

多摩市では、平成12年のダストボックス廃止、平成20年の家庭系ごみ有料指定袋制導入とプラスチック資源化開始など、様々なごみ減量施策を、市民の皆さんとの協働で実施してきました。また、従来から「4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）運動」を推奨しており、4つの「R」の中でも特に、「リフューズ＝レジ袋や過剰包装など、ごみになってしまうものを断ること」と、「リデュース＝ごみの発生を減らすこと」に重点を置いてきました。現在も、ベルブ永山での生ごみリサイクルサロンの開催、市役所1Fロビーでの転入者向けごみ分別説明窓口設置など、市民協働の取組を実施頂いており、日々感謝しています。

こうした取組の成果により、前一般廃棄物処理基本計画に掲げた、「平成23年度からの10年間で、ごみ排出量の10%削減」という目標に対し、令和3年度までに13.3%を削減することができました。ただし、本市が令和2年に市議会と共同で行った「多摩市気候非常事態宣言」に定める「資源の有効活用を図り、使い捨てプラスチックの削減を推進する」等の目標を達成し、地球環境を維持・保全していくためには、更にごみを削減し、循環型社会を形成していくことが必要です。

今回策定する「多摩市一般廃棄物処理基本計画」は、学識経験者や市内各団体の代表者、公募市民等15名の委員で構成された多摩市廃棄物減量等推進審議会において、令和3年5月から約1年半、合計9回にわたり活発な議論を交わしていただくとともに、廃棄物減量等推進員との意見交換やパブリックコメントを実施するなど、市民の皆さんとともにまとめた計画です。その概要を申し上げますと、令和14年度を目標年次とし、「市民1人1日当たりのごみ排出量を14%削減」、「資源化率38%以上」、「埋立処分量0tを維持する」と、前計画よりも高い削減目標を掲げています。

これらの目標を達成するためには、市民・事業者・行政の協働の力がこれまでも増して重要です。

令和5年度からは、環境部ごみ対策課の課名を、「資源循環推進課」へ変更します。また、民間企業との連携により、多摩市内の家庭から収集するペットボトルを全て飲料容器のペットボトルに再生する「水平リサイクル」に取り組みます。

ものをごみにせず、資源としてとことん循環利用し、ごみにしかならないものは極力受け取らない・利用しない。ごみの発生抑制と減量の推進、分別の徹底、資源の有効利用、食品ごみの削減、プラスチックの削減等をともに推進してまいりましょう。皆様のますますのご協力をお願いいたします。

令和5年3月

多摩市長 阿部 裕行

多摩市一般廃棄物処理基本計画

目次

第1章 計画の概要について

1. 背景 ～多摩市を取り巻く社会情勢～	1
2. 多摩市の現状	4
3. 本計画の趣旨	6
4. 関連計画の紹介	7
5. 本計画の体系	9
6. 計画処理区域	10

第2章 多摩市の概況について

1. 多摩市の位置	11
2. 市域の現況	12
3. 将来像	19

第3章 ごみ処理の現況と課題

1. ごみ量に関する現況の整理	21
2. 前計画の実施状況	30
3. 課題の整理	44

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念	48
2. 役割の分担と責務	51
3. 対象ごみ	52
4. ごみ処理の主体	53
5. ごみ減量目標について	54
6. 排出抑制計画	61
7. 収集・運搬計画	67
8. 中間処理計画	70
9. 最終処分計画	75
10. ごみ減量化・資源化のための組織活動・協働の取り組み	79
11. その他ごみ処理に関し必要な事項	80

第5章 生活排水処理計画

1. 基本理念	81
2. 基本方針	81
3. 現状	82
4. 生活排水処理の主体	87
5. 対象生活排水	87
6. 排出抑制・資源化計画	87
7. 収集・運搬計画	87
8. 最終処分計画	88
9. その他	88

資料編

1. 本市の沿革	90
2. 組織・事務分掌	90
3. 計画策定までの経緯等	92
4. 処理手数料	96
5. 多摩市食品ロス実態調査結果（令和2年度実施）	98
6. ごみ量の実績及び推計	100
7. 用語解説	109

第1章 計画の概要について

1. 背景 ～多摩市を取り巻く社会情勢～

(1) 世界の動向

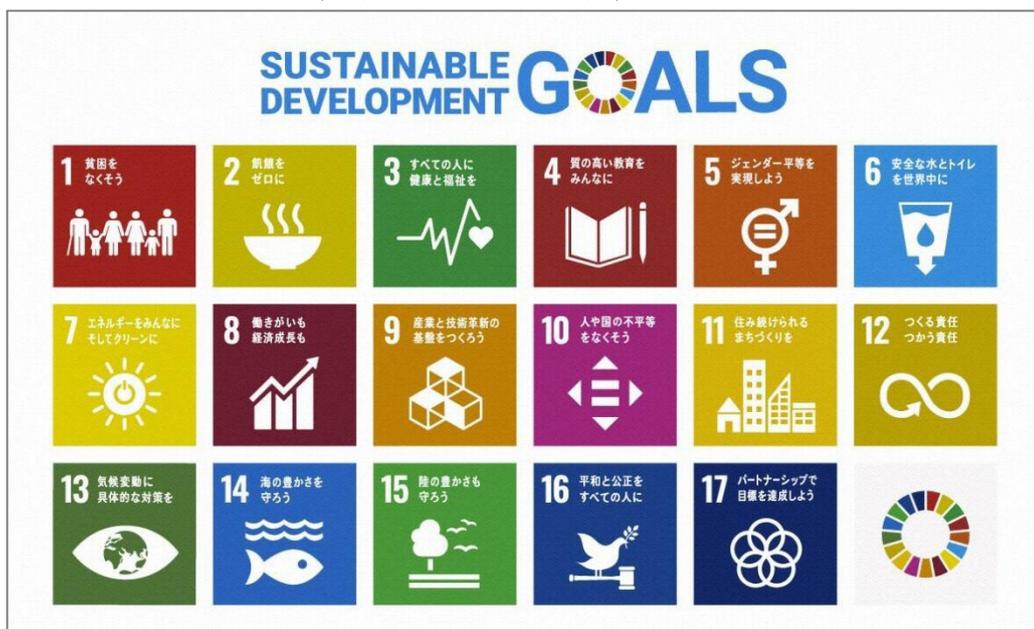
現在、私たちは地球規模の気候変動、天然資源の枯渇、生物多様性の喪失、貧困、エネルギー問題など、環境・経済・社会における様々な課題に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行という新たな問題に直面しています。これらの問題は相互に関連しており、将来にわたって安心して暮らしていくためには、早急に取り組んでいかなければならない問題です。

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットでは「持続可能開発 2030 アジェンダ」が採択され、2030（令和 12）年における 17 のゴールと 169 のターゲットで構成される S D G s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が設定されました。

また、同年 12 月、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を 2°C より十分下方に抑える（2°C 目標）とともに 1.5°C に抑える努力を継続することが掲げられています。

このような動きの中で、特に廃プラスチックや食品ロスの問題への注目が高まり、廃棄物分野においてもプラスチックの使用量削減及び資源循環の構築、食品ロスの発生抑制に向けた規制や政策が急速に進められています。

■ S D G s（持続可能な開発目標）における 17 のゴール



(2) 国の動向

国は、廃棄物にかかる様々な問題に対応するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」をはじめとした各種廃棄物関連法令を整備し、安全な廃棄物処理やリサイクルに向けた対策を講じてきました。

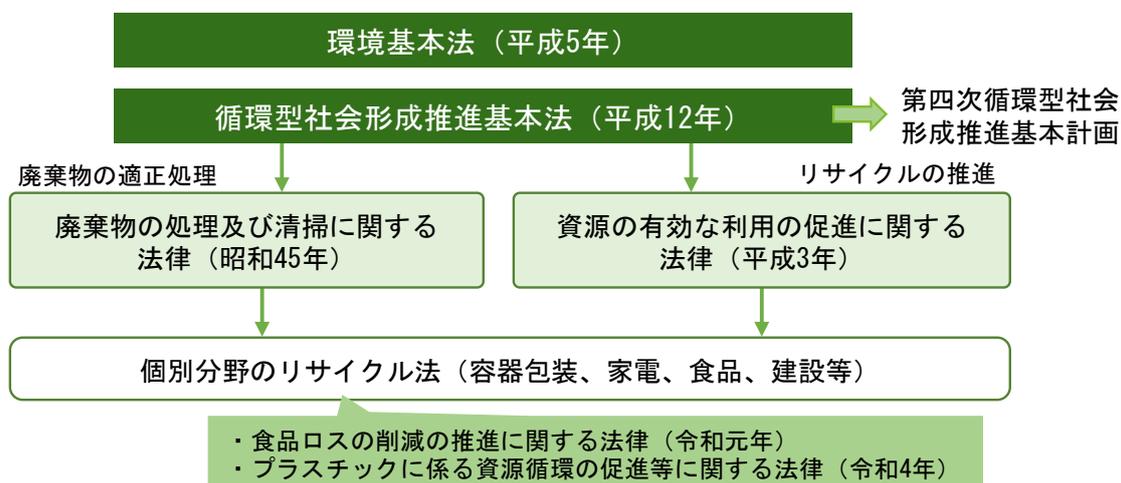
平成 30（2018）年に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、人口減少・少子高齢化、地域の衰退といった課題の解決に向け、地域循環共生圏の形成による地域活性化やライフサイクル全体での徹底的な資源循環などを統合的取組として掲げ、SDGs への取り組みを踏まえた指標や施策を示しています。

令和元（2019）年には、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、廃棄物の輸入規制等の課題に対応し、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和 4（2022）年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）では、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に関わるあらゆる主体においてプラスチック資源循環等の取り組み（3R+Renewable）を促進するための措置を講じることが求められています。

また、令和元（2019）年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）においては、食品ロスの削減に向けた国、地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割等が示されており、現状を把握するための食品ロス調査や啓発活動を推進しています。

令和 2（2020）年 10 月には、「2050 年までにカーボンニュートラルを目指す」ことを政府が宣言しました。カーボンニュートラルの達成、脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物分野では、一般廃棄物の焼却や埋立処分に伴う温室効果ガス排出の抑制、収集運搬車両の燃料使用の削減、中間処理施設等の稼働に伴う電力使用等によるエネルギー起源 CO₂ 等の排出抑制等の対策が求められています。

■ 廃棄物・リサイクル関連の法制度の概要



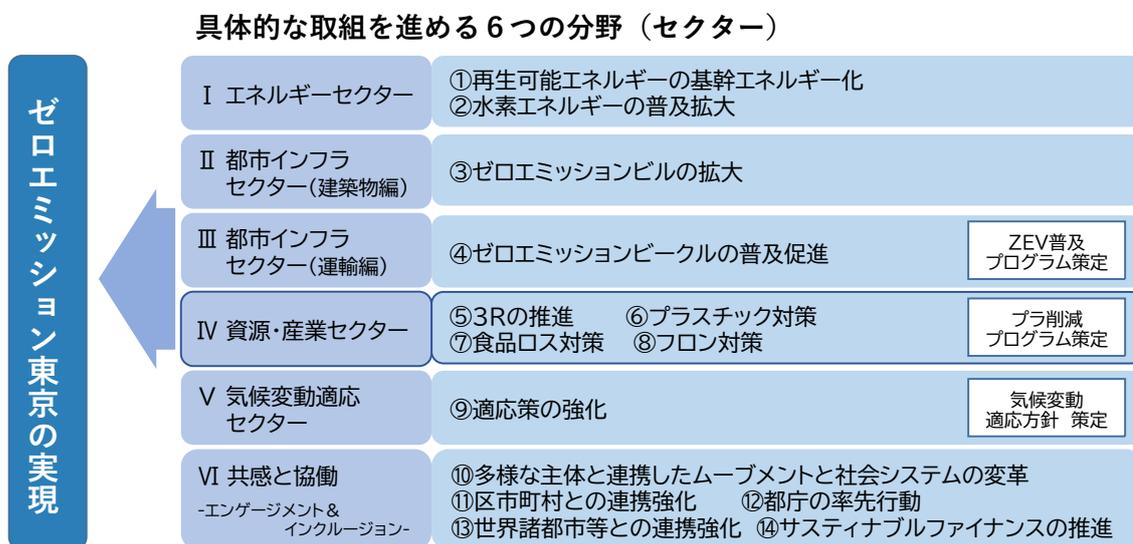
(3) 東京都の動向

東京都では、令和元（2019）年に策定した「ゼロエミッション東京戦略」において、2050（令和 32）年までに CO₂ 排出実質ゼロを目指すことを定め、特に重点的に取り組むべき分野を選定し、6 分野・14 政策に体系化しました。脱炭素化に向けて省エネ、再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、食品ロスやプラスチック対策などサプライチェーンを含めた様々な分野での取り組みを推進しています。

また、令和 3（2021）年 3 月には「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、2030（令和 12）年度の食品ロス発生量について 2000（平成 12）年度比半減を目標に掲げています。

令和 3（2021）年 9 月に策定した、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」では、SDGs やパリ協定の実現に向け、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」、「社会的課題への果敢なチャレンジ」を柱として、一般廃棄物、プラスチック焼却処理量、食品ロスの削減等を指標に掲げています。

■ ゼロエミッション東京戦略の 6 つの分野



2. 多摩市の現状

(1) 多摩市の廃棄物行政

多摩市（以下「本市」という。）では、平成 25（2013）年 4 月から、小型家電・金属類の分別収集を開始しました。また、平成 27（2015）年 10 月からエコプラザ多摩への市民の剪定枝受入を開始、同時に多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場への草枝ごみ持込手数料免除を廃止し、平成 28（2016）年 10 月には事業系ごみ処理手数料を改定（25 円/kg→35 円/kg）しました。

さらにはコロナ禍における各企業でテレワークが推進されたことで、事業系ごみが目標を大きく上回る減量となりました。一方、家庭系ごみについては、全体として中間目標を上回る減量を達成しているものの、品目によって施策の減量効果の表れ方に差が出ており、結果としては、令和 4（2022）年度末までに、前計画の目標値である平成 23（2011）年度比 10%のごみ減量に対し、令和 3（2021）年度末時点で中間目標（9%減）を上回る 13.3%の減量を達成することができました。今後は、現時点で減量効果が少ない品目の減量をどうやって進めていくかが目標達成の一つのポイントと考えられます。

これからますます進む少子高齢化・人口の減少、新型コロナウイルス感染症の余波等により、本市においては財源不足が見込まれております。廃棄物処理の分野においても、環境への配慮や災害への対策を図りながら、民間施設の利用や連携も視野に入れて、知恵をしばり工夫を重ね、ごみ減量・効率的な運営に取り組む必要があります。

本市のごみを処理している多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場では、令和 15（2033）年度以降の運営基本方針や施設更新に向けた検討を行っており、併せて災害時でも安定した処理ができるよう、本市として構成市間相互の支援体制も考慮した検討が求められております。

エコプラザ多摩では、前計画期間内の平成 30（2018）～令和 4（2022）年度の 5 ヶ年にかけて、平成 29（2017）年度に策定した資源化センター長期修繕計画に沿って、各プラント設備の更新を実施しました。今後も施設を安全かつ安定して稼働していくために、長期修繕計画に基づき計画的に整備を行うとともに、令和 4（2022）年度に策定する「資源化センター長寿命化総合計画」に沿ってプラント設備の延命化を図ってまいります。

最終処分場については、日の出町のご理解のもと利用させていただいておりますが、こちらも延命化のため、ごみ減量をより一層推進することが求められています。

また、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災や令和元（2019）年 10 月に発生した台風 10 号・19 号などを経て、災害時のごみ収集や廃棄物の処理

など、新たな課題を見据えた上で、資源循環型社会の構築を目指さなければなりません。なお、多摩市においては、平成 30（2018）年度に多摩市災害廃棄物処理計画を策定しました。

（２）本市を取り巻く社会の変化

近年、本市の廃棄物行政を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

国内外でさまざまな異常気象や猛暑や干ばつ等による甚大な被害が観測されており、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで S D G s が設定されました。また、同年 12 月には「パリ協定」が採択されました。日本国内でも地球温暖化防止、プラスチック削減等に向けた国内法制度の整備や政策の進展といった大きな潮流を受け、令和 2（2020）年 6 月に本市と多摩市議会は、多摩市気候非常事態を宣言しました。宣言では、気候が危機的な状況にあることを全市民と共有し、地球温暖化対策に積極的に取り組むことを目的として、「2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」と「生物多様性の保全」とともに「資源の有効利用を図り、使い捨てプラスチックの削減を推進する」ことを柱としています。

さらに、その後の「プラスチック資源循環促進法」の制定を契機として、本市におけるプラスチックに係る施策を、今後の社会に最適なものへと転換していくための方針「多摩市プラスチック削減方針」を策定し、「4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）＋リニューアブルの推進」を基本原則としてプラスチックの利用の削減、リサイクルの推進、適正な分別を本市における取組の基本方針に決めました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民の生活様式や事業活動の変化によって様々な課題が生じており、今後の市民の生活等への影響も不透明な状況です。

今回、多摩市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定するに当たっては、本市の特性やこれまでのごみの減量やリサイクルに向けた取り組み等の経緯を踏まえた上で、現在本市が抱える課題を再認識し、持続可能な社会の実現に向けて、適切な目標の設定と効果的な施策の構築が必要です。

4R、リニューアブルとは

3 Rと言われる「リデュース（Reduce）」：“ごみの発生、資源の消費をもとから減らす”、“リユース（Reuse）」：“繰り返し使う”、“リサイクル（Recycle）」：“資源として再利用する”に「リフューズ（Refuse）」：“**不要なものは断る**”を加えた 4 つの取組とその頭文字「R」を合わせて「4 R」といいます。また、製品の素材を繰り返し使用できるものに替える、あるいは繰り返し使用できる素材で作られた製品を選択するといった「**リニューアブル（Renewable）**」：“再生可能資源への切り替え”の行動も、4 R と並行して取り組むことが求められています。

3. 本計画の趣旨

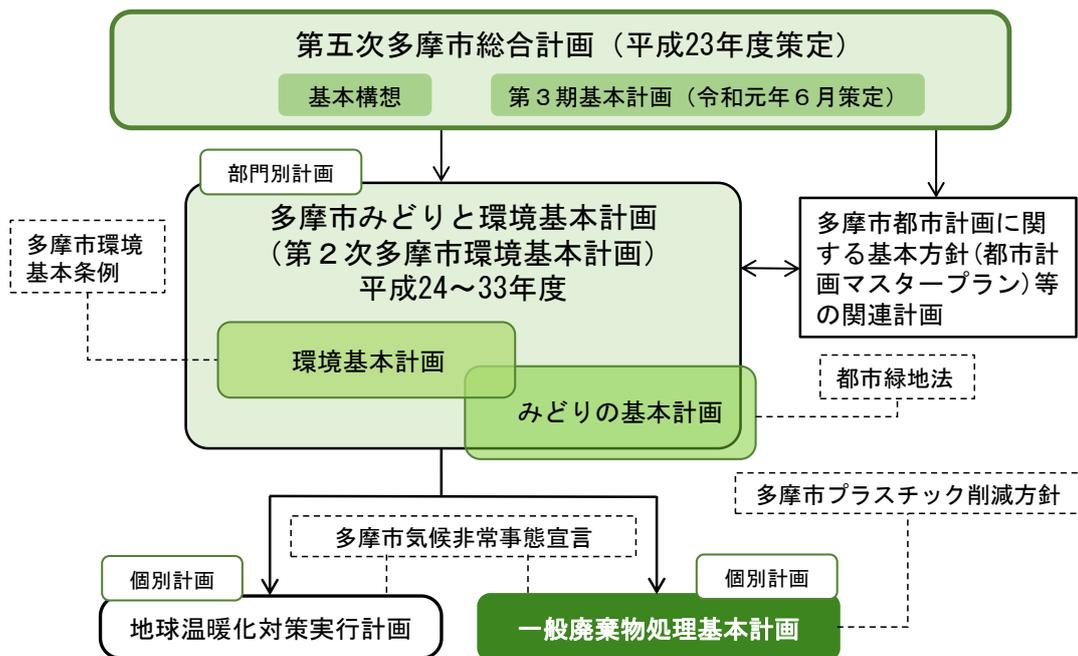
(1) 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

本計画は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型社会システムの確立を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保するために、自治体における廃棄物の発生抑制、再利用の促進、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔保持に関する基本方針を定めるものです。

(2) 位置づけ

本計画は、本市の将来都市像とまちづくりの基本的な方向性を示し、総合的・計画的にまちづくりを進めるうえでの根幹となる計画として定められた「第五次多摩市総合計画」を具現化するための「個別計画」です。

■ 本計画の位置づけ



(3) 計画期間

計画期間は令和5(2023)年度からの10年間で、目標年次は令和14(2032)年度とし、概ね5年ごとに見直しを行います。

なお、社会情勢の変化など、計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

目標年次 令和14(2032)年度

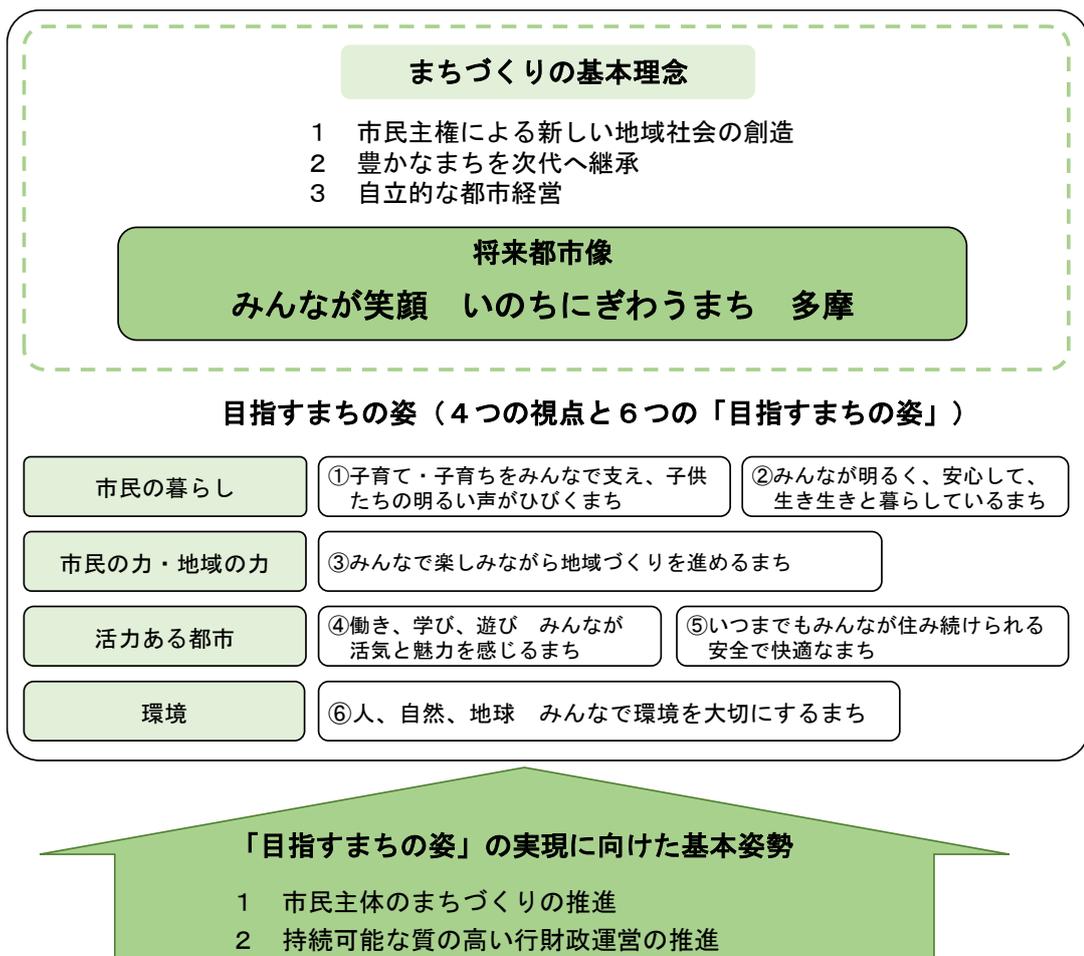
4. 関連計画の紹介

(1) 第五次多摩市総合計画

第五次多摩市総合計画の基本構想は、概ね 20 年後の多摩市が目指すまちの姿を現したまちのビジョンであり、まちづくりの3つの基本理念のもと、「みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩」を将来都市像に掲げ、目指すまちの姿の実現に向けた基本姿勢や取り組みなどを定めています。

令和元（2019）年6月に策定した第3期基本計画（2019-2028）では、社会のあり方の変化を捉え、市民とともに作る計画として「超高齢社会への挑戦」、「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」、「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を重点課題に掲げています。

■ 第五次多摩市総合計画の骨格



資料：第五次多摩市総合計画

(2) 多摩市みどりと環境基本計画

多摩市みどりと環境基本計画では、環境への負荷の少ない循環と調和を基調とした社会をみんなとともに創り継承していくことを基本理念とし、めざす環境像として「循環と調和のまち みんなで創る多摩 一和と環と輪のまちづくり」を掲げています。

■ 多摩市みどりと環境基本計画の環境像と廃棄物に係る目標と方針



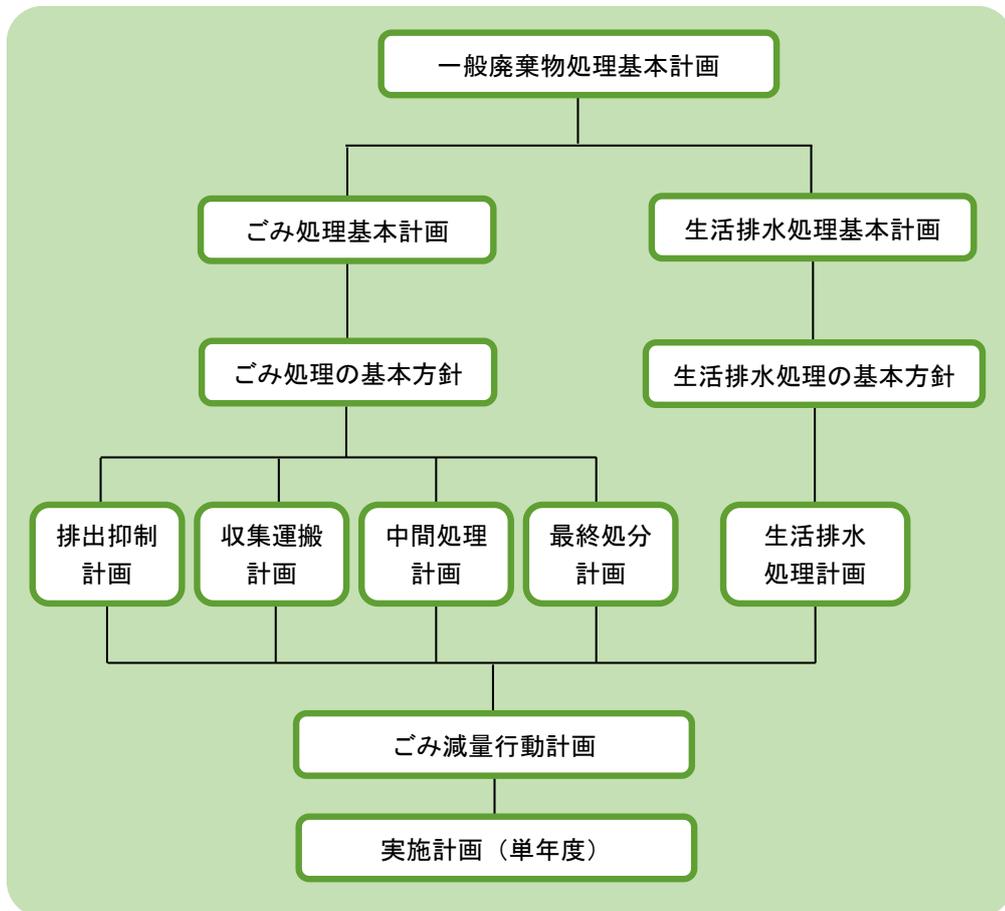
資料：多摩市みどりと環境基本計画（平成 24(2012)～33(2021)年度）

5. 本計画の体系

本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成されます。ごみ処理及び生活排水処理における基本方針を定めるとともに、ごみについては、排出抑制・収集運搬・中間処理・最終処分の各段階における計画、生活排水については処理における計画を示すものです。

また、実施計画は、廃棄物処理法に基づいて、一般廃棄物処理基本計画の円滑な実施のため、年度ごとの処理量や処理方法等について定める計画です。

■ 本計画の体系



なお、本計画における用語の使い方は、以下の通りとします。

「ごみ」と「廃棄物」の使い分け

固有の名称（法律や条例等・計画の名称、既存の統計や調査において固定的に使われている用語）についてはそれぞれの用法に従って引用し、それ以外については、「ごみ」の用語を用いるものとします。

6. 計画処理区域

計画処理区域は、本市全域（21.01 平方キロメートル）とします。

■ 計画処理区域



第2章 多摩市の概況について

1. 多摩市の位置

本市は、東経 139 度 27 分、北緯 35 度 38 分に位置し、北は多摩川を境に府中市に接し、東は稲城市、南は神奈川県川崎市麻生区と町田市、西は八王子市と日野市に接し、面積は 21.01 平方キロメートルです。

流域は多摩川水系で、多摩川支流の大栗川、乞田川が市内を流れています。

■ 多摩市の位置



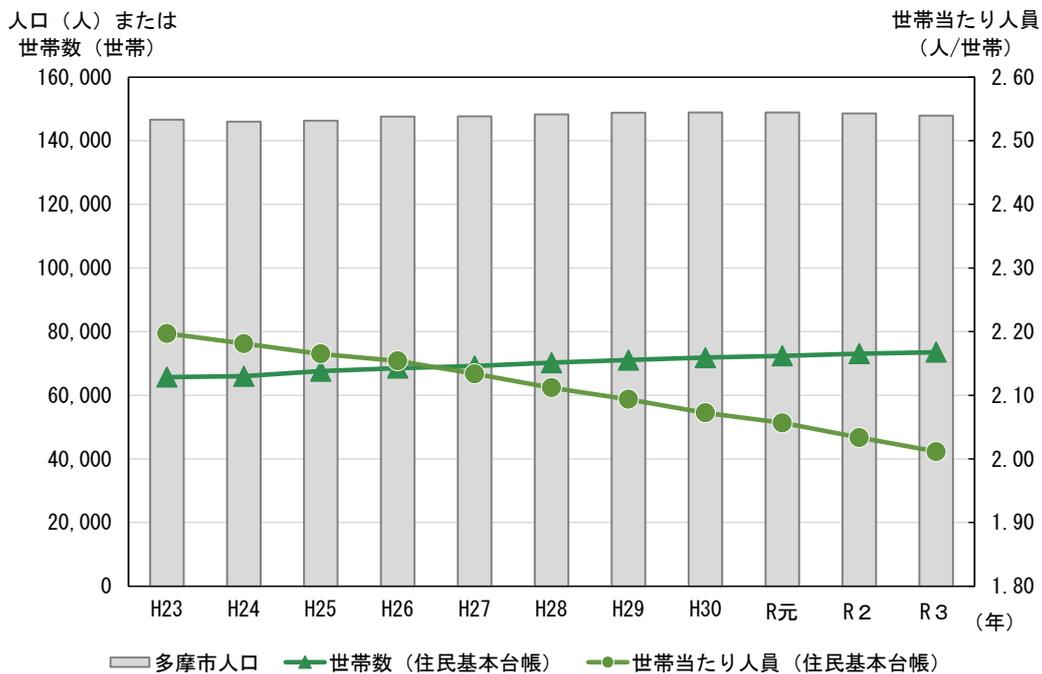
2. 市域の現況

(1) 人口

1) 人口と世帯数の推移

令和3（2021）年10月1日現在の人口は147,922人、世帯数は73,538世帯です。世帯当たり人員は引き続き減少が続いており、2.01人まで低下しています。

■ 人口及び世帯数の推移（各年10月1日）



(各年10月1日)

	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
人口	146,637	145,979	146,288	147,593	147,664	148,317	148,815	148,855	148,865	148,606	147,922
世帯数	65,717	65,970	67,568	68,521	69,204	70,231	71,081	71,831	72,385	73,078	73,538
世帯当たり 人員	2.20	2.18	2.17	2.15	2.13	2.11	2.09	2.07	2.06	2.03	2.01

※平成24（2012）年までの世帯数は日本人世帯のみ、平成25（2013）年以降の世帯数には外国人世帯を含む（住民基本台帳法一部改正による）

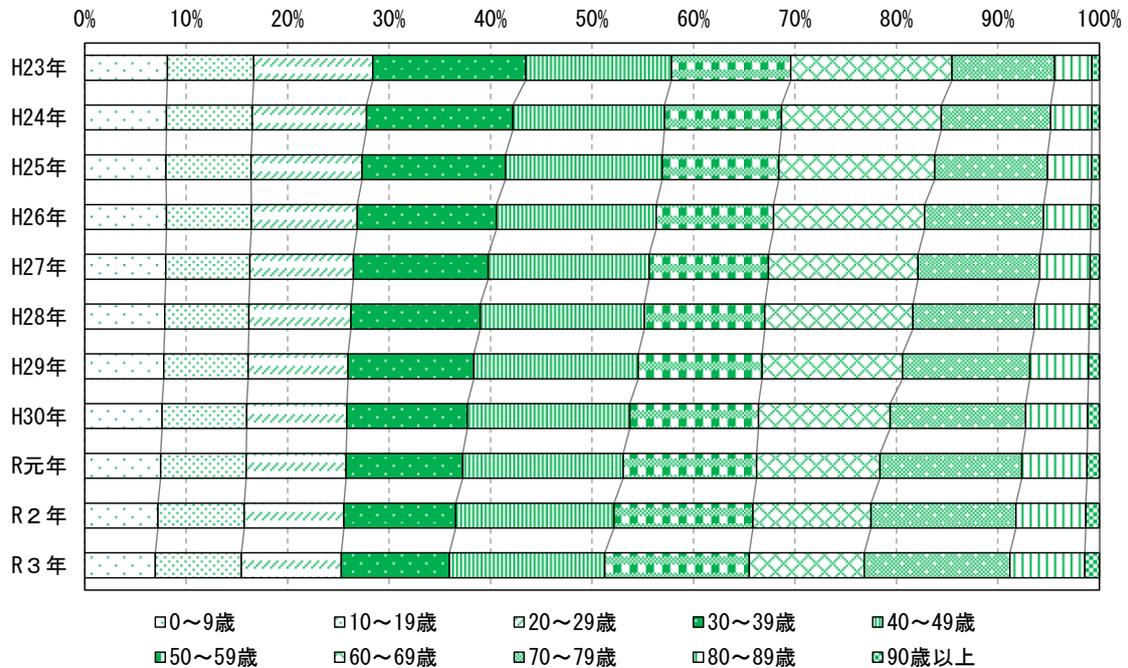
世帯当たり人員は、平成24（2012）年までは日本人のみで算出、平成25（2013）年以降は外国人を含む

資料：住民基本台帳、外国人登録人口

2) 年齢別人口

最も人口が多い年代は40歳代、次いで70歳代、50歳代の順です。令和3(2021)年は、60歳以上が約35%になり、70歳以上の著しい増加が続いています。

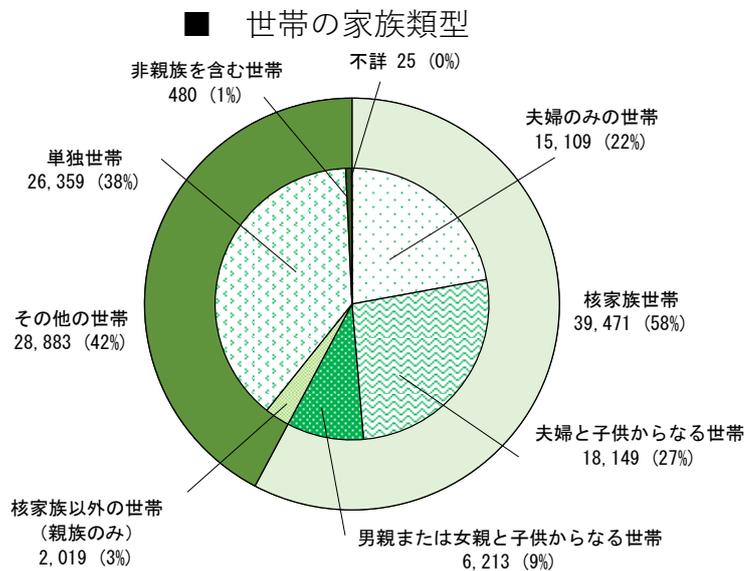
■ 年齢別人口の推移（多摩市の台帳人口（日本人）、各年10月1日）



資料：住民基本台帳人口

3) 家族類型

核家族世帯は約58%を占めており、核家族世帯の内訳を見ると、従来「標準世帯」と言われてきた「夫婦と子どもからなる世帯」は全体の約27%で、単独世帯の約38%より少なくなっていることがわかります。



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

(2) 産業

1) 産業別事業所の推移

昭和 61 (1986) 年から平成 18 (2006) 年の間に、事業所数全体が 1.55 倍に増加しており、とりわけ増加しているのは 2.04 倍になっている「サービス業」です。市内の事業所数は、平成 21 (2009) 年以降は概ね 4,000 となっています。

■ 産業大分類別事業所数の推移

産業大分類	昭和61年 (1986)	平成3年 (1991)	平成8年 (1996)	平成11年 (1999)	平成13年 (2001)	平成16年 (2004)	平成18年 (2006)
農業・林業・漁業	0	1	2	1	2	3	4
鉱業	1	0	1	1	1	1	1
建設業	173	233	265	235	248	191	217
製造業	89	126	114	109	111	93	93
電気・ガス・熱供給・水道業	6	5	7	3	7	2	6
運輸・通信業	42	62	77	70	157	109	131
卸・小売業、飲食店	1,135	1,330	1,474	1,414	1,497	1,349	1,424
金融・保険業	49	77	70	72	72	59	68
不動産業	131	199	249	234	284	251	267
サービス業	662	1,012	1,268	1,243	1,415	1,132	1,349
公務(他に分類されないもの)	15	19	18	—	19	—	21
合計	2,303	3,064	3,545	3,382	3,813	3,190	3,581

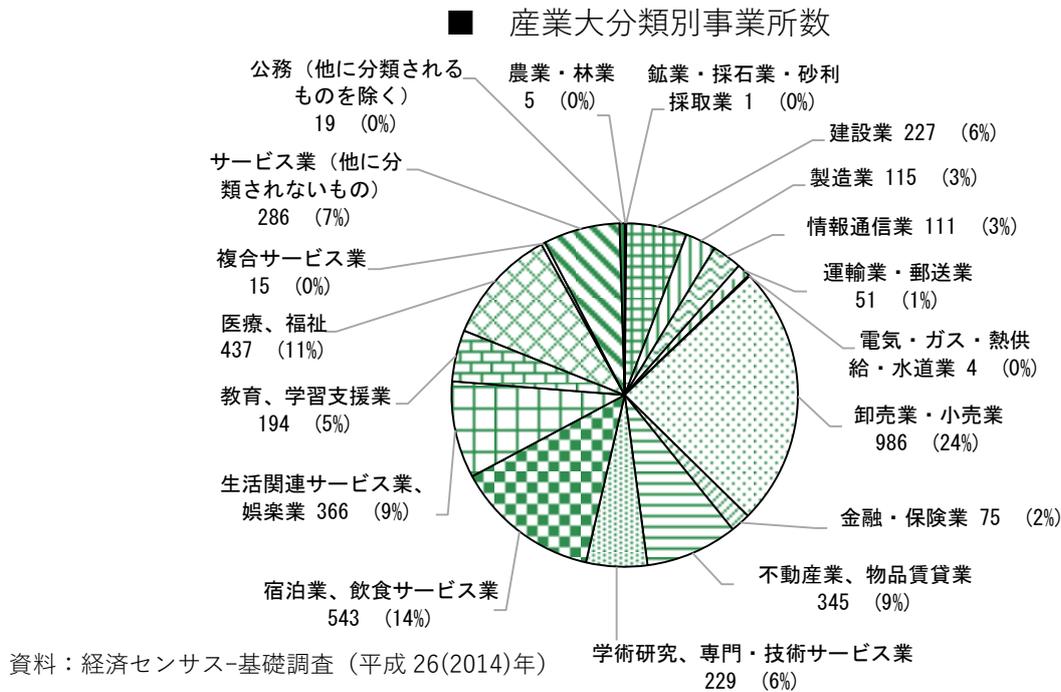
※調査年度により産業大分類が異なる場合、類似の産業を合算。簡易調査の年度は民間企業のみが調査対象

産業大分類	平成21年 (2009)	平成26年 (2014)
農業・林業	6	5
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	1
建設業	251	227
製造業	119	115
電気・ガス・熱供給・水道業	10	4
情報通信業	127	111
運輸業、郵便業	53	51
卸売業・小売業	1,029	986
金融・保険業	75	75
不動産業、物品賃貸業	343	345
学術研究、専門・技術サービス業	253	229
宿泊業、飲食サービス業	520	543
生活関連サービス業、娯楽業	373	366
教育、学習支援業	188	194
医療、福祉	350	437
複合サービス業	16	15
サービス業(他に分類されないもの)	264	286
公務(他に分類されないもの)	20	19
合計	3,997	4,009

資料：事業所・企業統計調査(上)、経済センサス-基礎調査(下)

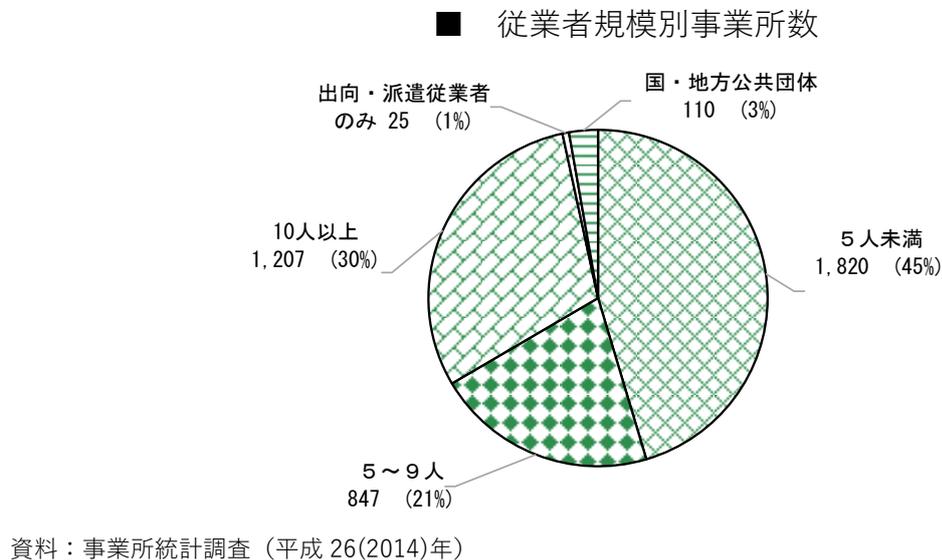
2) 産業別事業所数の構成割合

産業別の事業所数は、「卸売業、小売業」（約 24%）、「宿泊業、飲食サービス業」（約 14%）、「医療、福祉」（約 11%）、の順に多くなっています。「建設業」、「製造業」、「農業、林業」を合わせても 1 割弱であり、ほぼ大半がサービス系の産業となっています。



3) 従業者規模別事業所数

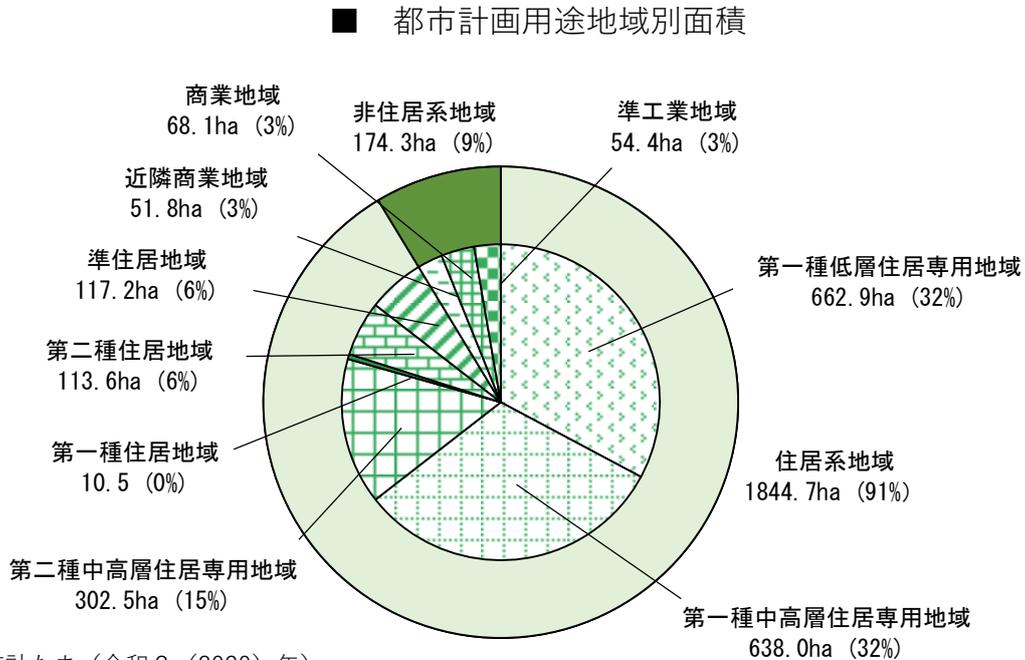
多摩市内の全事業所（平成 26（2014）年の事業所統計調査における計 4,009 事業所）のうち、5 人未満のものが全体の約 45%を占めており、全体の約 66%が 10 人未満の事業所となっています。



(3) 土地利用

1) 用途別土地利用状況

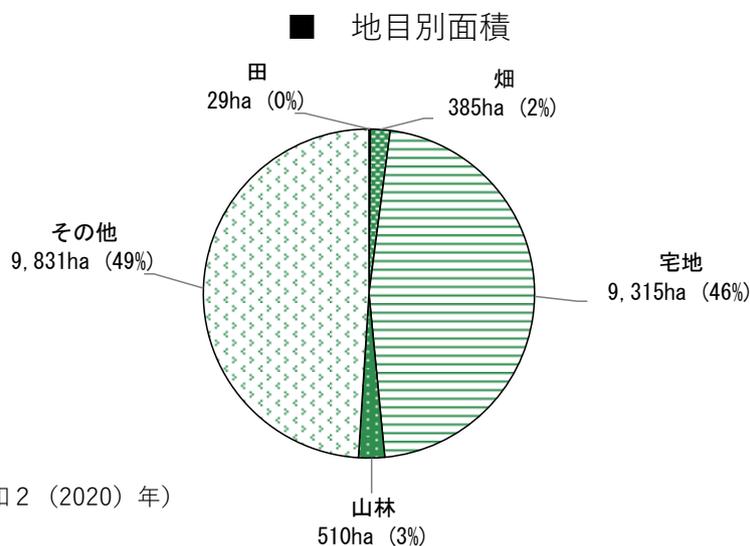
用途地域別面積では、住居系地域が全体の約91%を占めており、非住居系（商業系・工業系）は1割未満となっています。



資料：統計たま（令和2（2020）年）

2) 地目別面積

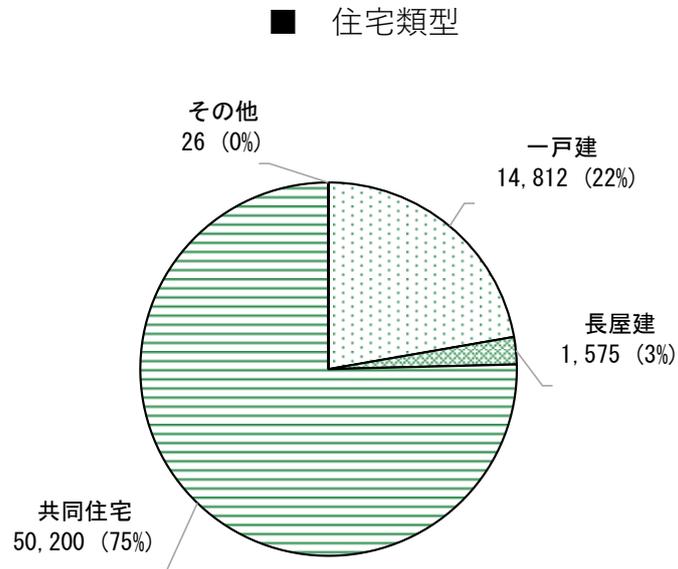
地目別面積では、「宅地」が全体の約46%を占めています。「田」、「畑」、「山林」の合計は約5%となっており、農地や山林がごくわずかとなっていることがわかります。



資料：統計たま（令和2（2020）年）

3) 住宅類型

戸建は全体の約2割で、残り約8割は集合住宅に居住しています。



資料：国勢調査（令和2（2020）年版）

(4) 財政状況

令和3（2021）年度の一般会計決算額は約685億円で、清掃事業費は約26億9,100万円（約3.9%）となっています。

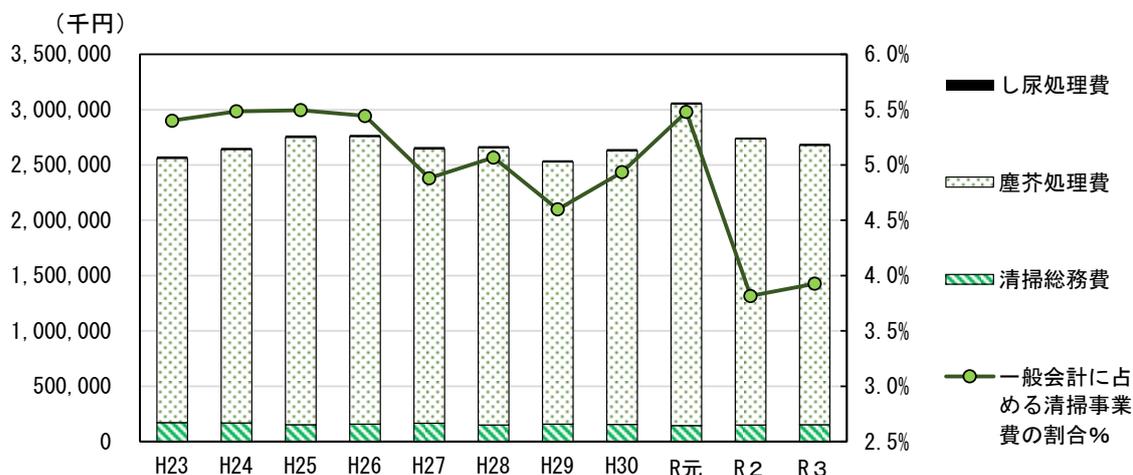
■ 一般会計と清掃事業費の推移

（単位：千円）

年度	一般会計 決算額	清掃事業費		内訳			
				ごみ処理経費			し尿 処理費 金額
				清掃 総務費	塵芥処理費	小計	
平成23年度 (2011)	48,145,020	2,576,332	5.4%	171,809	2,387,807	2,559,616	16,716
平成24年度 (2012)	48,417,043	2,655,337	5.5%	169,641	2,469,729	2,639,370	15,967
平成25年度 (2013)	50,327,935	2,765,894	5.5%	153,152	2,596,113	2,749,265	16,629
平成26年度 (2014)	50,927,384	2,772,332	5.4%	158,042	2,597,990	2,756,032	16,300
平成27年度 (2015)	54,523,229	2,661,286	4.9%	167,262	2,477,162	2,644,424	16,862
平成28年度 (2016)	52,704,383	2,670,411	5.1%	150,009	2,504,296	2,654,305	16,106
平成29年度 (2017)	55,248,940	2,541,279	4.6%	157,120	2,368,390	2,525,510	15,769
平成30年度 (2018)	53,578,172	2,644,073	4.9%	155,228	2,473,426	2,628,654	15,419
令和元年度 (2019)	55,961,691	3,066,472	5.5%	145,132	2,905,253	3,050,385	16,087
令和2年度 (2020)	72,029,432	2,748,895	3.8%	149,381	2,584,781	2,734,162	14,733
令和3年度 (2021)	68,528,979	2,690,938	3.9%	153,438	2,522,166	2,675,604	15,334

※人件費含む

資料：清掃事業実績



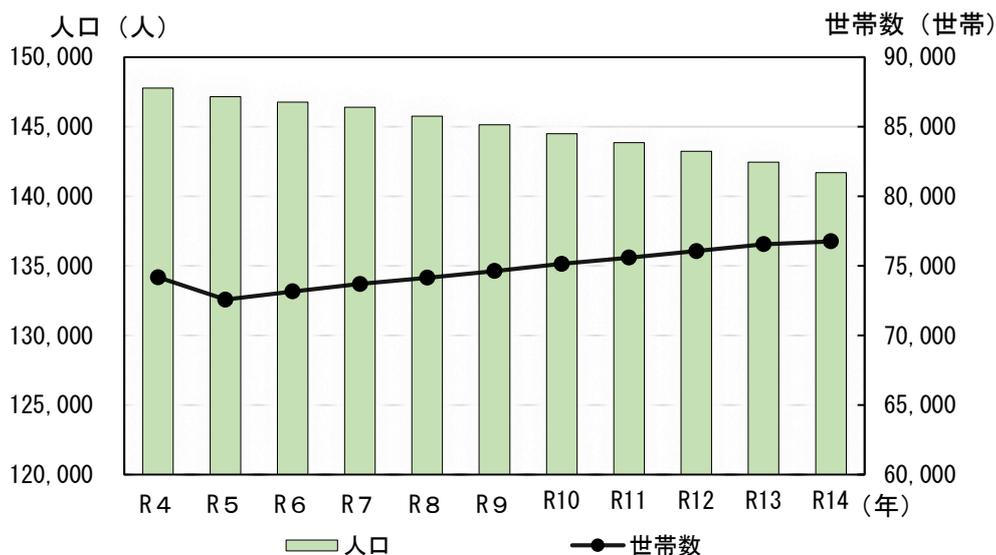
3. 将来像

(1) 将来の収集人口

収集人口は、外国人を含めて以下の通り推計しました。人口は減少し、世帯数は増加傾向に推移すると考えられます。

■ 収集人口の将来推計

令和14 (2032) 年度 141,699人



資料：多摩市将来人口推計

(各年 10 月 1 日)

	人口推計値 (人) ⇒ 収集人口	世帯数 (世帯) (多摩市人口推計)	人口増加率 (%) (対前年)
令和 4 (2022)	147,770	74,187	-0.10%
令和 5 (2023)	147,156	72,573	-0.42%
令和 6 (2024)	146,773	73,167	-0.26%
令和 7 (2025)	146,391	73,702	-0.26%
令和 8 (2026)	145,759	74,153	-0.43%
令和 9 (2027)	145,127	74,625	-0.43%
令和10 (2028)	144,495	75,146	-0.44%
令和11 (2029)	143,863	75,588	-0.44%
令和12 (2030)	143,233	76,062	-0.44%
令和13 (2031)	142,466	76,552	-0.54%
令和14 (2032)	141,699	76,768	-0.54%

- ・ 令和 4 (2022) 年は実績値。令和 5 (2023) 年以降は推計値。
- ・ 収集人口推計値は、第 2 期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和 3 (2021) 年 3 月) による

(2) 都市の将来像

第五次多摩市総合計画第3期基本計画の『施策 F1-3 資源循環社会の構築』において、以下のように定めています。

●施策の目指す姿

市民が快適で衛生的な生活環境のもとで環境負荷の少ない循環型社会を構築していくために、4Rの視点に基づき一人ひとりがごみの減量化やリサイクルに取り組んでいます。

●成果目標値

指標名	現状値 (平成29年度) (2017)	目標値 (令和4年度) (2022)	目標値 (令和10年度) (2028)
①総ごみ量	38,098 t	37,585 t	36,982 t
②資源化率 [※]	35.0%	40.0%以上	40.0%以上
③市民1人1日あたりのごみ量	579.0g	567.4g	550.1g

※資源化率(%) = (資源回収量(t) + 集団回収量(t)) / (家庭系、事業系の総ごみ量(t) + 集団回収量(t))

●主な施策の方向性 (環境負荷の少ない循環型社会の構築)

① 廃棄物・資源の適正処理と生活環境の維持

- ・市民生活の中で必ず発生する廃棄物や資源について、安全で安定したごみ収集、中間処理、最終処分を行い、衛生的で快適な生活環境を確保します。

② ごみの発生抑制

- ・ごみとなる前の発生段階から無駄な消費を抑え、自家処理の推進を促す方策、まだ食べられるのに捨てられている食品を廃棄せず有効利用する食品ロス削減、使い捨てプラスチックの利用を減らすことでマイクロプラスチックと無駄なプラスチックの削減につながるレジ袋削減、2R[※]の啓発など、地域特性を活かした施策を行います。

③ ごみ減量・資源化の推進

- ・資源化率を向上させるため、家庭系ごみからの資源分別の徹底、市民・事業者との協働によるごみ減量啓発に取り組みます。
- ・老朽化している資源化センターについて計画的に改修を進め、剪定枝等の資源化など、みどりのリサイクルの促進に取り組みます。
- ・事業系ごみの削減へ向け、搬入物検査とともに、事業所への啓発を行います。

※2R: Reduce (無駄なものは使わない)、Reuse (繰り返し使う) を優先的にを行い発生抑制を推進する運動

第3章 ごみ処理の現況と課題

1. ごみ量に関する現況の整理

(1) 収集・運搬、中間処理、最終処分の流れ

1) 収集・運搬段階

家庭系ごみの収集・運搬については、分別区分を「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」「有害性ごみ」及び「資源」の5区分としており、資源については、びん、缶、ペットボトル、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、古布、プラスチック、小型家電・金属類の計9品目を収集しています。

収集方式は、平成12(2000)年10月から「戸別(一部ステーション)方式」により収集車で収集しています。

なお、紙パック、白色トレイ、アルミつき紙パック、マルチパック等は、多摩市エコショップ認定店舗等の協力を得て店頭回収を行っています。

事業系ごみは、平成11(1999)年10月1日から全面有料化を実施し、分別区分は「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」「有害性ごみ」「資源」の5区分です。1日平均排出量10kg未満の少量排出事業所は、粗大ごみを除き市が収集し、多量排出事業所については、収集・運搬許可業者と契約するか、自己搬入するかにより、「燃やせるごみ」の受け入れを行っています。

2) 中間処理段階

中間処理では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、小型家電・金属類及び有害性ごみは、多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場の焼却処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設において、焼却・破碎・選別処理を行い、有価物については資源化しています。

資源(びん、缶、ペットボトル、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、古布、プラスチック)は、多摩市立資源化センターで選別、圧縮、梱包、保管を行い、資源化業者において資源化しています。

剪定枝は、多摩市立資源化センターで粉碎・発酵し、土壌改良材として市民等へ配布しています。

粗大ごみのうち、再利用可能な家具等は、多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場・リサイクルセンターで再生され、市民に有料又は無料で提供されます。

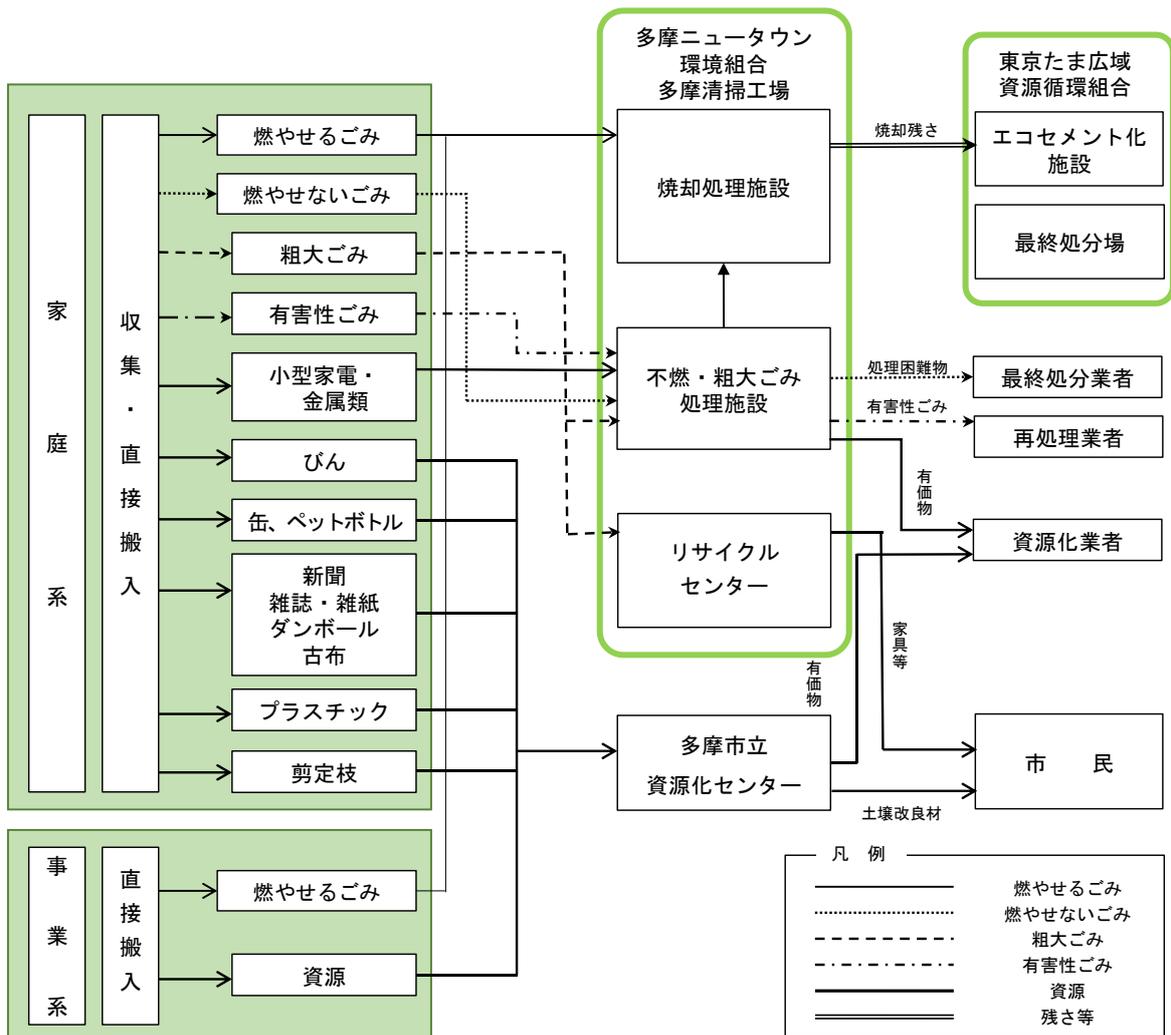
有害性ごみは、多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で選別保管後、再処理業者に回収されます。

3) 最終処分段階

最終処分では、焼却処理後の焼却残さを東京たま広域資源循環組合の東京たまエコセメント化施設へ搬入し、全てエコセメントの原料として再利用しています。

4) ごみ処理フロー

■ ごみ処理フロー

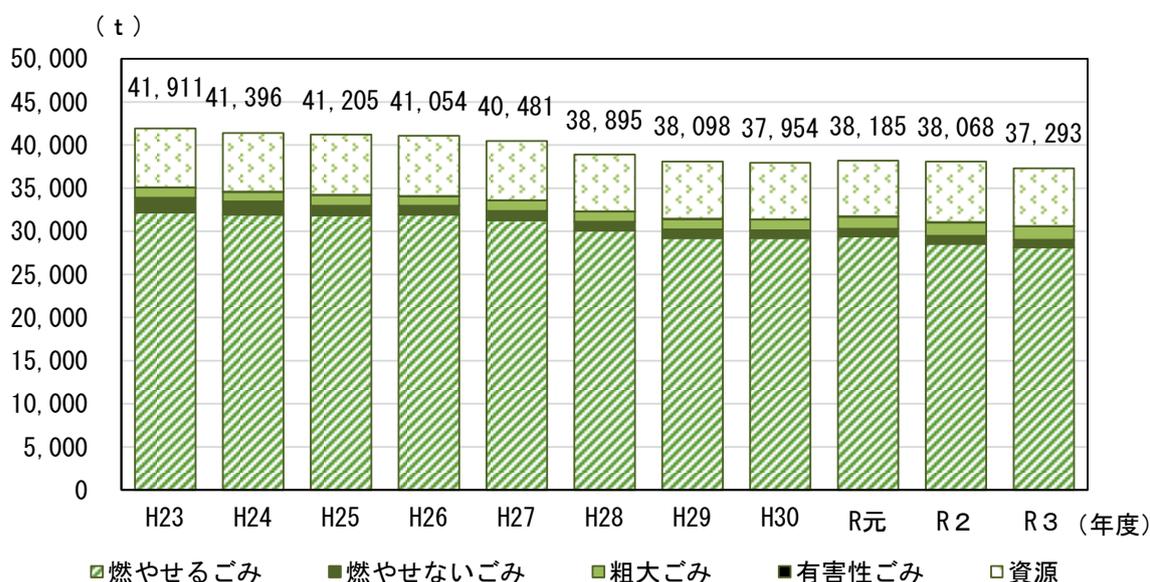


(2) ごみ量の実績

ごみと資源の合計(総ごみ量)は、減少傾向にあり、平成 23 (2011) 年度の 41,911 t に比べ、令和 3 (2021) 年度は 37,293 t となり、4,618 t (11.0%) の減量となっています。また、燃やせるごみが全体の 75.5%、資源が 17.9% を占めています。

平成 23 (2011) 年度以降、ごみ減量啓発事業、廃棄物減量等推進員による地域での啓発活動、事業系廃棄物の排出指導等を行いつつ、制度的な施策としては、平成 25 (2013) 年度に小型家電・金属類の資源化、平成 28 (2016) 年度には事業系廃棄物処理手数料の改定を行いました。

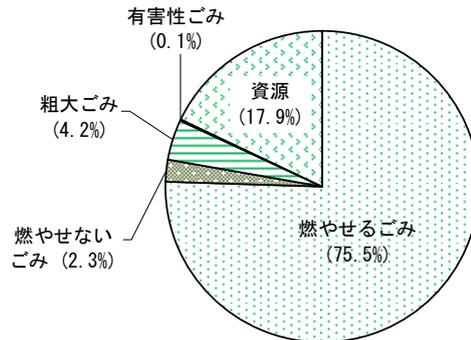
■ 分別区分ごとの総ごみ量の推移



	平成 23 (2011)	平成 24 (2012)	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)
燃やせるごみ	32,166	31,910	31,839	31,927	31,291	30,081
燃やせないごみ	1,705	1,533	1,136	1,040	1,070	1,022
粗大ごみ	1,172	1,108	1,226	1,082	1,190	1,183
有害性ごみ	60	45	48	50	44	42
資源	6,808	6,800	6,957	6,956	6,886	6,567
総ごみ量	41,911	41,396	41,205	41,054	40,481	38,895

	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
燃やせるごみ	29,219	29,215	29,414	28,554	28,156
燃やせないごみ	991	893	892	922	848
粗大ごみ	1,196	1,237	1,379	1,532	1,560
有害性ごみ	44	44	53	54	52
資源	6,648	6,565	6,447	7,006	6,677
総ごみ量	38,098	37,954	38,185	38,068	37,293

■ 分別区分ごとの割合



家庭系ごみは、平成 30 (2018) 年度までは減少していましたが、令和元 (2019) 年度から令和 2 (2020) 年度にかけて増加し、特に燃やせるごみと粗大ごみが増加しました。

事業系ごみは、令和 3 (2021) 年度に微増したものの、平成 26 (2014) 年度をピークに減少しており、内訳の多くを占める燃やせるごみも減少しています。

■ 家庭系及び事業系の総ごみ量の推移



		平成 23 (2011)	平成 24 (2012)	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)
家庭系ごみ	燃やせるごみ	22,862	22,632	22,517	22,427	22,463	21,778
	燃やせないごみ	1,699	1,528	1,131	1,036	1,060	1,019
	粗大ごみ	1,056	1,009	1,137	1,010	1,122	1,114
	有害性ごみ	60	45	48	50	44	42
	資源	6,728	6,671	6,819	6,839	6,760	6,463
	合計	32,405	31,884	31,652	31,362	31,449	30,416
事業系ごみ	燃やせるごみ	9,304	9,278	9,322	9,500	8,828	8,303
	燃やせないごみ	6	5	4	3	10	3
	粗大ごみ	116	99	89	72	68	69
	有害性ごみ	0	0	0	0	0	0
	資源	80	130	138	117	126	104
	合計	9,506	9,512	9,553	9,692	9,032	8,479

		平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
家庭系ごみ	燃やせるごみ	21,467	21,469	21,887	22,337	21,728
	燃やせないごみ	988	888	886	918	844
	粗大ごみ	1,135	1,184	1,319	1,484	1,511
	有害性ごみ	44	44	53	54	52
	資源	6,466	6,411	6,288	6,810	6,507
	合計	30,100	29,996	30,433	31,603	30,642
事業系ごみ	燃やせるごみ	7,752	7,746	7,527	6,217	6,428
	燃やせないごみ	3	5	6	4	4
	粗大ごみ	61	53	60	48	49
	有害性ごみ	0	0	0	0	0
	資源	182	154	159	196	170
	合計	7,998	7,958	7,752	6,465	6,651

(3) ごみの組成

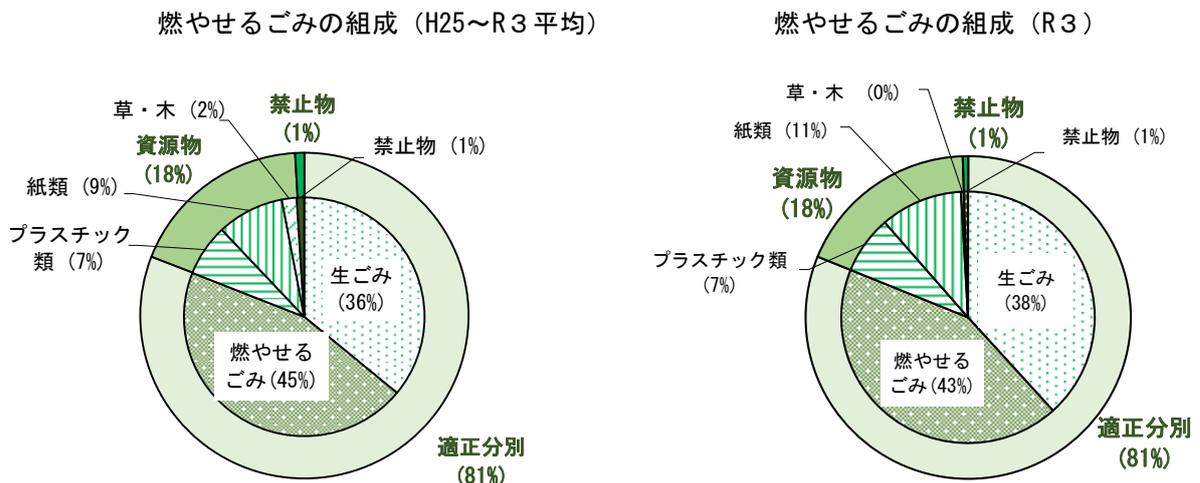
組成分析調査とは、ごみの内容物について組成を分析することで、啓発効果を検証し、今後の啓発に係る施策展開の基礎資料とするものです。令和 3（2021）年度は、場所や時期を変えて、計 22 回実施しました。

1) 燃やせるごみの組成

令和 3（2021）年度の家庭から出される「燃やせるごみ」の組成分析調査では、約 8 割が適正分別、残る約 2 割が資源物及び禁止物で、前計画期間（平成 25（2013）年度～令和 3（2021）年度）の平均値と比較しても大幅な相違はありませんでした。

「生ごみ」は適正分別ですが、全体の重量の約 4 割を占めており、生ごみの減量によって全体としてのごみ減量は大きく進展することが見込まれます。

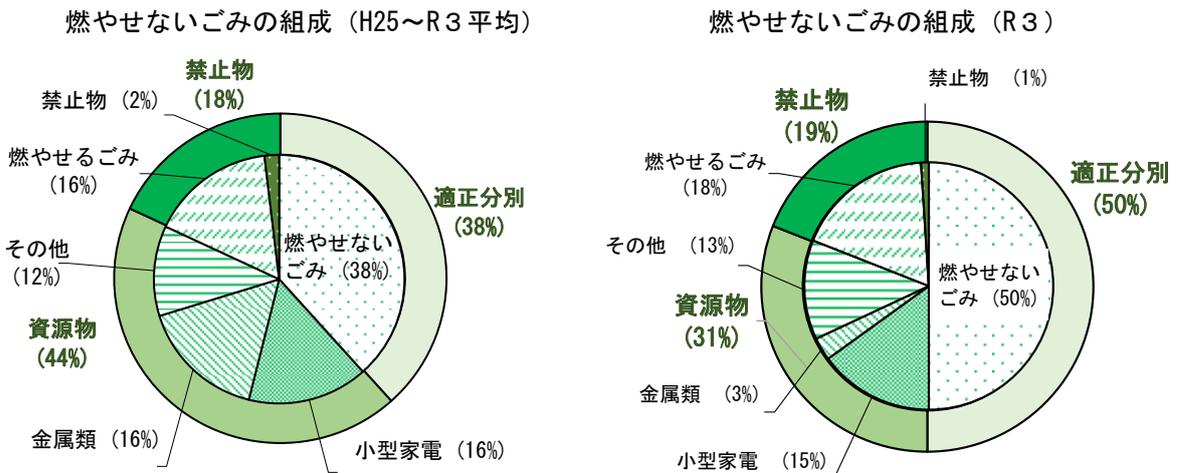
また、家庭から出される「燃やせるごみ」には、資源化可能な「紙類」、「プラスチック類」の混入が依然として全体の約 2 割を占めており、資源化することで減量の余地があります。



2) 燃やせないごみの組成

燃やせないごみの組成分析調査では、約5割が適正分別、残る約5割が燃やせるごみ、資源物及び禁止物であり、前計画期間（平成25（2013）年度～令和3（2021）年度）の平均値と比較すると、適正な分別が進行しました。

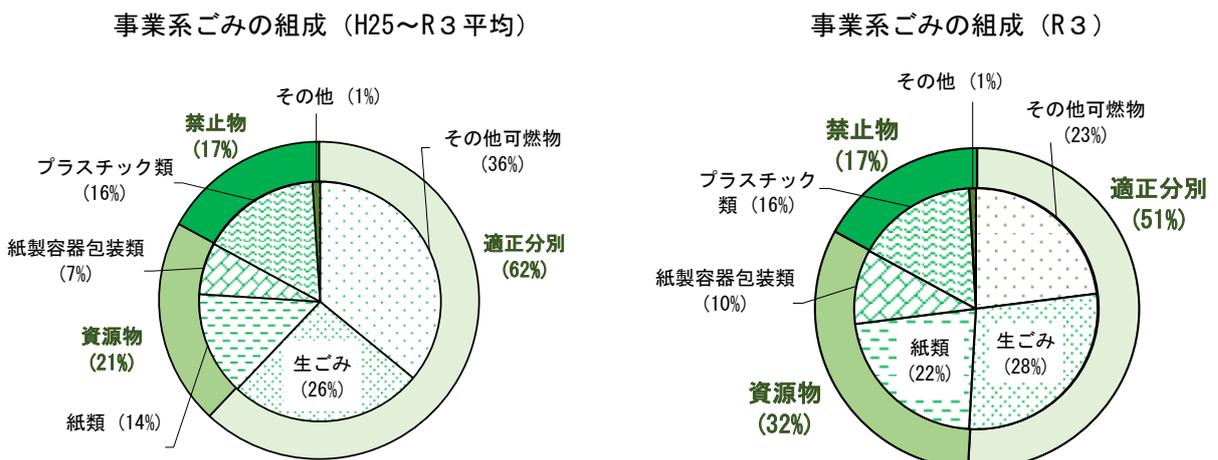
しかし、平成25（2013）年度から、小型家電・金属類の資源収集を始めていますが、依然として小型家電・金属類が「燃やせないごみ」の約2割を占めており、引き続き適正分別の啓発による資源化の促進が必要となります。



3) 事業系ごみの組成

事業系ごみは、近年リサイクルに関する意識の高まりを受けて減少傾向にあります。しかし、その内訳を分析すると、生ごみや資源化可能な紙類等が多くを占めるだけでなく、本来、可燃ごみに混入してはならないプラスチック類等の禁止物があるなどの課題もあります。また、生ごみが全体の約3割を占めており、食品ロス削減に向けた生ごみリサイクルの促進が必要となります。

前計画期間（平成25（2013）年度～令和3（2021）年度）の平均値と比較すると、紙類・紙製容器包装類など資源の割合が増え、その分その他可燃物の割合が減少しており、より一層の適正分別の啓発による資源化の促進が必要となります。



(4) 資源

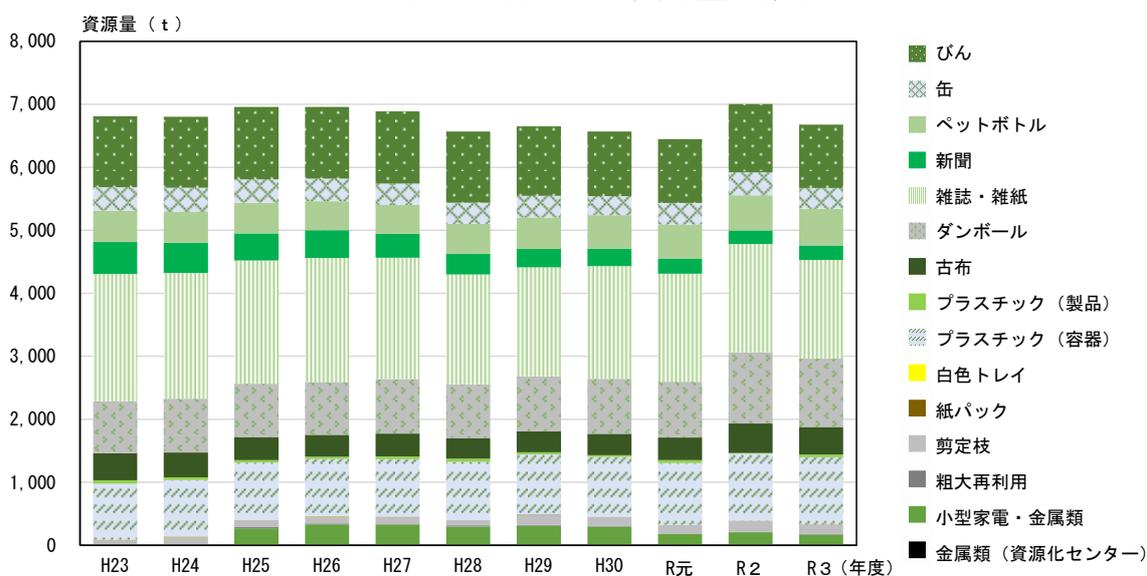
1) 資源の収集

平成 25 (2013) 年度からは小型家電・金属類を資源として収集開始しました。

近年は、インターネットの普及等に伴う購読数の減少によって、新聞、雑誌・雑紙は減少しているのに対し、ダンボールや古布、プラスチック(容器)は、令和 2 (2020) 年度以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ステイホームによる家庭での食事・デリバリーの利用、自宅の片付、通販利用等の機会が増えたことで、収集量が増加しました。

また、ペットボトルは、平成 26 (2014) 年度まで減少傾向でしたが、その後は増加に転じ、令和 2 (2020)、3 (2021) 年度はさらに伸びています。

■ 分別区分ごとの資源量の推移



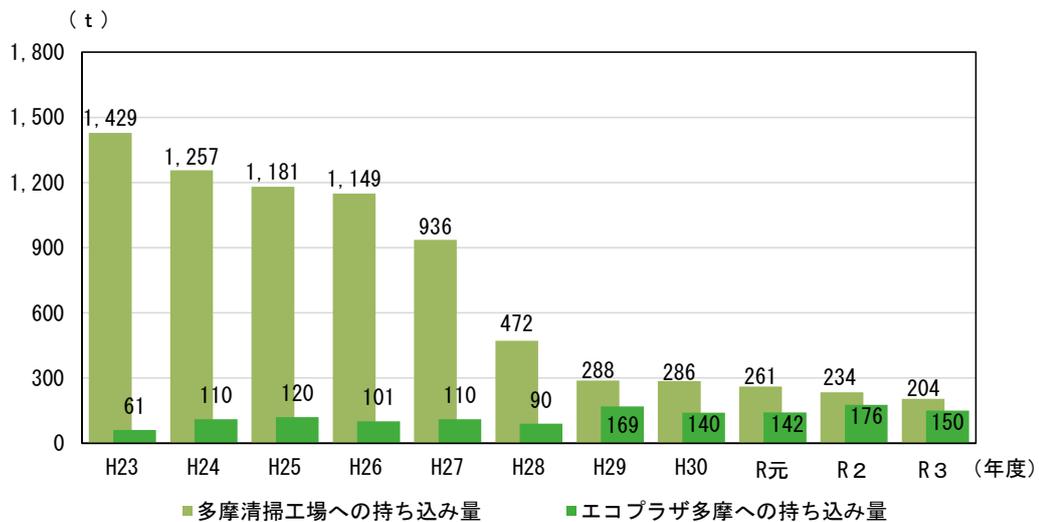
年度	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
びん	1,127	1,126	1,148	1,136	1,144	1,128	1,100	1,021	1,015	1,086	1,005
缶	370	386	372	360	341	337	344	308	341	364	332
ペットボトル	499	488	487	459	460	473	500	526	537	558	579
新聞	504	478	427	440	377	328	292	278	243	213	231
雑誌・雑紙	2,025	1,997	1,957	1,968	1,924	1,749	1,731	1,791	1,714	1,720	1,568
ダンボール	822	854	848	838	866	847	871	874	886	1,130	1,081
古布	427	391	365	349	363	330	331	336	360	468	439
プラスチック(製品)	54	46	40	36	44	50	38	28	46	12	40
プラスチック(容器)	892	896	905	913	912	921	947	954	976	1,065	1,071
白色トレイ	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
紙パック	6	8	0	8	3	0	2	2	0	2	2
剪定枝	61	110	119	101	110	90	169	140	142	176	150
粗大再利用	20	20	18	15	16	16	13	12	8	6	6
小型家電・金属類	—	—	270	333	326	298	309	296	178	205	173
金属類(資源化センター)								0	1		
合計	6,808	6,801	6,956	6,956	6,885	6,567	6,648	6,566	6,447	7,005	6,676

2) 剪定枝の持ち込み

剪定枝については、平成 27 (2015) 年 10 月からはエコプラザ多摩で市民の剪定枝受入を開始しました。令和 3 (2021) 年度は 150 t で、近年は横ばい傾向となっています。

一方、多摩清掃工場への持ち込み量は、平成 28 (2016) 年度以降、大きく減少しています。

■ 持ち込み量の推移

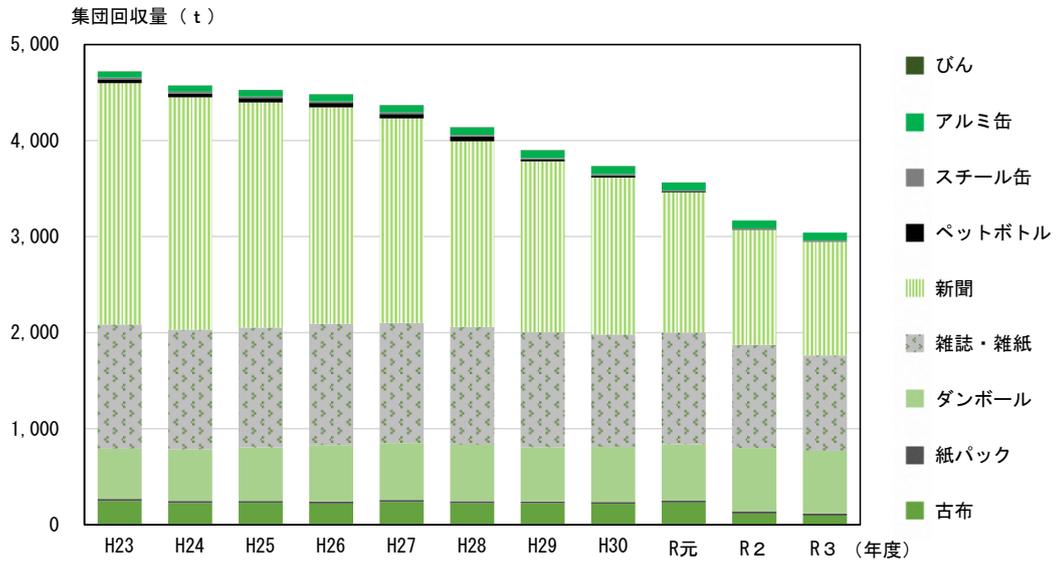


3) 資源集団回収

ごみの減量及び資源の再利用を推進し、市民のごみに対する意識を高めることを目的として、昭和 56 (1981) 年度から市内の集団回収を実施している団体に補助金を交付しています。令和 3 (2021) 年度の登録団体数は 229 団体となっています。回収品目は、びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック、古布の計 9 種類です。

近年は、令和元 (2019) 年度を境に新聞、雑誌・雑紙は回収量が減少傾向にありますが、ダンボールは増加傾向にあります。また、古布は令和 2 (2020) 年度に主な搬出先となる東南アジア諸国で新型コロナウイルス感染拡大の影響によるロックダウンにより、国内のリサイクル問屋での受け入れを一時的に見合わせていたことで、減少傾向にあります。

■ 分別区分ごとの資源集団回収量の推移



(t/年)

年度	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
びん	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
アルミ缶	62	63	66	70	73	78	81	83	83	84	84
スチール缶	18	17	17	17	17	17	16	16	14	13	11
ペットボトル	42	40	44	46	47	49	18	20	9	2	2
新聞	2,511	2,419	2,343	2,253	2,129	1,935	1,780	1,633	1,457	1,196	1,183
雑誌・雑紙	1,294	1,248	1,250	1,264	1,250	1,226	1,196	1,170	1,164	1,075	993
ダンボール	521	537	556	586	592	586	564	573	585	659	653
紙パック	22	21	20	20	20	20	21	20	21	22	22
古布	248	226	228	222	238	225	223	218	231	118	95
合計	4,719	4,572	4,525	4,479	4,367	4,136	3,899	3,733	3,564	3,168	3,042

2. 前計画の実施状況

(1) 資源化・減量化に関する施策の実施状況

本市の資源化・減量化の施策として、びん、缶・ペットボトル、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、古布、プラスチック、小型家電・金属類の計9品目を分別収集しています。本市の資源化・減量化に対する施策の過程は、以下のとおりです。

なお、中間処理や最終処分に関連した事項として、平成10(1998)年1月に東京たま広域資源循環組合の「日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場」が稼働開始、平成10(1998)年4月に多摩ニュータウン環境組合ごみ焼却施設の更新、平成11(1999)年10月に多摩市立資源化センター(エコプラザ多摩)の整備が行われました。

また、施設稼働開始から約20年が経過した平成30(2018)年度～令和4(2022)年度にかけて、資源化センター(エコプラザ多摩)では都市計画事業認可を取得し、プラント設備の老朽化に伴う更新工事を実施することで、施設の機能保全と安定運転の実施、性能水準の維持を図りました。

■ 資源化・減量化に関する施策年表－1

年度	収集方式・施策全般	施設
平成25年度 (2013)	4月 小型家電・金属類資源収集開始 6月 多摩市廃棄物減量等推進審議会へ諮問(みどりのリサイクルに向けての具体的な方策について) 生ごみ入れません袋モデル事業 8月 土壌改良材市民配布実施(他1回開催)	
平成26年度 (2014)	4月 生ごみ入れません袋モデル事業 5月 機密文書溶解処理リサイクル試行開始 9月 土壌改良材市民配布実施(他1回開催) 10月 多摩市エコショップ認定制度区分A・B認定基準一部見直し	9月 エコプラザ多摩プラント設備長期修繕計画策定
平成27年度 (2015)	5月 みどりのリサイクル実現に向けた市民説明会 9月 土壌改良材市民配布実施(他1回開催) 10月 多摩清掃工場への草枝ごみ持込手数料の免除廃止 エコプラザ多摩への市民剪定枝受入開始 多摩市エコショップ認定制度C区分認定基準一部見直し 「事業系ごみ減量化・リサイクル推進のガイド」の改訂 腐葉土化バッグモニター制度開始 10月 事業系ごみ手数料改訂説明会の開催(5回)	12月 剪定枝・草(チップ)の処理能力(2t/日)を追加し、施設全体の処理能力を61t/日へ変更
平成28年度 (2016)	5月 ダンボールコンポスト普及キャンペーン実施 8月 多摩市廃棄物減量等推進審議会へ諮問(多摩市一般廃棄物処理基本計画の改訂について) 9月 土壌改良材市民配布実施(他1回開催) 10月 事業系ごみ手数料改定(25円→35円へ)	

■ 資源化・減量化に関する施策年表－ 2

年度	収集方式・施策全般	施設
平成29年度 (2017)	9月 土壌改良材市民配布実施（他1回開催） 10月 ごみ分別アプリ さんあ〜る導入 3月 多摩市一般廃棄物処理基本計画改定版発行	・多摩市立資源化センタープラント設備等更新工事発注支援業務委託実施 2月 都市計画事業認可取得 3月 資源化センター長期修繕計画策定
平成30年度 (2018)	4月 多摩市エコショップ認定制度全区分認定基準一部見直し 多摩市一般廃棄物収集運搬業許可業者更新 大型発泡スチロールのエコプラザ多摩での拠点回収開始 ごみ・資源の分別ガイドを改正・発行 5月 多摩センターこどもまつりにごみ減量啓発ブース出展 9月 土壌改良材市民配布実施（他1回開催） 10月 多摩市エコショップ全区分更新 3月 多摩市災害廃棄物処理計画策定	・平成30(2018)年度多摩市立資源化センタープラント設備改修工事实施（びん類ライン） ・多摩市立資源化センター建築設備改修工事基本・実施設計業務委託
平成31年度 令和元年度 (2019)	1月 生ごみ入れません！袋キャンペーン開始 9月 土壌改良材市民配布実施（他1回開催）	・平成31(2019)年度多摩市立資源化センター缶・ペットボトル・草枝資源化プラント設備等改修工事实施 ・多摩市立資源化センター建築設備改修工事实施（電気設備・給排水衛生設備・空気調和設備）
令和2年度 (2020)	4月 「事業系ごみ減量化・リサイクル推進のガイド」の改訂 多摩市一般廃棄物収集運搬業許可業者更新 9月 ダンボールコンポスト モニター事業実施 土壌改良材市民配布実施（他1回開催） 11月 東京都との大規模事業所立入検査開始 3月 多摩市食べきり協力店登録制度開始 多摩市食品ロス実態調査実施	・令和2(2020)年度多摩市立資源化センタープラスチックプラント設備等改修工事实施
令和3年度 (2021)	4月 多摩市エコショップ認定制度全区分認定基準一部見直し 5月 多摩市廃棄物減量等推進審議会へ諮問 （多摩市一般廃棄物処理基本計画の改訂について） 8月 親子で学ぶ環境教室開催 9月 ダンボールコンポスト モニター事業実施 10月 多摩市エコショップ全区分更新 土壌改良材市民配布実施（他1回開催） 2月 多摩市プラスチック削減方針策定	・令和3(2021)年度多摩市立資源化センター古紙プラント設備等改修工事实施 ・多摩市立資源化センター外構等改修工事实施設計業務委託 3月 事業計画変更認可取得

(2) 各計画における施策の実施状況

■ 排出抑制計画 1：ごみの発生抑制と減量の推進

主体	既定計画	施策の実施状況（令和3(2021)年度）
①ごみの発生抑制と減量の推進		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】ものを長く大切に使い、ごみの発生を抑制します。 ・ばら売りや簡易包装の商品、リターナブル容器、詰め替えできる商品を積極的に利用し、容器包装材などのごみの発生を抑制します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出されるごみを抑制し、資源とごみを正しく分別しごみの減量活動を行えるよう、ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページ、たま広報で啓発しています。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】オフィスで使用する用紙の節減、食品の廃棄の抑制などに努め、ごみの減量化を推進します。 ・資源の自己回収、店頭回収を推進し、拡大生産者責任を全うしてごみの発生を抑制します。 ・耐久性があり再利用、資源化しやすい製品・容器を製造・加工・販売し、長く使用できるよう修理体制の充実に努めます。 ・リターナブル容器、詰替えできる商品の製造、販売を積極的に推進するとともに、ばら売りや簡易包装を推進し、容器包装材などのごみの発生を抑制します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例では、事業活動に伴う廃棄物については、事業者に対する処理責任を以下のように規定しています。 ①事業活動に伴って生じるごみは、自らの責任で適正に処理する。 ②ごみの発生抑制、再使用、再生利用を促進することにより廃棄物の減量を図る。 ③ごみの減量、適正処理等について、市の施策に協力する。 ・市内事業者が多摩市発行の「事業系ごみの減量化・リサイクル推進のガイド」を配布することで、ごみの適正処理・リサイクル活動促進に努めています。 ・詰替え商品や、ばら売り、量り売り、少量の小分け売りなどを取り入れます。 ・平成28(2016)年10月に事業系廃棄物処理手数料の見直しをしました。その効果の継続により引続き事業系ごみの排出量は減少しています。排出量については、新型コロナウイルス蔓延による影響を受けたと推測されます。

<p style="text-align: center;">市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】ごみの発生抑制と資源の有効利用、ごみの減量について、市民や事業者の意識を高め、行動につなげるための、必要な普及啓発や支援を行います。 ・市民と協働し、学校をはじめとした教育の場で、収集から最終処分までのごみ処理の流れや、発生抑制や資源の有効利用の必要性について学ぶ機会を設け、環境学習の充実を図り、次世代の担い手である子どもたちに循環型社会への取り組みについて啓発します。 ・大規模事業所に対しては、「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」に基づき、事業系ごみの適正処理と資源化への指導・啓発をさらに推進していきます。 ・小規模事業所に対しては、ごみの排出実態の把握に努め、処理排出指導を強化します。資源に関しても民間の資源化施設での処理が原則ですが、民間の資源化ルートの利用が難しい場合のエコプラザ多摩での資源受入について周知をするなど資源がごみとして排出されないよう指導します。 ・市内の全事業所を対象とする啓発、廃棄物管理者への講習会、事業所の従業員向けの講習等、事業系ごみの減量と適正排出に関する啓発を行います。 ・ごみの減量や社会状況等により、家庭系・事業系の廃棄物処理手数料の見直しを含めた、減量対策の強化、適正負担について随時、検討します。 ・ごみの減量と分別を徹底するため、許可業者の搬入ごみ検査及び指導を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校４年生では環境学習のカリキュラムがあるので、平成20(2008)年度から市職員とたまごみ会議メンバーで小学校を訪問し、ごみや資源について「環境出前授業」として啓発しています。 ・大規模事業所に対しては、「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を義務づけています。また、提出された計画書に基づき事業者への立入検査及び指導を実施しています。ごみ排出抜き打ち検査については、新型コロナウイルス感染症予防のため検査を見合わせました。 ・小規模事業所に対しては、搬出されたごみ収集時等に不適正な排出があった事業者に対して適正処理の徹底について指導を行い、資源物がごみとして排出されないよう啓発指導を行いました。 ・市内の事業所の廃棄物管理責任者を対象とした清掃工場等の清掃施設見学会を行い、その実態から事業系ごみの減量と適正排出に関する啓発を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの影響があり行えませんでした。しかし、ごみの減量や現状を踏まえ一般廃棄物収集運搬業許可業者と協力し、排出事業者に適正な排出の指導・啓発は行いました。 ・事業系の廃棄物処理手数料を平成28(2016)年10月に改定しました。家庭系の廃棄物処理手数料については、他市の状況を参考に適正負担の検討を行っています。
--------------------------------------	--	--

②エコショップ・スーパーエコショップの推進		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】エコショップ・スーパーエコショップを積極的に利用します。 ・マイバッグ、マイタンブラーの活用など、ごみの発生抑制を心がけます。 ・市民団体等は、エコショップやスーパーエコショップの普及に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収している店舗への資源物持ち込みを推進しています。 ・バス車内放送などで、マイバッグを持参し、レジ袋の削減に努めるよう啓発しています。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】レジ袋の有料化や廃止、レジ袋辞退者への特典の実施など、レジ袋削減に取り組みます。 ・エコショップ・スーパーエコショップ認定の取得に積極的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋削減に向けて、有料化やレジ袋辞退者への特典を実施しています。 ・食品ロスの削減に向けて、ばら売り、量り売り商品の導入に取り組んでいます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】エコショップ・スーパーエコショップについては必要に応じ、認定項目を精査しつつ、制度の推進によって、マイバッグ運動やレジ袋の有料化、資源の店頭回収、ばら売り・量り売り、詰め替え商品の販売に積極的に取り組むなど、ごみの減量と資源化に一層配慮した店舗を増やします。 ・エコショップ・スーパーエコショップの周知を推進します。また、店頭回収を利用する市民に対しても、資源持ち込みに対するマナー向上のための啓発をしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3(2021)年度に、実情に合わせた評価認定項目に見直しを行い、全ての区分のエコショップ認定の更新を行いました。 ・たま広報、多摩市公式ホームページを活用し、スーパーエコショップ認定店舗を周知しています。
③食品ロス対策〈新規〉		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】家庭の食材の在庫確認や生ごみをなるべく出さないよう調理するなど、食材を買いすぎず、使いきり・食べきりを心がけて家庭での食品ロス削減に取り組みます。また、外食時での食べ残しを防ぐよう心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から、食品が無駄にならないよう家庭内にある食品や購入する食品の賞味・消費期限に注意するよう、たま広報、ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページなどで食品ロス防止の啓発をしました。 ・多摩市食べきり協力店をたま広報、ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページで紹介しました。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】商習慣の見直しによる発生抑制や食品リサイクルによる資源化など、食品 	<ul style="list-style-type: none"> ・会食時では「3010運動」等に協力し、ごみの発生抑制や食品ロスの抑制に努

	<p>ロスを減らし、食品廃棄物減量の取り組みを推進します。</p>	<p>め、食べ残しをなくすための工夫や、食品の過剰除去防止などに努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多摩市食べきり協力店」に登録し飲食時の食べ残しなどによる食品ロス削減に努めています。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】市民、事業者に対し、食品ロス削減に向けた啓発を実施し、発生抑制を推進します。また、あわせて食品リサイクルによる資源化を促進し、庁内の関係各課との連携、関係する市民団体への支援などの取り組みを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外食の際の適正な量の注文や、食材の買い過ぎ、在庫管理の重要性の啓発をごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページなどで行いました。 ・「多摩市食べきり協力店」登録事業を広める活動を行いました。 ・廃棄されやすい食材等を使った「エコクッキング」をごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページで紹介しました。

■ 排出抑制計画2：ごみの適正処理に向けた分別の徹底

主体	既定計画	施策の実施状況（令和3(2021)年度）
① ごみの分別の徹底		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】資源化可能なものを適正に分別排出することにより、ごみ減量と資源の有効利用を進めます。 ・市民団体等は、資源の適正排出と有効利用に関する啓発に協力します。 ・市民団体等は、市と連携し、地域のごみ問題に関する情報の収集や取り組みの周知、啓発等に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なことから取り組めるための活動方法を、ごみ減量広報紙ACTA、たま広報、多摩市公式ホームページ、ごみ分別アプリ、各種イベントを通じた啓発を行っています。 ・ごみの分別など、エコプラザ多摩の視察対応や出前授業等において、直接、児童に廃棄物収集の実態と適切な分別方策を伝えています。 ・減量に資する啓発事業やポイ捨ての実態など、市民団体が様々な事業に取り組んでいます。また、ごみゼロデー駅頭啓発キャンペーンをごみ減量推進委員と協働で実施するとともに、転入者へのごみの出し方についての説明を市民団体へ委託事業（協働指定事業）として実施しています。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】オフィス用紙やダンボール等の紙類を資源として分別して排出します。 ・資源化可能なものを適正に分別排出することにより、ごみ減量と資源の有効利用を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動で発生する廃棄物は、法の規定により事業者の責任による処理となることから、事業系ごみ処理の適切な取り組みにおいて、ガイド等の配布により指導をしています。 ・事業所への廃棄物分別ガイドによる3Rの取り組みを促進することでさらなる減量化を図ります。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】新たに収集品目の追加など分別がより細分化しているため、啓発周知方法の拡大により、より分かりやすい啓発・指導を行い、分別の徹底を目指します。 ・紙類・プラスチックに関する適正分別について、啓発を強化します。 ・紙パック、アルミつき紙パック、マルチパックなどの紙類については、店頭回収に誘導し、燃やせるごみの減量、資源への混入を防止します。 ・資源の適正排出の推進を図るため、出された資源がどのようにリユース・リサイクルされているかを分かりやすく啓発します。 ・分別の徹底や資源の適正排出、有効利用に関する啓発は、廃棄物減量等推進員や市民団体等と連携します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ・資源分別ガイド」の配布、「ごみ・資源の収集カレンダー」の戸別配布などを通じた啓発に努めるとともに、集合住宅の集積場において、排出時にも再度確認できるよう分別ポスターを掲示しています。また、祝日を含む月曜日から金曜日の開館時間において、お問い合わせ対応を継続しています。転入者には、両冊子を転入手続き時に渡すとともに、市民団体との協働による市役所ロビーでの説明対応を行っています。 ・エコショップ認定制度を活用し回収量を増やすことで、さらなる資源化に取り組み、ごみ減量を進めています。 ・ごみ減量広報紙ACTAやエコプラザ多摩の見学コーナーにおいて、収集した資源ごみのリサイクル工程等について啓発しています。 ・ごみゼロデー駅頭啓発キャンペーンを廃棄物減量等推進員と協働で実施しています。また転入者へのごみの出し方の説明業務を市民団体と協働で実施しています。

■ 排出抑制計画 3：資源の有効利用

主体	既定計画	施策の実施状況（令和 3 (2021)年度）
①資源の有効利用		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】店頭回収や販売店回収など、民間の資源回収ルートを積極的に活用します。 ・分別ルールを守った資源の排出に努めます。 ・リサイクル製品の購入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正分別や資源集団回収・エコショップなどでの店頭回収等により、ごみ減量と資源の有効利用についての取り組みを推進しています。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】トレイ、紙パック、アルミつき紙パック、マルチパック、リターナブルびん、新聞などは、店頭回収や販売店回収など民間の回収ルートでの回収を実施します。 ・分別ルールを守った資源の排出に努めます。 ・紙類の資源化を推進します。 ・リサイクル製品の購入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量・資源化によるメリットを、ガイドブック等で啓発しています。 ・清掃工場に搬入された事業系ごみについて、抜き打ち検査を行い、分別ルールを守った資源の排出等について指導を行ないました。 ・紙ごみを減らす事業所の取り組みについて、ガイドブック等により啓発を行っています。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】紙類の資源化への啓発を強化するとともに、インセンティブの付与について検討します。 ・剪定枝等のチップ化、堆肥化などにより、みどりのリサイクルを推進します。落葉堆肥の利用拡大については国等の規制も考慮し、検討します。 ・資源化への誘導を図るため、エコプラザ多摩の受入条件の緩和を検討します。また、資源化した剪定枝等については利用先の拡大等により一層のみどりのリサイクルを推進します。 ・事業系の紙類の資源化推進について、これまで新規会員事業所の入会促進など、オフィス町内会の課題を検討してきました。今後は、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、事業者にとって利用しやすい制度への見直しを商工会議所と連携して検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別ガイドや収集カレンダーで啓発するとともに、資源集団回収補助金制度を実施しています。 ・平成27(2015)年10月1日から「みどりのリサイクル」を実施し、腐葉土化パック、ガーデンシュレッダーの貸出等を行っています。 ・剪定枝等の資源化拡大に向けて、チップ化に取り組んでいます。今後も活用方法の拡大を検討していきます。 ・平成 27(2015)年 10 月 1 日から「みどりのリサイクル」を実施し、草枝ごみの持ち込み処理手数料の減免規定除外により資源化施設への誘導を図りました。 ・オフィス町内会については、会員事業所数、回収量とも減少傾向であったため、課題等の検討を行った結果、廃止となりました。 ・リサイクルセンター（エコにこセンター）において、粗大ごみの再利用を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・家具の再使用など、粗大ごみの再利用を推進します。 ・民間の資源回収ルートについて、事業者やそれを利用する市民に啓発します。 ・プラスチック回収拠点の設置を実施します。 ・プラスチック以外の品目に関する回収拠点拡充について、コスト等課題もあることから引き続き検討します。 ・リサイクル製品の購入に努めます。 	<p>しています。(令和3(2021)年度実績5.58t)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩市公式ホームページにおいて、リサイクルショップの活用方法についてお知らせしています。 ・プラスチック袋に入りきれない大きな発泡スチロールについて、平成30(2018)年度からエコプラザ多摩で拠点回収を始めました。また、分別ガイドにて市民に周知を図っていきます。 ・プラスチック以外の品目に関する回収拠点拡充については、費用対効果の観点からは難しい状況ですが、引き続き検討していきます。 ・多摩市では、「多摩市グリーン購入推進方針」の理念に基づき、環境に配慮した物品等の購入に努め、その推進を図っています。また、エコショップ制度では、リサイクル商品の取扱いなどを推奨しています。
②焼却灰の再利用		
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】エコセメント製品の活用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコセメントを活用したコンクリート二次製品（フェンス基礎・縁石・コンクリート境界ブロック・L型側溝など）を、主に市内の公園や道路舗装、公共建築物の外構工事等、市の発注する公共工事で利用しました。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】ごみ焼却灰のエコセメント化により、埋立量ゼロを継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの焼却灰のエコセメント化に加えて、平成27(2015)年4月1日から不燃残さから金属等を再度取り出してエコセメントの原料として全量を資源化することにより、埋立量ゼロを継続しています。
③リサイクル活動の支援		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】資源集団回収等、地域での資源回収に積極的に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正分別や資源集団回収・エコショップなどでの店頭回収等により、ごみ減量と

	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等は、リサイクル活動を推進します。 	<p>資源の有効利用についての取り組みを推進しています。</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】自らリサイクル活動を積極的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量・資源化によるメリットについて、ガイドブック等による啓発を行っています。 ・環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を多摩市エコショップとして認定し、循環型社会の形成促進に努めています。 ・市から排出される機密文書等の古紙は回収業者に委託して溶解処理を行っています。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】資源集団回収について啓発し、その活動を支援します。 ・民間のリサイクル活動を支援します。 ・新規に集合住宅を建設する際の打ち合わせ時に、資源集団回収について積極的に案内し、リサイクル活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収量は減少傾向にあるものの、集団回収の登録団体数に大きな変化はないことから、今後も継続して取り組んでいきます。 ・多摩市公式ホームページにおいて、リサイクルショップの活用方法についてお知らせしています。

■ 排出抑制計画4：生ごみリサイクルの推進

主体	既定計画	施策の実施状況（令和3(2021)年度）
①生ごみの減量と堆肥化の促進		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】堆肥化など、生ごみの自家処理・共同処理に取り組みます。 ・生ごみの水切りを徹底します。 ・生ごみリサイクルサポーター等は、市と連携して地域での普及に協力します。 ・市民団体等は、市と連携して生ごみの自家処理・共同処理施策の普及啓発に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみリサイクルサポーターと市が連携して、地域や家庭内での生ごみの自家処理の推進の啓発を行いました。 ・日々排出される生ごみの水分が生ごみの重量に影響することから水切りを心掛けました。 ・生ごみ削減は、たま広報、多摩市公式ホームページ、ごみ減量広報紙 ACTAなどで啓発を実施し、買い物の際は買い過ぎず、使いきり、食べきりなどの啓発を実施し生ごみの排出抑制に努めました。

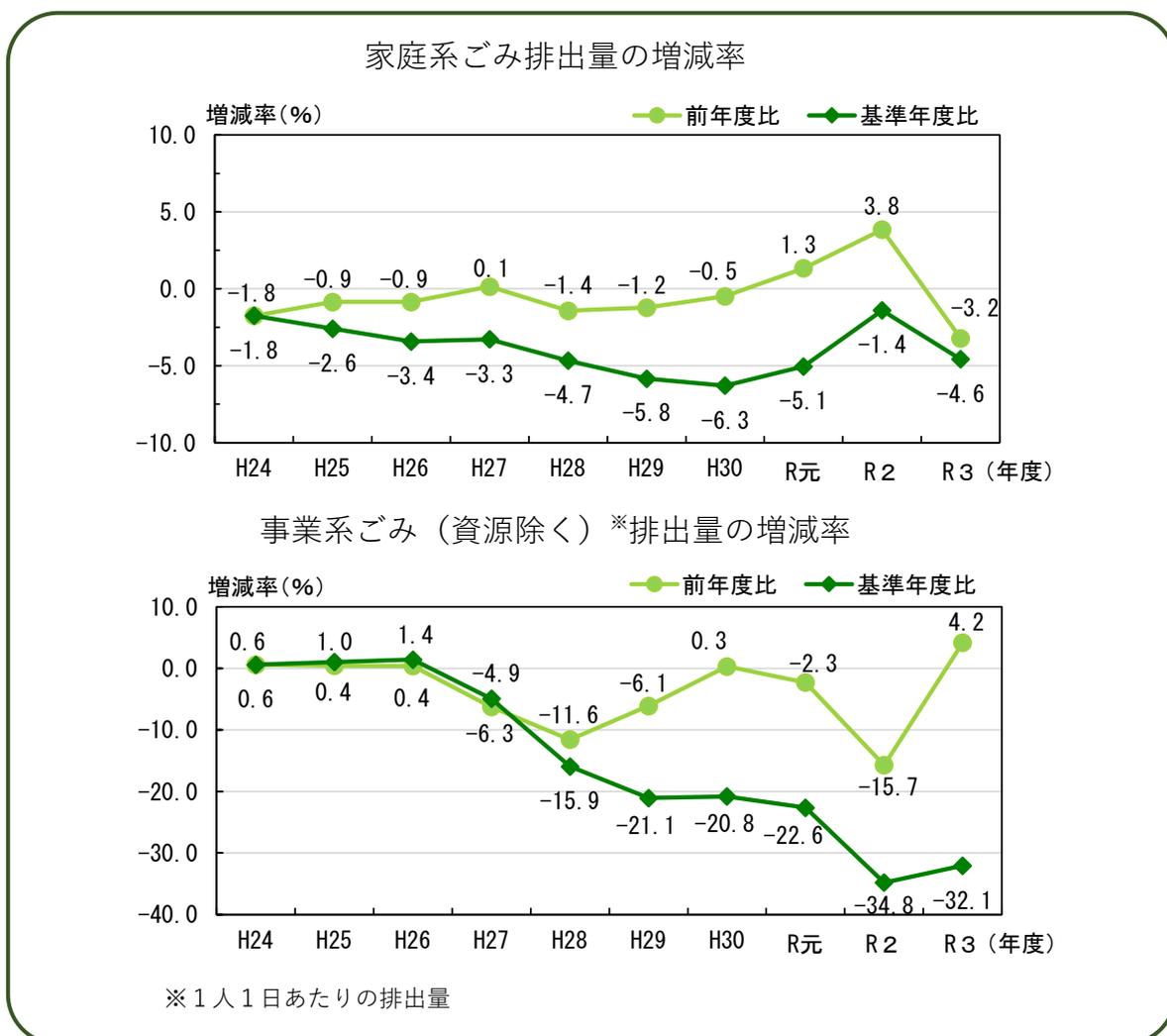
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】 事業活動によって生じる生ごみのリサイクルに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴い生じる食品ロス、生ごみなどの廃棄物について、その発生排出抑制に取り組む、適正処理に努めました。 ・ 事業者には、許可業者を通じて多摩市発行の「事業系ごみの減量化・リサイクル推進のガイド」を配布し、ごみの適正処理・食品リサイクル活動促進に努めています。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】 生ごみ減量について、新たに取り組む始める市民が増えるよう、また、継続して取り組む市民を支援するよう、効果的なインセンティブ付与等の手段を検討します。 ・ 生ごみ堆肥置場を確保するなど、地域での生ごみ資源化を支援します。 ・ 水切りの徹底に関する啓発を継続的に行います。 ・ 生ごみ処理機器の購入費補助、生ごみリサイクルサポーターの育成・派遣、講習会等、多摩市の居住環境に合った生ごみの自家処理・共同処理に対する支援を充実させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダンボールコンポストの普及キャンペーンを実施しました。 ・ 公共住宅建替えなどには、生ごみの自家処理の場所の確保、自家処理から発生する堆肥などを利用する場の設置の要望を行っていました。 ・ 市民団体と「生ごみリサイクルサロン」等を活用し、定期的に関心に見て話を聞ける場を設けました。 ・ ダンボールコンポストモニター募集を行い、実際にダンボールコンポストを使用してもらい生ごみの自家処理、堆肥化などを実践してもらいました。

(3) 課題の抽出

■ 現状と課題：ごみ減量目標（家庭系ごみ・事業系ごみ）

減量項目	目標値 (令和4(2022)年度)まで	現状値* (令和3(2021)年度実績)
(1)ごみの排出量	10%削減	13.3%削減(平成23年度比) 654.1g/人・日→567.1g/人・日 ・家庭系ごみ(収集ごみ):5.5%削減 461.9g/人・日→436.6g/人・日 ・事業系ごみ(直接搬入ごみ):32.1%削減 192.1g/人・日→130.5g/人・日
(2)資源化率	40%以上	34.0%
(3)焼却残さを資源化し、埋立量をゼロに近づける	埋立量≒0t	埋立量=0t 平成27(2015)年4月以降継続
(4)総ごみ量減量目標 (ごみ・資源の合計)	40,142t/年	37,293t/年

※現状値の「○%削減」は、1人1日あたりごみ量の平成23年度と令和3年度の実績値の増減率



前計画では、ごみの排出量（家庭系ごみ・事業系ごみ）は、令和4（2022）年度末までに、平成23（2011）年度比10%減等の目標を掲げ、ごみ減量に努めてきました。着実に減量率は向上し、令和3（2021）年度はごみ量13.3%削減となり計画期間における目標を達成しました。

しかし、内訳を見てみると施策の減量効果の表れ方は一定ではなく、家庭系ごみは5.5%削減で、目標値の10%削減に届いておりません。

家庭系ごみは、新型コロナウイルス感染症による在宅時間の伸長、テイクアウト・通販利用の増加等の影響により、令和2（2020）年度は令和元年度に比べ3.8%増加しました。特に、粗大ごみは令和元（2019）年度までは着実に減量が見られていましたが、新型コロナウイルス感染拡大によるステイホームが進行したことから、自宅内の整理整頓を進める機会が増え、増加する結果となりました。

事業系ごみは、平成28（2016）年10月の処理手数料値上げ、排出指導の強化及び令和2（2020）年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和3（2021）年度は32.1%の削減となりました。

近年減少傾向が続いている事業系ごみですが、コロナ禍後も継続もしくは更なる減量を推進するためには、市で収集している小規模事業所への働きかけはもちろんのこと、大規模事業所についても廃棄物の適正処理や資源化の促進、減量対策の強化が必要と考えます。

資源化率については、前計画では40%という目標を達成できませんでした。今回は、可燃ごみや不燃ごみに混入している資源の適正分別を一層徹底する必要があります。

埋立量ゼロの目標は、多摩市は平成27年4月以降継続しています。最終処分場の有効活用のため、今後も継続する必要があります。

このような状況から、今後のごみ減量を推進していくための課題としては、家庭系一般ごみとしては生ごみ対策、紙類対策（雑紙の資源化による減量）、事業系ごみとしては適正分別と資源化の徹底であると考えられます。

総ごみ量減量目標については、削減に向けて、今後とも4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を基本として、集団回収の充実、食品ロス削減をはじめ様々な対策を進める必要があります。

（４）社会の変化及び地域の要請

国は循環型社会の形成推進を掲げ、個別分野のリサイクル法制度を整備してきましたが、生産・流通する企業の側は、新たな商品やサービスを次々に提供しています。それらは、市民生活だけでなく、廃棄物の質と量にも変化をもたらします。

他方、市町村等廃棄物処理やリサイクルを行う側は、処理施設の整備や分別収集体制の整備等に時間と投資を要するため、新たな商品の適正処分に苦慮する場面が増えています。

以下に、ごみの減量化に関連する近年の社会の変化と社会及び地域の要請のポイントを整理します。

社会の変化（良い兆し）

- SDGsを経営理念に掲げる企業が増えている。
- レジ袋をもらわない消費行動が普及し、店舗側の意識も変化した。
- 小型家電などに含まれる希少金属等を、資源として再利用する必要性についての関心が高まっている。
- 食品ロス削減推進法が成立し、国や各自治体、企業の積極的な取り組みによって「食品ロス」の問題が広く認識されつつあり、消費者の関心も高まっている。
- 震災や低炭素社会への関心等により、節電等省エネ行動への意識が高まった。
- 粗大ごみに該当する、家具やスポーツ用品、楽器などのリユースについて、民間事業者と連携した取り組みが進んでいる。

社会の変化（課題）

◆ごみとなるものの大量生産・大量消費

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、オンライン販売やテイクアウトが加速し、ダンボール等梱包材やプラスチック製容器の排出が加速している。
- 外出時に携帯しやすいサイズのペットボトル飲料の普及など、利便性の追求によってごみが増加している。

◆処理しにくい新たなごみの出現

- 高齢化によって在宅医療の利用者が増加し、医療系廃棄物が増加している。
- 取り出すことのできないリチウムイオン電池が混入した製品が増加している。

社会・地域の要請

- ごみ処理に係る経費の削減と環境負荷低減が求められる。
- 高齢化社会や核家族化の進展に伴い、分別やごみ出し等が困難な市民の増加が想定されるため、ごみ出し支援や個別の回収等の取り組みが求められる。
- 大規模な不法投棄は確認されていないものの、集積所において、別地域のごみや分別が不十分なごみが捨てられる事例が散見される。衛生面だけでなく、街の美化や安全の面でもごみの適正排出や分別への意識向上が求められる。
- 最終処分場の長期活用のため、最終処分量の抑制が強く要請されており、多摩地域では、焼却残さのエコセメント化に取り組んでいる。

3. 課題の整理

(1) 分別の推進



1) 適正な分別に関する事項

①小型家電・金属等の再資源化

P26 家庭系燃やせないごみの組成、P27 資源の収集

平成 25(2013)年度から分別収集を開始している資源としての小型家電・金属類の収集量は年々減少傾向にあります。令和 3 (2021)年度の燃やせないごみの18%を占めており、資源で収集している量に比べて、燃やせないごみへの混入が多くなっております。適正分別の啓発を継続して実施し、資源化を促進していく必要があります。

②古紙類の適切な排出

P25 家庭系燃やせるごみの組成、P26 事業系ごみの組成、P27 資源の収集

古紙類については、家庭系の可燃ごみの11%、事業系ごみの32%（令和3年度(2021)年度）を占めており、ごみ減量の余地を大きく残しています。今後も一層、資源化への啓発の強化が必要です。

③ペットボトルの適切な排出

P27 資源の収集、P43 社会の変化

ペットボトルの収集量は増加しています。現在収集しているペットボトルの中には、ペットボトルのキャップやラベルが付いたままの排出や、ペットボトル内の残り汁の除去や内部洗浄が必要なものも少なからず存在しているため、適切な排出方法について、引き続き啓発が必要です。

(2) 処理費用に関する事項



1) ごみ手数料に関する事項

P43 社会・地域の要請

現行の家庭系のごみ手数料については、近隣市及び多摩 26 市等との均衡を図りつつ、改定を検討します。事業系のごみ手数料についても近隣市及び多摩 26 市等の動向や社会情勢を踏まえて、改定時期を見極めていく必要があります。

2) 財源の使途の明確化

P43 社会・地域の要請

環境省が定める「一般廃棄物会計基準」に基づき、廃棄物会計制度の導入を検討し、ごみの種類ごとにトンあたり処理原価を把握することで他団体との比較を可能とし、また、市民に分かりやすく一般廃棄物の処理に関する事業の財務情報を開示することで、財源の使い道を明確にし、市民が自らごみ減量や資源化に積極的に取り組む動機づけとなるよう、情報の公開に努める必要があります。

(3) 減量・資源化の推進



1) 回収方法に関する事項

① 集団回収の拡大

P28 資源集団回収、P39 各計画における施策の実施状況

今後、集団回収をより拡大していくためには、集団回収未実施団体への働きかけや啓発が重要です。回収エリア、資源市況対策などを考慮し、効率的に資源を回収することが必要です。

② 充電式電池の回収

P43 社会の変化

現在、リチウムイオン電池等の充電式電池については、リサイクル協力店に設置されているリサイクルボックスでの店頭回収を行っています。しかし、リチウムイオン電池を取り出すことができない製品が増加しており、回収方法の拡大についての検討が必要です。

2) みどりのリサイクルに関する事項

① 収集・持込について

P27 資源の収集、P37 各計画における施策の実施状況

みどりのリサイクル開始に伴い、清掃工場への剪定枝の持込量は平成 23(2011)年度 1,429 t から令和 3 (2021) 年度 204 t まで減少しました。市民がエコプラザ多摩に持ち込む剪定枝の資源化量は平成 29 (2017) 年度以降増加しましたが、現在は横ばいが続いており、引き続き市民への周知等が必要です。

また、資源化が困難な草や葉の処理については引き続き検討が必要です。

② 利用拡大について

P27 資源の収集、P37 各計画における施策の実施状況

エコプラザ多摩では令和元(2019)年度に草枝資源化プラント設備改修工事を実施し、大型破砕機を導入しました。これにより、チップ・土壌改良材を安定して生産し、一層の資源化に取り組んでいます。チップについては、市内公共施設や公園施設等の通路にマルチング材(雑草生育防止)として敷設していますが、今後更なるみどりのリサイクル推進のためには、より幅広く利用方法や受け入れ先を検討することが重要です。

3) 生ごみに関する事項

P34・35・39・40 各計画における施策の実施状況

生ごみの減量対策として、水切りの啓発を推進するとともに、生ごみ処理機器等による減容化・資源化を推進する必要があります。

堆肥化に取り組んでいる市民団体や廃棄物減量等推進員を核に、自家処理の普及を積極的に行い、市民グループによる生ごみ資源化を推進する必要があります。

生ごみ自家処理に対する補助を行うときに、市民がリサイクル活動に参加しやすく、取り組みを長く続けられるようにするための啓発が必要です。

可燃ごみに含まれる食品ごみの削減については、今後バイオマスとしての活用検討を求められます。

まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」について、食材を買いすぎず、使い切る、食べ切るなどの取り組みや、外出時などにおける食べ残しを減らす行動、取り組みなどの啓発が必要です。令和2（2020）年度末から行っている「多摩市食べきり協力店」事業の登録店を増やし、事業者・市民とともに日頃からの意識付けが必要です。

4) 事業系ごみに関する事項

P26 事業系ごみの組成、P32～40 各計画における施策の実施状況

事業系ごみの組成について、資源化可能なものも多く含まれている状況であり、清掃工場での搬入ごみ検査、事業所への立入検査等の排出指導によって、適正分別と資源化について啓発・指導を強化していく必要があります。また、食品ごみについても排出指導と合わせて資源化の指導の強化が必要です。

(4) 社会変化への対応



1) 無料配布プラスチック製品等削減

①無料配布プラスチック製品削減の啓発

P5 本市を取り巻く社会の変化、P34 各計画における施策の実施状況

レジ袋が有料化となり小売店事業者からの配布は減少していますが、無料配布されるプラスチック製カトラリーやストローの削減啓発が必要であり、その他のプラスチック製品も削減の啓発が重要です。

②エコショップ制度の見直し

P34 各計画における施策の実施状況

2年～3年ごとにエコショップ制度の更新を行っていますが、評価項目にプラスチック製品削減の取り組みの項目、またリターナブル容器や詰め替え容器の利用の項目を新設など、基準を見直すことが必要です。認定店舗の増加に向けて引き続き社会情勢なども考慮し、制度の啓発が必要です。

③粗大ごみのリユース

P23 ごみ量の実績、P43 社会の変化

粗大ごみは、近年微増傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によってさらに大きく増加しました。今後は、少子高齢化とともに核家族化・単身世帯の増加がさらに進み、ライフスタイルも多様化することが想定されます。

また、本市における転出者数は毎年約 6,000 人とほぼ一定になっており、転居に伴う家具等の排出も継続すると考えられます。排出されるものの中には、まだ使用できるものも多いと考えられるため、リユースを促進する施策の検討が必要です。

2) 超高齢社会への対応

P13 年齢別人口、P43 社会・地域の要請

超高齢社会では、介護を要する高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加等にとともに、毎日ごみ・資源を出すことが難しい排出困難者等への支援の重要性が高まっています。支援の仕組みについて具体的な施策の検討が必要です。

3) 中間処理施設に関する事項

P4 多摩市の廃棄物行政、P30 資源化・減量化に関する施策の実施状況

ごみ・資源の中間処理施設については、長期間にわたり安定的かつ安全に稼働する必要があるため、計画的に施設の修繕等を行っていくとともに、大規模改修時には機能の見直しも検討していく必要があります。

ごみの焼却処理施設は稼働開始から 25 年、不燃・粗大ごみ処理施設は稼働開始から 21 年を迎え、中間処理施設である多摩清掃工場の老朽化が進んでいます。清掃工場の整備には、各種事前調査、建設工事、解体工事、事後調査等、一連の工程に 10 年近い年数を要することから、次期施設を見据えた今後の対応を検討していく必要があります。

そこで、多摩清掃工場を運営する多摩ニュータウン環境組合と組合を構成する八王子市・町田市・多摩市の 4 者は、令和 4（2022）年度に「多摩清掃工場の施設老朽化対応の基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定しました。基本方針では、ごみを滞りなく処理するとともに費用の削減を図るため、現施設を稼働しながら新施設を建設すること、新たな焼却施設の稼働は令和 15（2033）年度から令和 18（2036）年度とすること、具体的な時期は令和 6（2024）年 3 月までに決定するとしています。また新しい不燃・粗大ごみ処理施設の建設時期は、新しい焼却施設が稼働してから速やかに行うこととしています。

このため、新たなごみの中間処理施設の対応については、多摩ニュータウン環境組合や構成市である八王子市・町田市と協議しながら進めていく必要があります。

資源の中間処理施設である多摩市立資源化センターでは、平成 29（2017）年度には資源化センタープラント設備長期修繕計画を策定し、令和 4（2022）年度には資源化センターの延命化に関する資源化センター長寿命化総合計画を策定しました。

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念

(1) 本計画に対する要請事項

1) 国の動向：指標及び計画目標

「循環型社会形成推進基本計画」は、平成 15（2003）年の第 1 次計画に続き、平成 30（2018）年に策定された第 4 次計画では、一般廃棄物に関する数値目標（発生抑制の指標）を以下のとおり掲げています。

■ 第 4 次循環型社会形成推進基本計画における数値目標

一般廃棄物の減量化	国の現況 (平成12年度)	目標年次	削減目標 (令和7(2025)年度)
1人1日当たりのごみ排出量	約1,185g	平成12年度 (2000年度) ↓ 令和7年度 (2025年度)	約-30% 約850g
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※資源回収されるものを除き、粗大 ごみを減量対象に含む	約660g		約-25% 約490g
事業系ごみ排出量	約1,799万t/年		約-40% 約1,100万t/年

2) 東京都の動向：指標及び計画目標

都道府県廃棄物処理計画にあたる「東京都資源循環・廃棄物処理計画」は、令和 3（2021）年 3 月に改定されました。計画期間は、2021～2025（令和 3～7 年度）の 5 年間とし、2050（令和 32）年を見据えた 2030（令和 12）年のビジョンを示す計画であり、指標及び計画目標値は以下のように示されております。

■ 指標

三本の柱	性格	指標
①持続可能な資源利用の実現	資源効率性を図るための指標	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物排出量 ・プラスチック焼却量 ・食品ロス発生量 ・一般廃棄物再生利用率 ・最終処分量 ・資源生産性 ・一人当たりの天然資源投入量 ・入口側の資源利用率 ・出口側の資源利用率
②廃棄物処理システムのレベルアップ	廃棄物行政の取組の進捗を測るための指標	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物排出量 ・一般廃棄物再生利用率 ・最終処分量 ・電子マニフェスト普及率 ・第三者評価事業者への産廃処理の委託割合 ・PCB 処理量 ・域内の不法投棄件数
③社会的課題への果敢なチャレンジ	社会的課題への取組状況を図るための指標	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村災害廃棄物処理計画策定率 ・一般廃棄物処理に伴う二酸化炭素排出量

■ 将来推計量のまとめ

年度		2018(平成 30)年度 (実績)	2025(令和 7)年度 (推計)	2030(令和 12)年度 (推計)
一般廃棄物	排出量	441 万 t	439 万 t	414 万 t
	再生利用量	101 万 t 再生利用率 22.8%	137 万 t 再生利用率 31.2%	154 万 t 再生利用率 37.1%
	最終処分量	31 万 t	23 万 t	19 万 t

■ 新たな計画目標

計画目標	2025(令和 7)年度	2030(令和 12)年度
【資源ロスの削減】		
①一般廃棄物排出量	440 万 t	410 万 t
②プラスチック焼却削減量(2017(平成 29)年度比)	-	40%
③食品ロス削減量	-	38 万 t
【循環的利用の推進と最終処分量の削減】		
④一般廃棄物再生利用率	31%	37%
⑤最終処分量	82 万 t	77 万 t
【災害廃棄物の処理体制の構築】		
⑥区市町村災害廃棄物処理計画策定率	100%	-

(2) 基本理念

多摩市みどりと環境基本計画では、「環境への負荷の少ない循環と調和を基調とした社会をみんなとともに創り継承していくこと」を基本理念とし、めざす環境像として「循環と調和のまち みんなで創る多摩」を掲げています。

本計画においても、将来的なごみゼロ社会実現を見据えた中で、循環型社会の構築のため、ごみの減量と資源化を進め、ごみの発生量をできる限り少なくし、ごみ処理における環境負荷の低減を推進します。また、適正なごみ収集、処分を行うことにより生活環境を保全し、衛生的で暮らしやすい多摩市をめざし、基本理念は下記のとおりとします。

協働の力で環境負荷の少ない循環型のまち 多摩を構築する

(3) 基本方針

本計画における基本方針は、循環型社会における取組の優先順位を基本とし、以下の4点を基本方針とします。

まず、ごみとなるものを受け取らない、まだ使えるものは再利用するなどして、ごみの発生抑制・排出抑制を最優先とします。

次にごみとして排出する場合は、分別を徹底してリサイクルできるよう、可能な限り資源化を進めるとともに、どうしても資源として利用できないものについては、本市の排出方法に沿って排出し、適正処分に努めます。

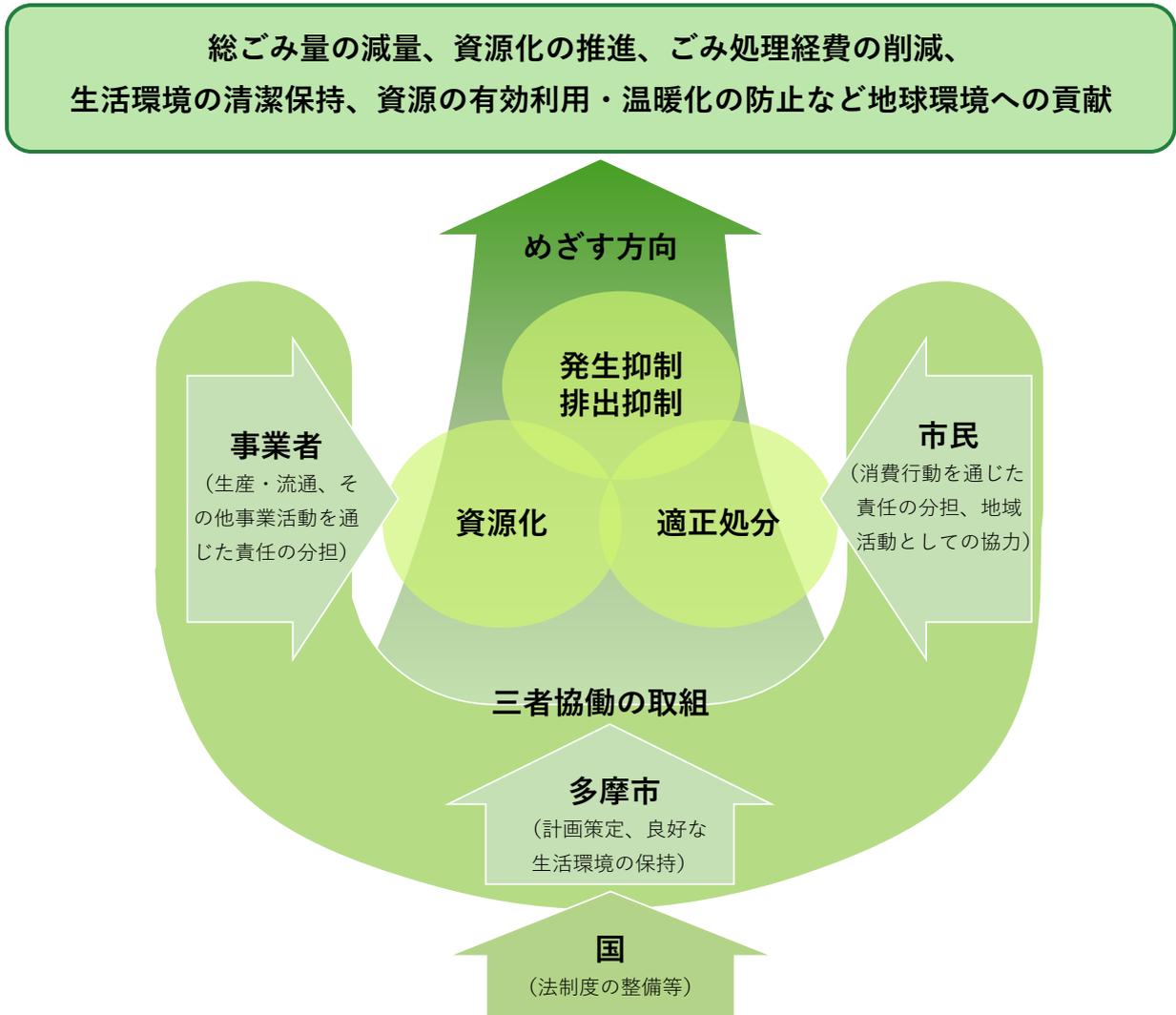
また、これらのプロセスにおいては、計画を推進する主体となる市民・事業者・市の協働によって進めるものとします。

1. 発生抑制・排出抑制：製品等がごみとなることを抑制する
2. 資源化：排出されたごみ等をできるだけ資源として適切に利用する
3. 適正処分：どうしても資源として利用できないものは適正に処分する
4. 協働の取り組み：市民・事業者・市が協働した取り組みを行う

2. 役割の分担と責務

本計画の基本理念である環境負荷の少ない循環型社会を構築していくため、基本方針に示した本計画の柱である「発生抑制・排出抑制」「資源化」「適正処分」に向けて、市民・事業者・市が協働しつつ、それぞれの役割を、責任をもって実践します。

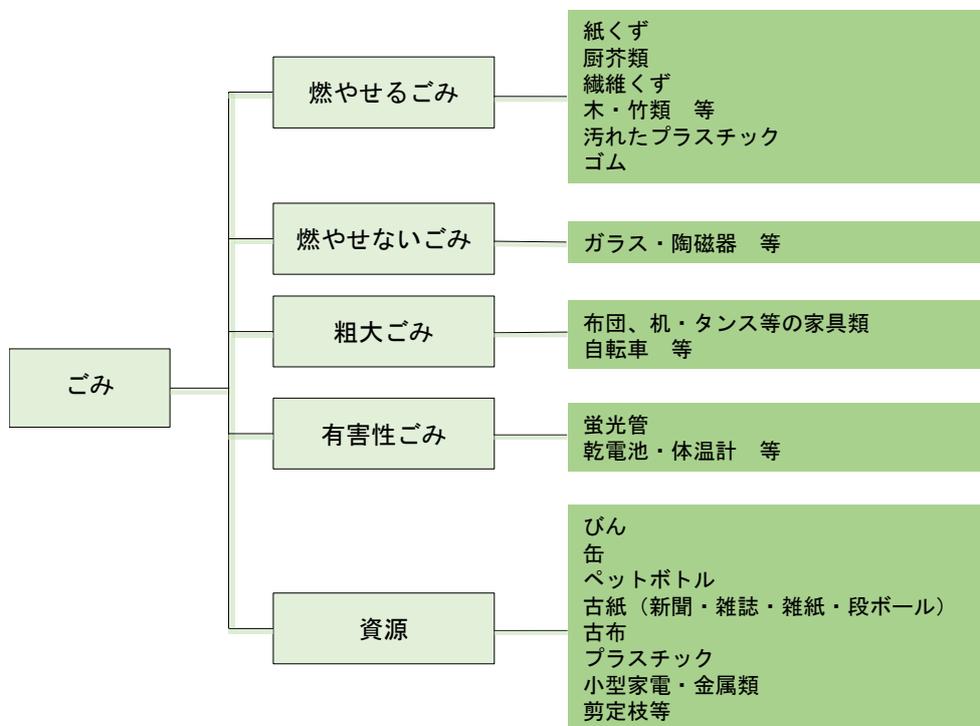
■ 各主体の役割分担と責務



3. 対象ごみ

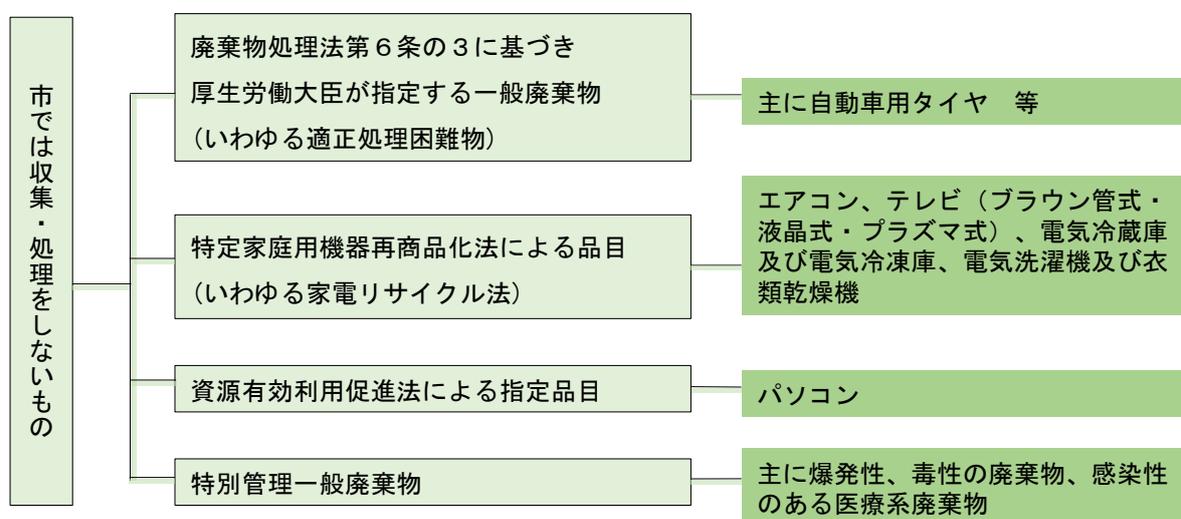
本市から発生するごみ（一般廃棄物）を対象とします。

■ 対象ごみの種類



次のごみは市では収集・処理をしません。（販売店・専門店などに相談する。）

■ 本計画の対象ごみから除外するもの



4. ごみ処理の主体

ごみ処理の主体は、次のとおりです。

■ 収集・運搬・中間処理、最終処分の主体

		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	燃やせるごみ 燃やせないごみ 粗大ごみ 有害性ごみ 資源	市 (民間委託)	燃やせるごみ 燃やせないごみ 粗大ごみ 有害性ごみ*	焼却残さ →東京たま広域資源 循環組合(東京たま エコセメント化 施設・二ツ塚処分 場)
	少量排出事業者	燃やせるごみ 燃やせないごみ 有害性ごみ 資源	→多摩ニュータウン環境 組合(多摩清掃工場) ※収集量に加え、多摩ニュー タウン環境組合(多摩 清掃工場)における手選 別分を合計し、処分対象 としている。水銀を含む ごみは専門の処理業者に 処理を委託	
事業系ごみ	多量排出事業者	燃やせるごみ	直接搬入又は 許可業者 資源→多摩市 (資源化センター)	

5. ごみ減量目標について

本市が目指す、持続可能かつ環境負荷の少ない循環型社会を実現し、脱炭素社会に移行していくためには、市民一人ひとりがごみの減量や資源の有効利用に積極的に取り組み、環境に優しいライフスタイルを実践していく必要があります。

また、本計画の次の見直しを予定している概ね5年後の段階で、焼却施設の更新に関する議論が本格化することを踏まえ、それまでに着実なごみ減量実績を示す必要があります。ごみ減量施策の展開は急務です。

そこで、目標として家庭系・事業系とも令和5（2023）年度からのごみ減量を目標に掲げることとし、着実な減量を図ることを目指します。

■ ごみ減量目標

多摩市のごみ減量目標 令和3(2021)年度 ⇒ 令和14(2032)年度

◆ごみ排出量を14%削減(市民1人1日あたり)

(燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害性ごみ)

◆資源化率※ 38.0%以上を目指す

◆焼却残さを資源化し、埋立処分量0tを維持

※資源化率(%) = (資源回収量(t) + 集団回収量(t)) / (家庭系、事業系の総ごみ量(t) + 集団回収量(t))

市民1人1日当たりのごみ減量目標(g/人・日)

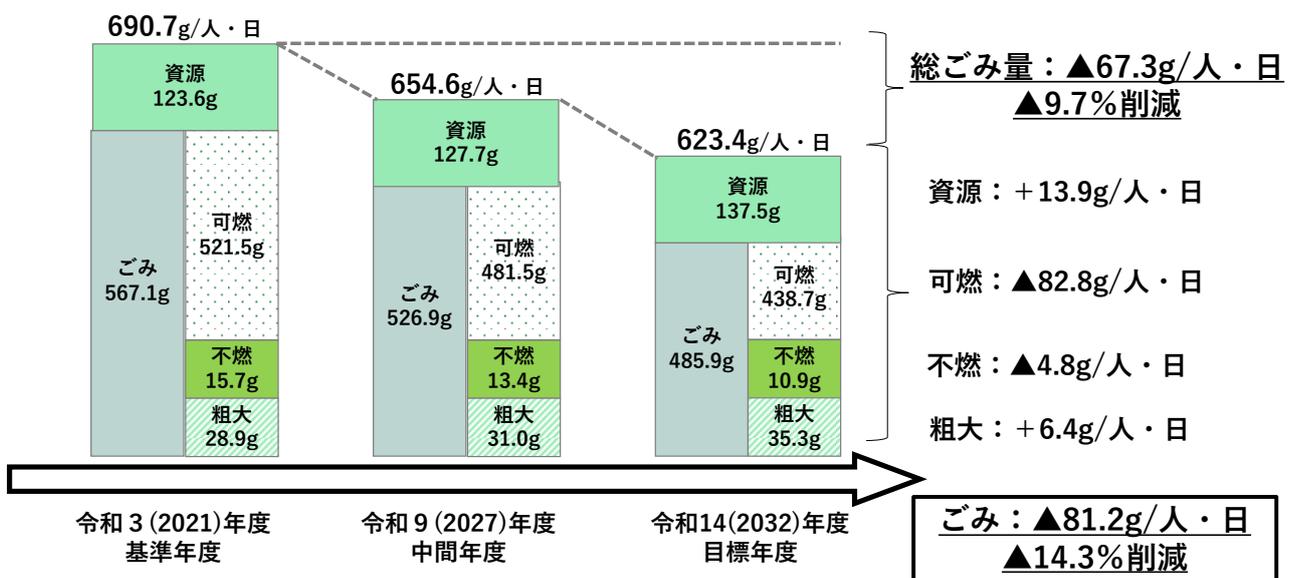
	令和 3 (2021)年度 基準年度	令和 9 (2027)年度 中間年度	令和 14(2032)年度 目標年度
燃やせるごみ	521.5	481.5	438.7
燃やせないごみ	15.7	13.4	10.9
粗大ごみ	28.9	31.0	35.3
有害性ごみ	1.0	1.0	1.0
合計	567.1	526.9 (-7.1%)	485.9 (-14.3%)

市民1人1日当たりの総ごみ量減量目標(g/人・日)

	令和 3 (2021)年度 基準年度	令和 9 (2027)年度 中間年度	令和 14(2032)年度 目標年度
資源	123.6	127.7	137.5
総ごみ量	690.7	654.6 (-5.2%)	623.4 (-9.7%)

※総ごみ量 (t) = 家庭系、事業系の資源を含むごみ量(t)

■ ごみ減量の内訳 (g/人・日)



※各年度、ごみ量には有害性ごみ1gを含む

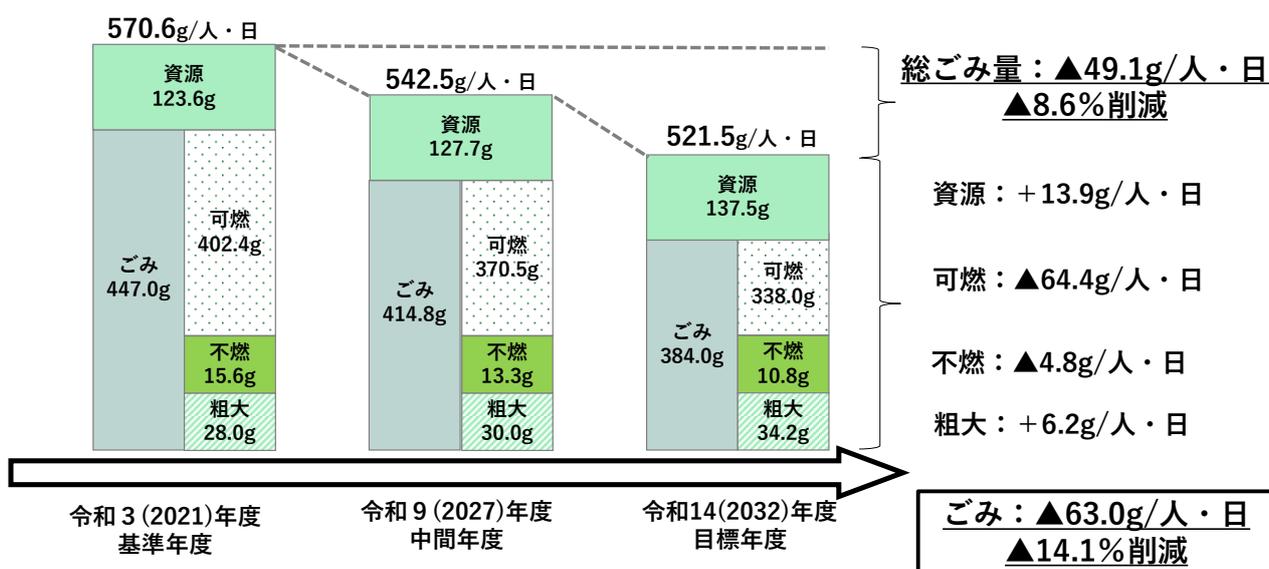
市民1人1日当たりのごみ減量目標(g/人・日) **家庭系**

	令和 3 (2021)年度 基準年度	令和 9 (2027)年度 中間年度	令和 14(2032)年度 目標年度
燃やせるごみ	402.4	370.5	338.0
燃やせないごみ	15.6	13.3	10.8
粗大ごみ	28.0	30.0	34.2
有害性ごみ	1.0	1.0	1.0
合計	447.0	414.8 (-7.2%)	384.0 (-14.1%)

市民1人1日当たりの総ごみ量減量目標(g/人・日) **家庭系**

	令和 3 (2021)年度 基準年度	令和 9 (2027)年度 中間年度	令和 14(2032)年度 目標年度
資源	123.6	127.7	137.5
総ごみ量	570.6	542.5 (-4.9%)	521.5 (-8.6%)

■ ごみ減量の内訳 (g/人・日) **家庭系**

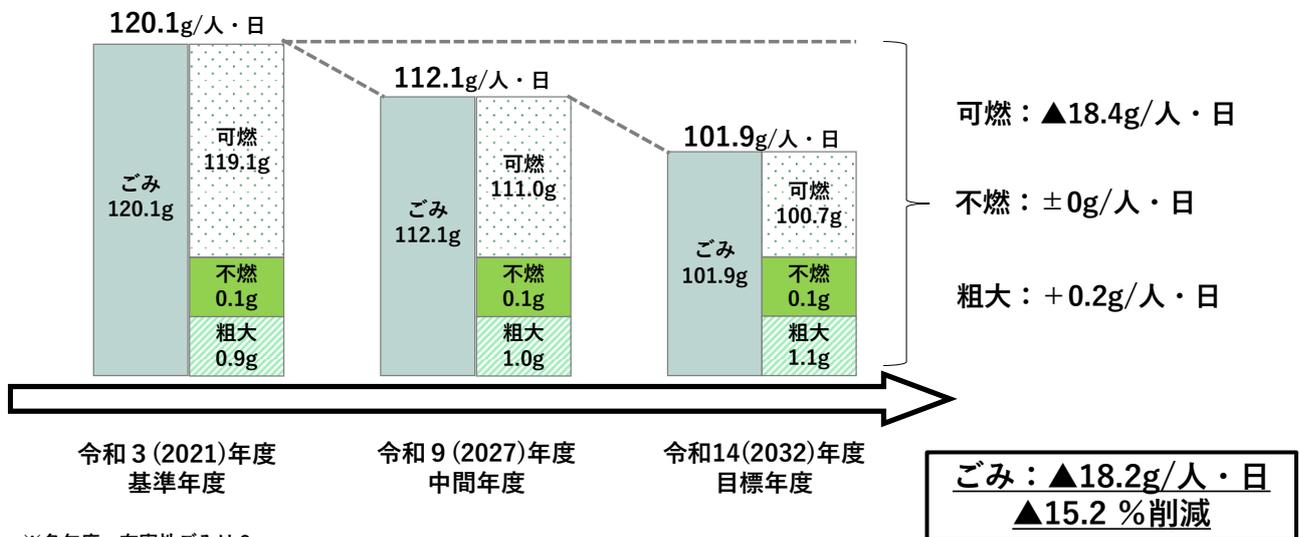


※各年度、ごみ量には有害性ごみ1gを含む

市民1人1日当たりのごみ減量目標(g/人・日) **事業系**

	令和 3 (2021)年度 基準年度	令和 9 (2027)年度 中間年度	令和 14(2032)年度 目標年度
燃やせるごみ	119.1	111.0	100.7
燃やせないごみ	0.1	0.1	0.1
粗大ごみ	0.9	1.0	1.1
有害性ごみ	0.0	0.0	0.0
合計	120.1	112.1 (-6.7%)	101.9 (-15.2%)

■ ごみ減量の内訳 (g/人・日) **事業系**

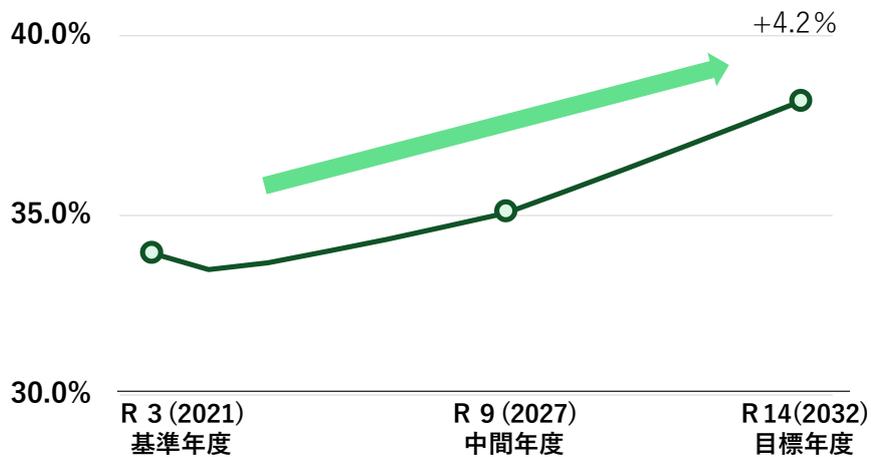


資源化率(%)の目標

ごみの発生抑制と減量を進め、分別を徹底し、資源化率を向上させます。

	令和 3 (2021)年度 基準年度	令和 9 (2027)年度 中間年度	令和 14(2032)年度 目標年度
資源化率※	34.0	35.1	38.2

※資源化率 (%) = (資源回収量(t) + 集団回収量(t)) / (家庭系、事業系の総ごみ量(t) + 集団回収量(t))



埋立処分量(t/年)の目標

焼却灰を原料としたエコセメントとして再利用し、埋立処分量 0 t/年を継続します。

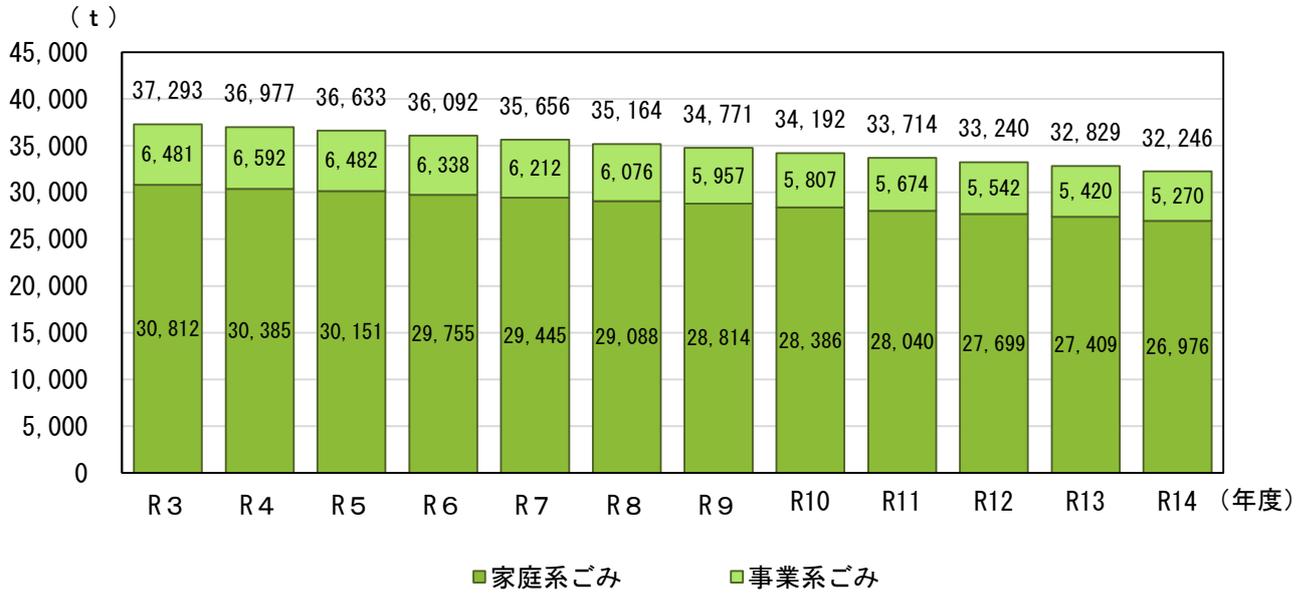
	令和 3 (2021)年度 基準年度	令和 9 (2027)年度 中間年度	令和 14(2032)年度 目標年度
焼却残さ	2,803	2,559	2,293
不燃残さ	0	0	0
最終処分量 (埋立処分量)	0	0	0
資源化量 (エコセメント)	2,803	2,559	2,293

■ ごみ減量目標

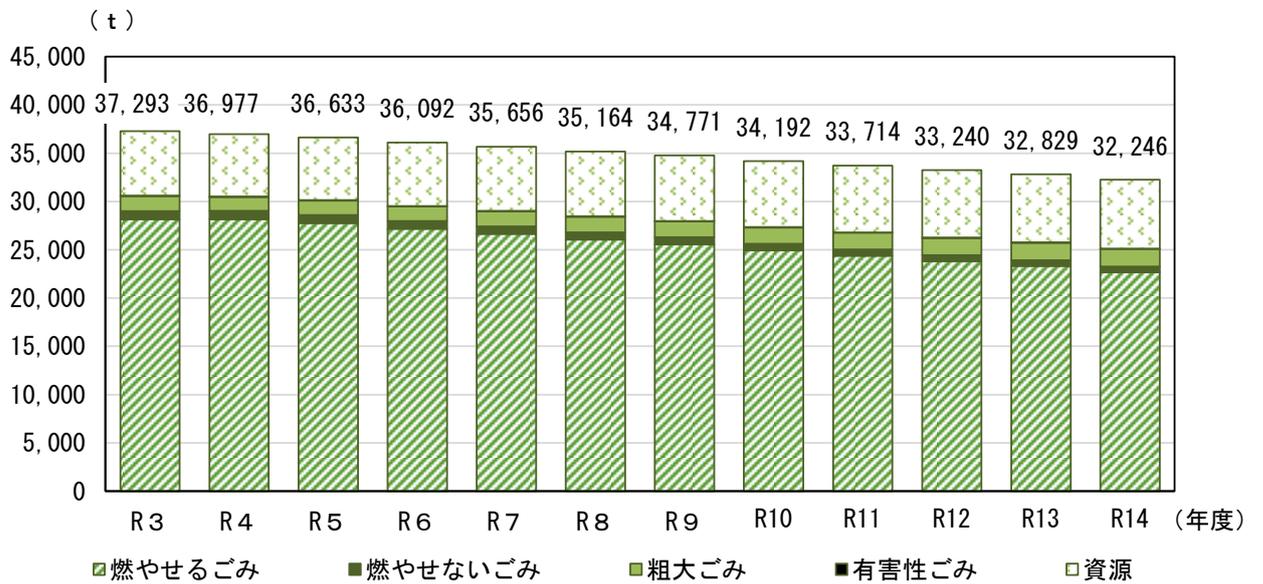
年度		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
計画収集人口	(人)	147,922	147,539	147,156	146,773	146,391	145,759
家庭系ごみ	(t/年)	30,812	30,385	30,151	29,755	29,445	29,088
燃やせるごみ	(t/年)	21,728	21,641	21,350	20,888	20,488	20,054
燃やせないごみ	(t/年)	844	855	828	796	767	737
粗大ごみ	(t/年)	1,511	1,382	1,429	1,467	1,509	1,547
有害性ごみ	(t/年)	52	54	54	54	54	54
資源	(t/年)	6,677	6,452	6,490	6,549	6,628	6,696
事業系ごみ	(t/年)	6,481	6,592	6,482	6,338	6,212	6,076
燃やせるごみ	(t/年)	6,428	6,537	6,426	6,281	6,154	6,017
燃やせないごみ	(t/年)	4	5	5	5	5	5
粗大ごみ	(t/年)	49	50	51	52	52	53
総ごみ量	(t/年)	37,293	36,977	36,633	36,092	35,656	35,164

年度		令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
計画収集人口	(人)	145,127	144,495	143,863	143,233	142,466	141,699
家庭系ごみ	(t/年)	28,814	28,386	28,040	27,699	27,409	26,976
燃やせるごみ	(t/年)	19,678	19,196	18,772	18,350	17,964	17,483
燃やせないごみ	(t/年)	709	677	648	619	591	560
粗大ごみ	(t/年)	1,590	1,624	1,661	1,698	1,738	1,768
有害性ごみ	(t/年)	54	53	53	53	53	52
資源	(t/年)	6,784	6,835	6,907	6,979	7,064	7,113
事業系ごみ	(t/年)	5,957	5,807	5,674	5,542	5,420	5,270
燃やせるごみ	(t/年)	5,897	5,746	5,613	5,480	5,357	5,207
燃やせないごみ	(t/年)	5	5	5	5	5	5
粗大ごみ	(t/年)	54	55	56	57	58	58
総ごみ量	(t/年)	34,771	34,192	33,714	33,240	32,829	32,246

■ 家庭系及び事業系のごみ量の推移（目標値）



■ 分別区分ごとのごみ量の推移（目標値）



6. 排出抑制計画

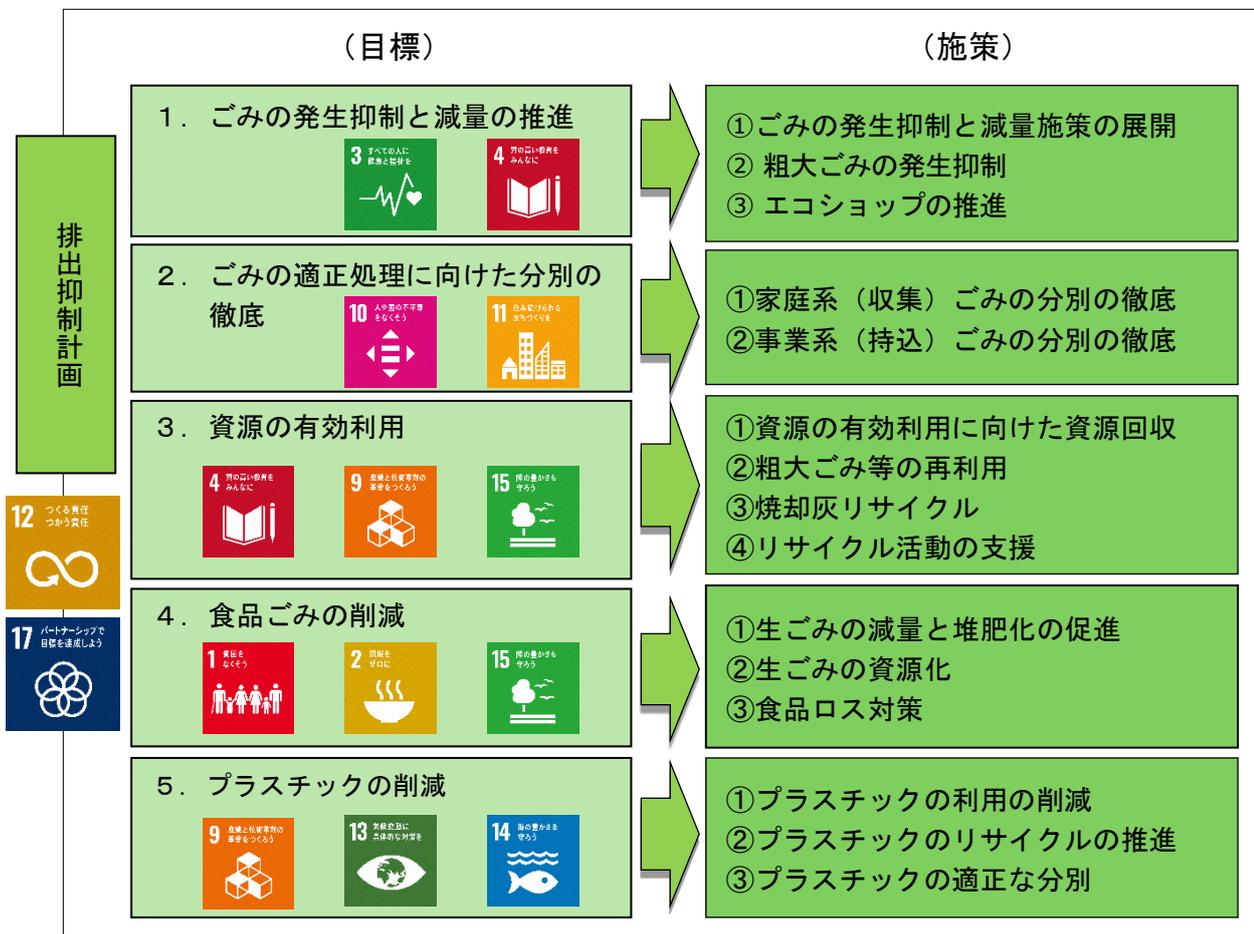
(1) 目標

ごみの減量目標を達成するため、排出抑制に関する取組目標を以下のように定めます。

1. ごみの発生抑制と減量を推進します
2. ごみの適正処理に向けた分別を徹底します
3. 資源を有効活用します
4. 食品ごみを削減します
5. プラスチックを削減します

(2) 施策の展開

排出抑制計画に関する施策については、以下のように展開します。
また、特に関わりの深いSDGsのゴールも示しています。



■排出抑制計画1：ごみの発生抑制と減量の推進



取り組み内容

① ごみの発生抑制と減量施策の展開

- ・ごみの発生抑制と減量、資源の有効利用について、ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページ、ごみ分別アプリを通じて情報発信し、市民の意識を高め、行動につなげるために、必要な普及啓発や支援を行います。
- ・市民と協働し、学校をはじめとした教育の場で、収集から最終処分までのごみ処理の流れや、発生抑制や資源の有効利用の必要性について学ぶ機会を設け、環境学習の充実を図り、施設見学等を積極的に行い、次世代の担い手である子どもたちに循環型社会への取り組みについて啓発します。
- ・小規模事業所に対しては、ごみの排出実態の把握に努め、処理排出指導を強化します。資源に関しても民間の資源化施設での処理が原則ですが、民間の資源化ルートの利用が難しい場合のエコプラザ多摩での資源受入について周知をするなど資源がごみとして排出されないよう指導します。
- ・市内の全事業所を対象とする啓発、廃棄物管理者への講習会、事業所の従業員向けの講習等、事業系ごみの減量と適正排出に関する啓発を行います。
- ・ごみの減量や社会状況等により、ごみ排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析、検証し、構成市への配慮や均衡を考慮しつつ、廃棄物処理手数料の見直しを含めた、減量対策の強化、適正負担について検討し、廃棄物減量等推進審議会の意見を聞いて決定します。
- ・ごみの減量と分別を徹底するため、許可業者の搬入ごみ検査及び指導を強化します。
- ・ごみ分別アプリや各種リーフレットの多言語化により、外国人住民への普及啓発を図ります。
- ・廃棄物減量等推進員と連携し、ごみの出し方の指導、資源集団回収の推進など、ごみの減量・資源化を推進します。
- ・一般廃棄物処理に係る財源の用途を明確化するため、環境省が定める「一般廃棄物会計基準」に基づく廃棄物会計制度を導入します。

② 粗大ごみの発生抑制

- ・不用品の再利用について、インターネット上の地域情報サイトの普及を支援することにより、市民同士の譲渡を促進し、もって粗大ごみの発生を抑制します。
- ・不用品の引き取り店舗を整理し、市民に広く情報提供できるよう検討します。

③ エコショップの推進

- ・エコショップの更新時には、認定項目を精査、見直しを行い、制度の推進によって、マイバッグ運動、無料の使い捨てプラスチック製品の削減、資源の店頭回収、ばら売り・量り売り、詰め替え商品の販売に積極的に取り組む姿勢を評価し、ごみの減量と資源化に一層配慮した店舗を増やします。
- ・エコショップの周知を推進します。また、店頭回収を利用する市民に対しても、資源持ち込みに対するマナー向上のための啓発をしていきます。

■排出抑制計画2：ごみの適正処理に向けた分別の徹底



取り組み内容

①家庭系（収集）ごみの分別の徹底

- ・収集の種類として「小型家電・金属類」の追加や新しい商品の誕生など、分別のルールが細分化しているため、分かりやすい啓発・指導を行います。その際には、ごみ分別アプリやスマートスピーカー等のデジタル・デバイスも活用し、分別の徹底を目指します。
- ・資源化できる紙類・プラスチックの適正排出について啓発を強化し、燃やせるごみの減量、資源への混入を防止します。
- ・紙パック、アルミつき紙パック、マルチパックなどの紙類については、エコショップ認定店での回収に誘導し、ごみの減量とともに、循環型社会に対する市民意識の醸成を図ります。
- ・介護を要する高齢者など、ごみ・資源の排出が困難な市民への支援を行い、適正分別、適正排出の促進を図ります。
- ・分別の徹底や資源の適正排出、有効利用に関する啓発は、廃棄物減量等推進員や市民団体等と連携します。
- ・市民へ店頭回収や販売店回収など、民間の資源回収ルートの積極的な活用及び適正分別を遵守した資源排出を啓発します。
- ・大きなプラスチックは可燃ごみとして処理をしていましたが、40ℓサイズのプラスチック袋を作成することで、リサイクル量を増やし、可燃ごみを削減します。
- ・リサイクルマークが入っておらず、店頭回収に出すことのできないリチウムイオン電池やモバイルバッテリー及びリチウムイオン電池を取り外すことのできない小型製品を、有害性ごみとして回収することで、適正分別の促進を図ります。

②事業系（持込）ごみの分別の徹底

- ・ごみの発生抑制と資源の有効利用、ごみの分別について、事業者の意識を高め、行動につなげるための、必要な普及啓発や支援を行います。
- ・市内の全事業所を対象とする啓発、廃棄物管理者への講習会、事業所の従業員向けの講習等、事業系ごみの分別と適正排出に関する啓発を行います。
- ・大規模事業所に対しては、「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」に基づき、事業系ごみの適正処理とさらなる資源化への指導・立入検査を行いさらに啓発を推進していきます。
- ・大規模事業所の排出手数料について、処理原価を反映した水準に見直しをしていきます。
- ・ごみの分別を徹底するため、許可業者の搬入ごみ検査及び指導を強化します。

■排出抑制計画3：資源の有効利用



取り組み内容
①資源の有効利用に向けた資源回収
<ul style="list-style-type: none">・今まで資源化することのできなかつた紙類を資源化するため、ミックスペーパー（難再生古紙）リサイクル導入を検討します。・剪定枝等のチップ化、堆肥化（土壌改良材の生産）などにより、みどりのリサイクルを推進します。あわせて、落葉堆肥の利用について検討します。・資源化した剪定枝等については、利用先の拡大等により、一層のみどりのリサイクル推進を検討します。・事業系の剪定枝、古紙等について、利用する事業者へ民間の資源回収を啓発します。
②粗大ごみ等の再利用
<ul style="list-style-type: none">・家具や家電製品の修理や譲渡の促進など、粗大ごみ排出量の削減に向けた啓発を行い、循環型社会の実現を目指します。・エコにこセンターにおける粗大ごみ再利用品の販売について、ごみ・資源収集カレンダーやごみ分別アプリ等を活用し、周知を推進します。・粗大ごみの再利用について、インターネット上の地域情報サイトを活用した市民同士又は市から市民への譲渡等の導入を検討します。
③焼却灰リサイクル
<ul style="list-style-type: none">・ごみ焼却灰のエコセメント化により、埋立処分量0 tを継続します。・市で発注する公共工事等において、エコセメントを用いたコンクリートやエコセメントを用いたコンクリート二次製品等の積極的な活用を検討します。
④リサイクル活動の支援
<ul style="list-style-type: none">・資源集団回収について啓発し、その活動を支援します。・民間のリサイクル活動を支援します。・新規に集合住宅を建設する際の打合せ時に、資源集団回収について積極的に案内し、リサイクル活動を支援します。

■排出抑制計画4：食品ごみの削減



取り組み内容

①生ごみの減量と堆肥化の促進

- ・生ごみ減量について、新たに取り組む市民が増えるよう、また、継続して取り組む市民を支援する啓発をします。
- ・公共集合住宅再開発が行なわれる場合などでは、生ごみ堆肥置場や堆肥利用場所の確保など適宜依頼し、地域での生ごみ資源化を支援する働きかけをします。
- ・生ごみの水切りの徹底に関する啓発を継続的に行います。
- ・生ごみ処理機器の購入費補助は、ホームページ、ごみカレンダーやごみ減量広報紙ACTAを通じて普及啓発し、講習会等、多摩市の居住環境に合った生ごみの自家処理・共同処理に対する支援を充実させます。

②生ごみの資源化

- ・生ごみの資源化の効果等について周知し、市民や事業者の新規取組、又は継続に向けた情報の提供等の支援を行います。
- ・生ごみを資源化するため収集方法の見直し、資源化のため排出先の見直しについて検討を進めます。
- ・事業系の食品ごみ排出も資源化への取組を啓発します。

③食品ロス対策

- ・ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページ、ごみ分別アプリにより、食品ロス削減に向けた家庭への啓発を行い、食品ロスを減らす行動を促します。
- ・小学生を対象とした、食品ロス対策講座を行い、子どもたちに身近な食べ残しなどの環境問題に対する意識を醸成します。
- ・飲食店等、食品ロス削減に取り組む事業者を、多摩市食べきり協力店として登録し、事業者と連携した食品ロス削減の取組を推進します。
- ・フードドライブの活動について庁内の関係部局や社会福祉協議会と連携し、周知・啓発を進めます。

■排出抑制計画5：プラスチックの削減



取り組み内容

①プラスチックの利用の削減

- ・市民へ使い捨てプラスチックを受け取らないことを推奨し、行動変容やライフスタイルの変革を促すための情報発信を進めます。
- ・事業者へ使い捨てプラスチックを消費者へ提供しない（減らす）ための取組を推奨し、そのための啓発、支援に取り組みます。
- ・ペットボトルの使用を減らすため、マイボトルの使用を啓発します。
- ・事業者による量り売り、容器再利用、紙製容器包装への転換等を推奨し、容器包装プラスチックを削減します。
- ・製品プラスチックは長く使用することを啓発します。
- ・プラスチック使用製品設計指針の適合認定製品やリサイクルプラスチック製品の普及を推進します。

②プラスチックのリサイクルの推進

- ・容器包装プラスチック、製品プラスチックのリサイクルを進めます。
- ・ペットボトルの水平リサイクルを実施し、新たな化石由来原料を使わず同じ素材を循環し続けることで、資源循環型社会形成に貢献します。
- ・収集した容器包装プラスチックは、指定法人ルートでリサイクルします。
- ・製造事業者等による容器包装プラスチックの自主回収やリサイクルの動き、及び排出事業者によるリサイクル等の動きを推進します。
- ・収集した製品プラスチックは、「指定法人ルート」、「再商品化計画の認定」、「独自処理」の中から、多摩市に適した方法を選択し、一層のリサイクルを推進します。
- ・製造事業者等による製品プラスチックの自主回収やリサイクルの動きを推進します。
- ・リサイクルプラスチックを原料とする製品の普及を図ります。

③プラスチックの適正な分別

- ・容器包装プラスチック、製品プラスチックの適正な分別、ポイ捨て防止（環境美化、河川を通じた海洋汚染の防止）を進めます。
- ・スマートフォンアプリ等を活用して、プラスチックの適正分別を啓発します。

7. 収集・運搬計画

(1) 目標

安定したごみ収集を行うとともに、ごみの減量化、資源化が促進される収集・運搬体制を整備することにより、衛生的かつ快適な生活環境を確保することを目標とします。

(2) 施策の概要

1) 品目ごとの収集・運搬主体

■ 収集・運搬主体

	区分	品目	収集・運搬主体	
家庭系	燃やせるごみ	紙くず、厨芥類、繊維くず、木・竹類 汚れたプラスチック、ゴム 等	民間委託	
	燃やせないごみ	ガラス・陶磁器 等		
	粗大ごみ	布団、机・タンス等の家具類、自転車 等		
	有害性ごみ	蛍光管、乾電池、体温計 等		
	資源			びん
				缶
				ペットボトル
				新聞
				雑誌・雑紙
				ダンボール
				古布
				プラスチック
		小型家電・金属類		
事業系 一般廃棄物	少量排出事業者	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラ スチック		
	上記以外	自己搬入（一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して搬入を含 む）		

2) ごみの分別区分と収集方法

分別区分と収集方法は以下のとおりです。

■ 分別区分と収集方法

	収集方式	分別区分と品目	収集頻度	容器等	収集・運搬車両	
家庭系	戸別（一部ステーション）	燃やせるごみ	週2回	指定収集袋	パッカー車	
		燃やせないごみ	月2回			
		粗大ごみ	週1回	－	ダンプ車	
		有害性ごみ	月2回	－	パッカー車	
		資源	びん	週1回	バケツ・コンテナ等	トラック
			缶・ペットボトル	週1回		紐等で結束
			新聞	月2回		
			雑誌・雑紙	週1回		
			ダンボール	月2回		
			古布	月2回	透明又は半透明袋	
			プラスチック	週1回	指定収集袋	パッカー車
小型家電・金属類	月2回		透明又は半透明袋			
事業系一般廃棄物	少量排出事業者の一般廃棄物（粗大ごみを除く）は、家庭系と一緒に収集					

3) 将来の排出予測量 (t/年)

令和 14(2032)年度までの将来予測量は、以下のとおりです。燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害性ごみに、資源を加えた総ごみ量は、基準年度である令和 3(2021)年度の 37,293 t に対し、目標年度となる令和 14(2032)年度は 32,246 t となり、5,047 t 減量が進む予測です。

■ 将来の収集量

年度	(t/年)					
	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	有害性ごみ	資源	総ごみ量
令和 5 (2023)年度	27,775	833	1,479	54	6,490	36,633
令和 6 (2024)年度	27,169	802	1,518	54	6,549	36,092
令和 7 (2025)年度	26,641	772	1,561	53	6,628	35,656
令和 8 (2026)年度	26,071	742	1,601	53	6,696	35,164
令和 9 (2027)年度	25,575	714	1,644	53	6,784	34,771
令和10(2028)年度	24,943	682	1,679	53	6,835	34,192
令和11(2029)年度	24,384	653	1,717	53	6,907	33,714
令和12(2030)年度	23,830	624	1,755	52	6,979	33,240
令和13(2031)年度	23,321	596	1,796	52	7,064	32,829
令和14(2032)年度	22,689	566	1,826	52	7,113	32,246

(3) 施策の展開

1) 分別区分と収集方法の見直し

より一層のごみ減量と資源化を推進するため、分別区分の見直しを随時行います。

2) ごみの排出方法の徹底

それぞれの地区の基本的なごみ・資源の出し方やルールを守るよう指導します。店舗や事業所についての基本的なごみ・資源の出し方やルールを指導します。一層のごみの減量化・資源化に向けて、より排出者責任を明確にし、効率的、かつ有効な収集運搬・処理のあり方について、引き続き検討していきます。

市民の方々への啓発と周知によって、どの程度の市民の方々に分別の意識を持っていたか、今後のごみ減量の鍵となります。

3) 不法投棄の防止

不法投棄防止の推進のため、パトロール体制の強化に努めます。

8. 中間処理計画

(1) 目標

将来のごみ量やごみ質の変化に対応した処理方法で、衛生的かつ安全で安定した処理体制を維持するとともに、ごみの持つエネルギーの有効利用や、ごみの中の資源物の回収を図ります。

また、ごみの焼却処理施設は稼働開始から 25 年、不燃・粗大ごみ処理施設は稼働開始から 21 年を迎え老朽化が進んでおり、次期処理施設の整備に向けた準備を行います。

(2) 施策の概要

1) 品目ごとの処理主体

■ 品目ごとの処理主体

品目	処理主体
燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害性ごみ、小型家電・金属類	多摩ニュータウン環境組合 (多摩清掃工場)
資源	多摩市

2) 焼却処理施設

焼却処理施設の焼却能力は、1日 24 時間で 200 t 焼却できる炉が 2 機あり、炉の点検整備期間を除いて、常時運転をしております。

■ 焼却処理施設の概要

項目	内容
名称	多摩ニュータウン環境組合 (多摩清掃工場)
所在地	東京都多摩市唐木田二丁目1番地 1
竣工年月	平成10 (1998) 年 3 月
焼却能力	400t/24h (200t/24h × 2)
焼却方式	全連続燃焼ストーカ式焼却炉
延べ面積	約17,535m ²

3) 不燃・粗大ごみ処理施設

不燃・粗大ごみ処理施設に搬入された燃やせないごみ、粗大ごみ及び有害性ごみは、搬入された携帯電話や小型家電等から貴金属類を回収するなど、有価物を回収し、資源化をしています。

■ 不燃・粗大ごみ処理施設の概要

項目	内容
名称	多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）
所在地	東京都多摩市唐木田二丁目1番地1
竣工年月	平成14（2002）年3月
処理能力	90t/5h
処理方式	横型回転衝撃式
処理対象ごみ	燃やせないごみ、粗大ごみ、有害性ごみ、小型家電・金属類
選別方式	手選別・機械選別混合方式
延べ面積	12,440.42m ²

4) 資源化センター（エコプラザ多摩）

資源化センターは、平成9年4月に施行された『容器包装リサイクル法』に基づき分別収集された、びん類、缶類・ペットボトル・古紙類など、種類ごとに受入れ、『選別・圧縮・梱包・保管』し、リサイクル事業者へ出荷をする施設です。平成20年度からは、有料指定袋による容器包装プラスチック・製品プラスチックの一括収集も開始し、ごみの減量化、資源化率の向上に寄与しています。

■ 資源化センター（エコプラザ多摩）の概要

項目	内容
名称	多摩市立資源化センター（エコプラザ多摩）
所在地	東京都多摩市諏訪六丁目3番地2
竣工年月	平成11（1999）年10月
処理能力	61t/5h （びん類：13t/5h、缶類・ペットボトル：9t/5h、古紙類：25t/5h、剪定枝（チップ）2t/5h、剪定枝（土壌改良材）：2t/5h）、プラスチック類：10t/5h）
処理対象物	資源
延べ面積	8,909.50m ²

5) リサイクルセンター（エコにこセンター）

リサイクルセンター（エコにこセンター）では、粗大ごみとして搬入された家具等の中からピックアップしたものを綺麗に清掃し、リユース品として販売を行っています。

■ リサイクルセンター（エコにこセンター）の概要

項目	内容
名称	多摩ニュータウン環境組合リサイクルセンター（エコにこセンター）
所在地	東京都多摩市唐木田二丁目1番地1
竣工年月	平成14（2002）年3月
施設	展示ホール、多目的室、リサイクル工房、ストックヤード
延べ面積	1,980m ²

6) 将来の搬入量

令和14（2032）年度までの将来搬入量は、以下のとおりです。

■ 焼却処理施設への将来搬入量

(t/年)

年度	焼却処理施設搬入量			焼却残さ量
		燃やせるごみ	除去可燃	
令和5(2023)年度	29,680	27,775	1,905	2,760
令和6(2024)年度	29,080	27,169	1,911	2,705
令和7(2025)年度	28,563	26,641	1,922	2,657
令和8(2026)年度	28,001	26,071	1,930	2,604
令和9(2027)年度	27,518	25,575	1,943	2,559
令和10(2028)年度	26,888	24,943	1,945	2,501
令和11(2029)年度	26,336	24,384	1,952	2,449
令和12(2030)年度	25,790	23,830	1,960	2,398
令和13(2031)年度	25,291	23,321	1,970	2,352
令和14(2032)年度	24,659	22,689	1,970	2,293

■ 不燃・粗大ごみ処理施設への将来搬入量

(t/年)

年度	不燃・粗大ごみ処理施設搬入量				
		燃やせない ごみ	粗大ごみ	有害性ごみ	小型家電・ 金属類
令和5(2023)年度	2,549	833	1,479	54	183
令和6(2024)年度	2,561	802	1,518	54	187
令和7(2025)年度	2,578	772	1,561	54	191
令和8(2026)年度	2,592	742	1,601	54	195
令和9(2027)年度	2,611	714	1,644	54	199
令和10(2028)年度	2,616	682	1,679	53	202
令和11(2029)年度	2,629	653	1,717	53	206
令和12(2030)年度	2,641	624	1,755	53	209
令和13(2031)年度	2,659	596	1,796	53	214
令和14(2032)年度	2,660	566	1,826	52	216

■ 資源化センター（エコプラザ多摩）への将来搬入量

(t/年)

年度	資源化センターへの 将来搬入量
令和5(2023)年度	6,307
令和6(2024)年度	6,362
令和7(2025)年度	6,437
令和8(2026)年度	6,501
令和9(2027)年度	6,585
令和10(2028)年度	6,633
令和11(2029)年度	6,701
令和12(2030)年度	6,769
令和13(2031)年度	6,850
令和14(2032)年度	6,896

(3) 施策の展開

1) 中間処理施設における安全で安定した処理の維持と次期施設整備に向けた準備

市が収集したごみは、八王子市及び町田市と構成している多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で中間処理を行います。平成 10（1998）年に更新された多摩清掃工場は、更新当時最新の設備を導入し、850 度以上の高温で焼却することにより、ダイオキシン類の発生を抑制し、国の基準値はもとより認証取得した ISO14001 で定めた自主規制値を大幅に下回る、安全と環境に十分配慮した中間処理施設となっています。焼却時に発生する熱は回収（サーマルリサイクル）し、隣接する総合福祉センター及び温水プールの冷暖房や温熱として活用するとともに、発電機能を備えていることから、施設内の電力に充当するほか、余剰電力は売電し、維持管理経費に充てています。

市は、引き続き多摩ニュータウン環境組合や構成市である八王子市・町田市と連携し、多摩清掃工場が適正な運転を維持し、安全で安定したごみの中間処理ができるよう取り組みます。

多摩清掃工場は施設更新から 25 年を迎え、老朽化が進んでおり、引き続き施設を安全かつ安定して稼働するためには、東京都が進める廃棄物処理システムの強靱化及び高度化などを踏まえ、設備に関する最新技術の動向を注視し、次期施設の建替時期などについての検討が必要となります。

このことから、市は多摩ニュータウン環境組合や構成市である八王子市・町田市と協議を行いながら具体的な次期施設稼働時期を決定するとともに都市計画の変更等、整備に向けた準備を行います。

2) 資源の効率的な再利用化の促進

分別収集された資源物の中間処理は、平成 11（1999）年に稼働開始した、多摩市立資源化センター（エコプラザ多摩）にて実施しています。

資源化センターは、平成 9（1997）年 4 月に施行された「容器包装リサイクル法」に基づき分別収集された、びん類・缶類・ペットボトルや古紙類など、品目ごとに、「選別・圧縮・梱包・保管」する施設です。平成 20（2008）年 4 月からは容器包装プラスチック・製品プラスチックの一括回収も開始し、ごみの減量化及び資源化率の向上に寄与しています。

また、資源化センターは、ごみの減量、適正分別、普及啓発活動、施設見学などを通じて社会経済・ライフスタイルを見直し、市民、事業者などと一緒にそれぞれの立場で役割を認識し、資源循環型社会の形成を推進します。

運営に関しては、効率的な資源の再利用が図られるよう選別品質の向上に配慮するとともに、全てのプラント設備を屋内に設置することで、周辺環境及び維持管理に細心の注意を払い、効率的な運営を心掛けています。

9. 最終処分計画

(1) 目標

一般廃棄物の最終処分を広域的に行うとともに、焼却灰をエコセメントの原料として再利用し、埋立処分量 0 t を継続し、現在確保されている最終処分場のできる限りの延命化に努め、清掃事業の安定化を目標とします。

(2) 施設の概要

1) 処分主体

多摩市の家庭から排出されるごみは、多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場で焼却処分されたのち、焼却残さ（焼却灰）を、多摩地域の 25 市 1 町で構成する東京都日の出町にある東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場へ搬入しています。この処分場は、日の出町の町民の皆様のご理解、ご協力により設置された最終処分場であり、最終処分場を 1 日でも長く利用できるよう、ごみの分別と減量を推進する必要があります。

■ 処分主体

項目	処分主体
焼却残さ（焼却灰）	東京たま広域資源循環組合
不燃残さ	

2) 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場

多摩市から搬出された不燃残さは、平成 26（2014）年度までは東京たま広域資源循環組合の日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場へ搬入して埋立処分していました。平成 27（2015）年度以降は、不燃残さ搬入量 0 t を継続しています。

■ 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場

項目	処分主体
名称	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642
面積	約59.1ha
埋立容量	370万m ³
埋立期間	平成10（1998）年1月から約16年間※

※エコセメント化施設の建設により、当初予定で16年間の埋立期間を30年以上に延伸できる予定

3) 東京たまエコセメント化施設

東京たま広域資源循環組合に搬入された焼却残さ（焼却灰）は、東京たまエコセメント化施設で、焼却残さ（焼却灰）を原料としたエコセメントを生産し、再生利用しています。エコセメント化施設は、平成18年7月に稼働開始し、それ以前は埋め立てていた焼却残さ（焼却灰）ですが、再生利用・資源循環が推進されたことで、埋立処分の対象は不燃残さのみとなり、埋立処分量は大幅に減少しました。なお、平成30年度以降、二ツ塚処分場では埋立処分を実施していません。

■ 東京たまエコセメント化施設

項目	処分主体
名称	東京たまエコセメント化施設
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642
面積 施設規模	約4.6ha 焼却残さ等の平均処理能力 約300t/日 エコセメントの平均生産量 約430t/日
施設の稼働	平成18(2006)年7月

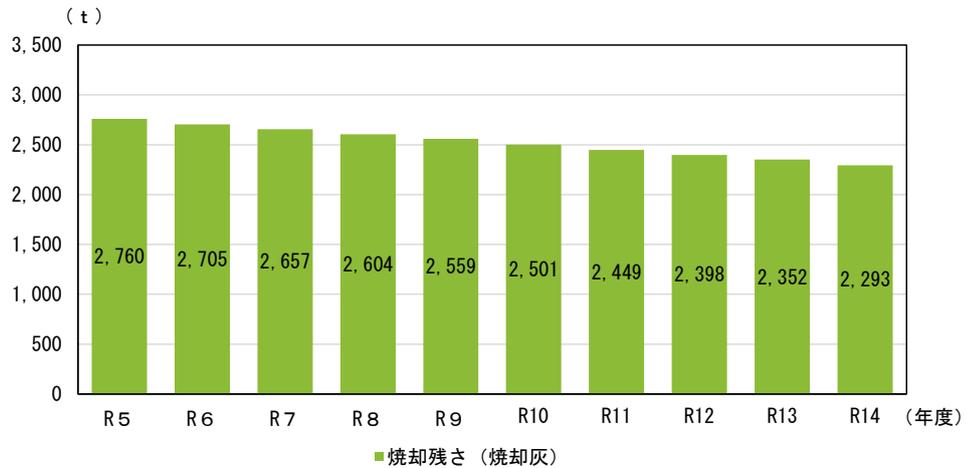
4) 焼却残さ（焼却灰）の搬入予測量（t／年）

令和14（2032）年度までの将来搬入量は、以下のとおりです。搬入された焼却残さ（焼却灰）は全量エコセメント化され、資源として、再生利用されています。

■ 将来の搬入予測量

(t/年)

年度	残さ量		最終 処分量	資源化量 (エコセメント)
	合計	焼却残さ (焼却灰)		
令和 5 (2023)年度	2,760	2,760	0	2,760
令和 6 (2024)年度	2,705	2,705	0	2,705
令和 7 (2025)年度	2,657	2,657	0	2,657
令和 8 (2026)年度	2,604	2,604	0	2,604
令和 9 (2027)年度	2,559	2,559	0	2,559
令和 10(2028)年度	2,501	2,501	0	2,501
令和 11(2029)年度	2,449	2,449	0	2,449
令和 12(2030)年度	2,398	2,398	0	2,398
令和 13(2031)年度	2,352	2,352	0	2,352
令和 14(2032)年度	2,293	2,293	0	2,293



(3) 施策の展開

1) 最終処分場の長期活用

現在使われている二ツ塚処分場の使用期間は、使用開始から約 16 年間で埋め立てが終了する予定でしたが、平成 18 (2006) 年 7 月からエコセメント化施設が稼働開始したことにより、30 年間以上まで延伸することが可能となり、埋立処分場を長く有効に活用でき、リサイクルにも貢献しています。

また、東京たま広域資源循環組合では、計画的に最終処分場の延命化を図るため、「廃棄物減容 (量) 化基本計画」を策定し、組織団体に対するごみの減容 (量) 化

を促しています。多摩地域においては、市街化の進展等から今後新たに最終処分場を確保することが極めて困難であることから、利用させていただいている自治体としては、引き続きより一層ごみ減量、資源化を進め、埋立処分量 0 t を継続し、リサイクルを更に推進します。

2) エコセメントの利用促進

東京たまエコセメント化施設では、中間処理された焼却残さを原料としたエコセメントを生産しています。エコセメントは、道路の L 型側溝や舗装ブロック、コンクリートベンチ等の二次製品に加工されるほか、JIS 規格（日本産業規格）の生コンクリートとしても利用されています。

焼却残さ（焼却灰）をエコセメントとして再生利用し、多摩地域のリサイクルを更に進めることが、最終処分場の長期活用に貢献します。

10. ごみ減量化・資源化のための組織活動・協働の取り組み

1) 廃棄物減量等推進員

自治会・管理組合からの推薦により廃棄物減量等推進員を委嘱し、全体会議や研修会などを通じて、ごみに対する理解を深めてもらい、地域のごみの減量と適正な処理のために市の施策への協力や地域住民の啓発を実施します。

2) 廃棄物減量等推進審議会

市民、事業者、廃棄物処理業者、資源回収業者、学識経験者等、幅広い関係者の参画により、一般廃棄物の減量化を推進していくための方策等について審議します。

3) たまごみ会議

市民、行政が一体となっておみ減量に取り組むための意見交換の場として「たまごみ会議」があります。たまごみ会議は、「資源化部会」・「啓発部会」で構成され、お互いに協力を図りながら、ごみ減量・資源化活動に取り組めます。

4) その他市民協働の取り組み

転入者向けの分別説明窓口やリユース食器貸出等の啓発活動を市民協働で取り組むことにより、市民のごみ減量意識の向上を図ります。

11. その他ごみ処理に関し必要な事項

1) 広域処理体制の確立

多摩地域の各自治体の協力による広域的処理、広域的リサイクルの実現に向けて共同で行う各種の調査・研究に積極的に取り組み、多摩地域の新しいごみ処理システム構築を目指します。また、多摩ニュータウン環境組合においても構成市（多摩市、八王子市、町田市）との広域的連携についての取り組みを進めます。

2) 条例等の法制度の整備

今後、ますます多様化するごみ問題に対応するため、条例等の法整備を進めていきます。

3) 国・東京都への要請

排出抑制に関する法律の充実や施設整備等への人的・財政的な援助、リサイクルルート整備等への支援を、国や東京都に強く要請します。

4) 関係業界に対する要請

包装の適正化、製品の規格の統一、製品の素材の表示、販売ルートによる回収体制の整備などについて、関係業界に対して要請していきます。

5) 職員の資質の向上

研修などを通じて、職員の資質の向上を図ります。

6) 廃棄物に関する災害対策

多摩市が被災した時のごみ処理、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、災害時における衛生環境の維持を図ります。

7) デジタルトランスフォーメーションの推進

日常の業務環境の激しい変化に対応するため、データ及びデジタル技術の推進を検討してまいります。

第5章 生活排水処理基本計画

1. 基本理念

「安全で住みよいまちづくり」を実現していくために、家庭や事業所から排出される生活排水を衛生的に処理し、水環境を保全していきます。

2. 基本方針

生活排水の適正処理

し尿・生活排水の収集及び処理、浄化槽汚泥の処理等を適切に実施し、衛生的な生活環境を維持します。

下水道の整備・普及促進

市内の生活排水は、将来的には全て下水道により処理することを基本とし、水洗化の促進や下水道施設の整備充実を進めます。

3. 現状

(1) 河川水質調査

■ 河川水質調査

項目 (単位) 基準値	調査地点		水質調査結果				
			平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
流量 (m ³ /s)	乞田川	稲荷橋	0.051	0.018	0.017	0.021	0.013
		行幸橋	0.242	0.190	0.129	0.180	0.084
	大栗川	久保下橋	0.590	0.366	0.566	0.334	0.365
		新大栗橋	1.217	0.525	0.555	0.482	0.495
		合流点手前	1.323	0.643	0.670	0.759	0.596
水素イオン濃度 (pH) A類型：6.5以上 8.5以下	乞田川	稲荷橋	8.4	8.5	8.3	8.7	9.0
		行幸橋	8.9	8.2	9.2	8.6	9.4
	大栗川	久保下橋	8.7	8.5	9.1	8.9	9.4
		新大栗橋	8.4	8.0	8.8	8.3	8.7
		合流点手前	8.1	8.0	8.2	8.2	8.5
生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L) A類型：2以下	乞田川	稲荷橋	1.8	1.1	2.3	0.8	1.8
		行幸橋	1.1	<0.5	1.4	0.6	1.2
	大栗川	久保下橋	1.0	1.2	1.5	0.8	1.2
		新大栗橋	0.7	0.9	1.5	0.6	1.0
		合流点手前	0.6	0.6	1.0	0.5	1.1
化学的酸素 要求量 COD (mg/L)	乞田川	稲荷橋	3.0	1.7	6.0	2.4	4.9
		行幸橋	2.5	1.8	2.8	2.2	3.2
	大栗川	久保下橋	2.5	1.9	3.1	3.1	3.6
		新大栗橋	2.2	1.8	2.4	2.4	3.6
		合流点手前	2.0	1.7	2.9	2.2	3.9
浮遊物質 SS (mg/L) A類型：25以下	乞田川	稲荷橋	2	<1	6	1	5
		行幸橋	2	<1	2	3	1
	大栗川	久保下橋	2	5	2	2	1
		新大栗橋	3	3	2	2	1
		合流点手前	3	2	3	1	<1
溶存酸素 DO (mg/L) A類型：7.5以上	乞田川	稲荷橋	11.7	11.8	9.4	10.9	10.7
		行幸橋	12.5	12.3	11.2	12.3	12.5
	大栗川	久保下橋	12.1	12.0	10.0	11.9	11.9
		新大栗橋	11.8	10.1	10.6	11.6	12.4
		合流点手前	10.3	10.0	14.2	11.5	13.0

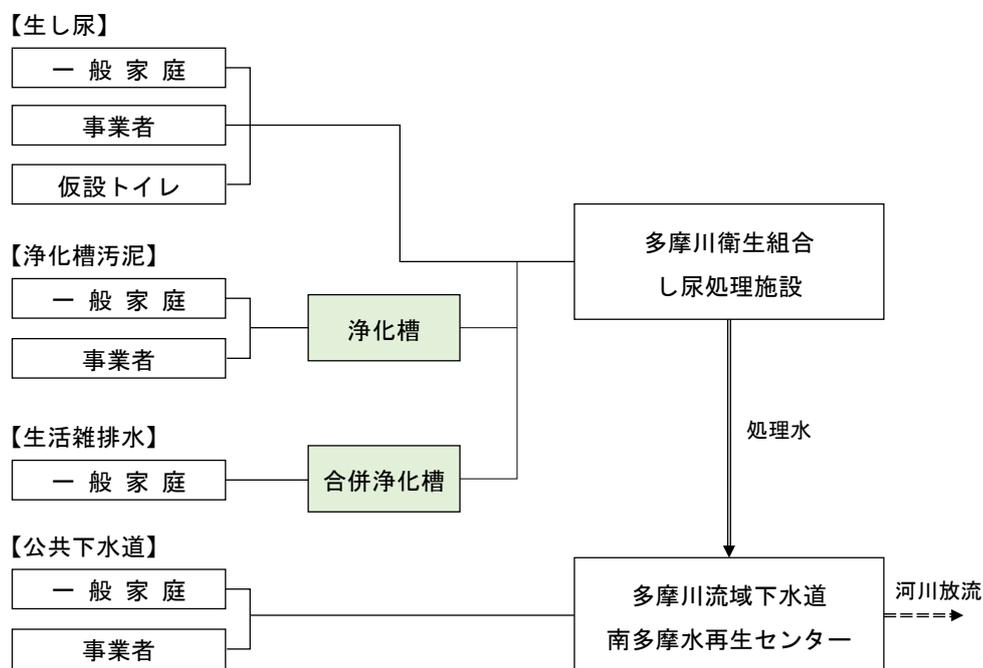
資料：令和3年度環境調査結果、河川等調査業務委託報告書

(2) 排出構造

本市の生活排水処理は、人口の約 99.79%※が公共下水道を利用しており、残りの 0.21%は浄化槽での処理又はくみ取り収集となっています。くみ取りし尿・生活雑排水及び浄化槽汚泥については、多摩川衛生組合し尿処理施設へ搬入し衛生的に処理しています。

※水洗化人口が行政人口に占める割合（令和3年度末）

■ 生活排水処理フロー



本市におけるマイクロプラスチック調査結果

令和2（2020）年7月、市内を流れる乞田川と大栗川の4地点において水面付近の水を採取し、マイクロプラスチック等の流出実態調査を実施しました。

確認されたプラスチックは、1m³あたり平均約2.7個で、人工芝やコーティング肥料、発泡スチロール等が見つかっており、すべての地点でマイクロプラスチックが確認されました。ポリウレタンやポリスチレン、ポリエチレン、ポリプロピレン、ナイロンなど様々な成分のプラスチックがあり、本市の河川からもマイクロプラスチックの原因となるものが流れ出ていることが分かりました。

(3) 処理形態別人口の推移

■ 処理形態別人口の推移

各年10月1日付人口、(人)

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
計画処理区域人口	148,815	148,855	148,865	148,606	147,922
下水道人口	148,489	148,528	148,538	148,280	147,597
合併処理浄化槽人口	21	22	22	21	21
単独処理浄化槽人口	171	171	171	171	170
コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0
農業集落排水施設人口	0	0	0	0	0
非水洗化人口	134	134	134	134	134

資料：住民基本台帳、清掃事業実績

(4) 下水道の現状

1) 下水道の推移

令和3年(2021)度末時点における下水道普及率(人口比)は、約100%、下水道普及率(面積比)は99.84%となっています。

下水道の推移を次に示します。

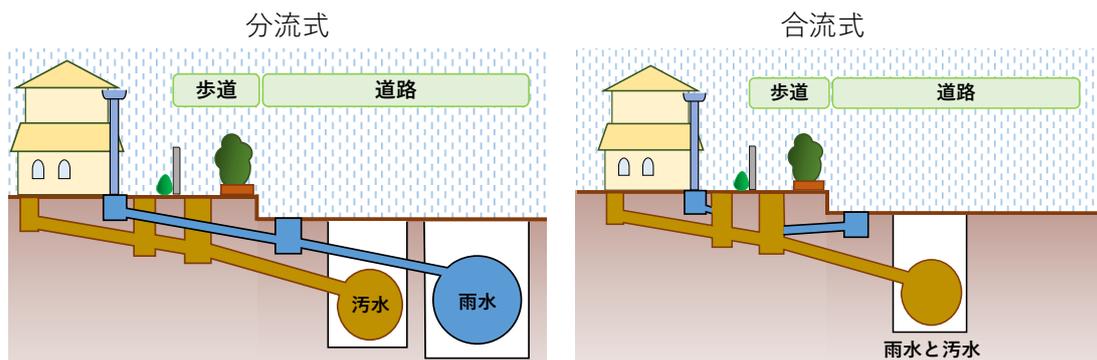
■ 下水道の推移

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
計画決定面積 (ha)	2,019	2,019	2,019	2,019	2,019
整備率 (%)	99.75	99.75	99.76	99.76	99.84

資料：多摩市下水道プラン2020

下水道の種類

下水道は、家庭からの汚水と雨水を一緒に下水処理場へ送る「合流式」と、汚水と雨水を別々の管路で集め、汚水は下水処理場へ、雨水は川や海に直接放流する「分流式」があります。多摩市では分流式を採用しています。



参考：国土交通省ホームページ

2) 処理施設

多摩市の汚水は、稲城市、八王子市、町田市及び日野市の汚水とともに、東京都の管理する南多摩水再生センターで処理しています。

南多摩水再生センターの概要を次に示します。

■ 多摩川流域下水道南多摩水再生センターの概要

運転開始	昭和46(1971)年3月	敷地面積	251,563㎡
処理能力	既定計画時点	令和4年4月1日現在	
	181,700m ³ /日	159,250m ³ /日	
水処理施設	沈砂池	8池	8池
	第一沈殿池	8池	6池
	反応槽	8槽	7槽
	第二沈殿池	8池	7池
汚泥処理施設	濃縮槽	2槽	2槽
	遠心濃縮機	3台	3台
	脱水機	4台	6台
	焼却炉	3基	2基

資料：東京都下水道局事業概要（令和4(2022)年度）

(5) 生活排水処理の現状

1) し尿の推移

■ し尿の推移

(Q/年)

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
一般世帯	40,300	34,500	25,700	24,500	31,500
特別世帯	0	0	200	0	0
公共施設	115,700	109,200	106,500	56,000	68,500
小計	156,000	143,700	132,400	80,500	100,000
仮設トイレ等	97,000	93,400	84,100	82,300	83,400
合計	253,000	237,100	216,500	162,800	183,400

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
収集世帯数(件)	70	70	70	69	69
収集回数(回)	339	359	297	279	267
収集車両台数(台)	116	132	112	109	126
収集要員(人/台)	2	2	2	2	2

資料：(上段)令和3年度清掃事業概要、(下段)清掃事業実績、し尿収集運搬業務報告書

2) 浄化槽汚泥の推移

■ 浄化槽汚泥の推移

(ℓ/年)

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
単独処理浄化槽汚泥	61,000	67,500	75,300	76,900	50,600
合併処理浄化槽汚泥	20,500	15,000	18,500	9,000	9,000
合計	81,500	82,500	93,800	85,900	59,600

資料：清掃事業実績

3) 貯留槽の推移

■ 貯留槽の推移

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
貯留槽収集回数(回)	24	32	49	11	20
貯留槽収集量(ℓ/年)	23,400	31,800	33,950	36,600	41,400

資料：清掃事業実績

4) 雑排水の推移

■ 雑排水の推移

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
単雑排水収集回数(回)	0	0	0	0	0
雑排水収集量(ℓ/年)	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

資料：清掃事業実績

4. 生活排水処理の主体

■ 処理主体

処理施設の種類	対象生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿・生活雑排水・工場排水・雨水等	多摩川流域下水道 南多摩水再生センター
合併処理浄化槽	し尿	各所有者
単独処理浄化槽	し尿	各所有者
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥・生活雑排水	多摩川衛生組合

5. 対象生活排水

本計画の生活排水処理事業は、くみ取り式便所からのし尿の収集・運搬及び処分と生活雑排水・浄化槽汚泥の処分を対象とします。

6. 排出抑制・資源化計画

- ①下水道普及地域における浄化槽施設の下水道への接続転換を促進し、浄化槽汚泥の排出の抑制を図ります。
- ②し尿、浄化槽汚泥は、できるかぎり資源化します。

7. 収集・運搬計画

- ①し尿収集人口がなくなるまで、民間委託により収集・運搬します。
- ②し尿の収集量の減少に応じて、効率的な収集・運搬体制を検討します。

■ 収集・運搬体制

収集対象区域	本市全域
収集体制	民間委託
収集回数	原則として、月1回
収集車両	バキューム車

8. 最終処分計画

し尿・生活雑排水・浄化槽汚泥の処理は、多摩川衛生組合し尿処理施設で衛生的に委託処理します。

■ し尿処理施設の概要

名称	多摩川衛生組合し尿処理施設
所在地	東京都稲城市大丸1528番地
竣工年月	平成14(2002)年4月
処理方式	直接脱水法+活性汚泥法 (し尿) 7.5キロリットル/日
処理能力	(浄化槽汚泥) 15.9キロリットル/日
排水希釈	3倍
処理水放流先	多摩川流域下水道南多摩水再生センター
脱臭設備	(高濃度臭気) 酸・アルカリ洗浄処理+活性炭吸着処理 (低濃度臭気) 活性炭吸着処理

9. その他

- ①浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定点検について広報等を通じてその啓発に努めます。
- ②下水道未供用地域における家庭から排出される生活雑排水の収集運搬に要する経費の一部を市が負担し、住民の負担を軽減します。
- ③下水道未供用地域における浄化槽の適正な維持管理を指導し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、浄化槽の清掃作業にかかる経費の一部を市が負担し、住民の負担を軽減します。

資 料 編

1. 本市の沿革

鎌倉時代には交通の要所として関所が設けられ、室町時代には宿場も栄えました。

明治維新の後、多摩市は品川県と韮山県に分属し、明治元年11月には、統一して神奈川県に所属することになりました。

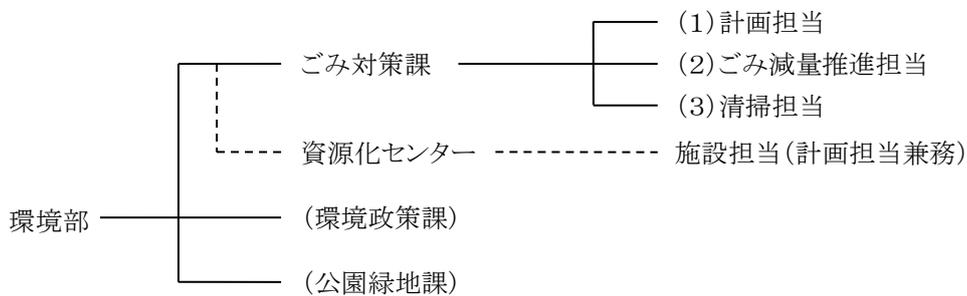
明治22（1889）年4月1日の市町村制の施行時に、8か村（関戸・連光寺・貝取・乞田・落合・和田・東寺方・一ノ宮）と百草村・落川の飛び地が合併して、南多摩郡多摩村が誕生しました。その後、明治26年には、東京府における水利問題から東京府に編入され、昭和39（1964）年4月1日に町制を施行し多摩町となり、昭和40年にニュータウン建設区域として計画決定されました。

昭和46（1971）年の多摩ニュータウン入居開始をきっかけに、同年11月1日には人口約4万人の多摩市が誕生しました。その後急速な発展を続け、令和3（2021）年には市政施行50周年を迎え、約14万7千人の人口を擁するまちに成長しました。

2. 組織・事務分掌

(1) 清掃行政機構

■ 組織図



(令和4年7月1日現在)

(2) ごみ対策課分掌事務

1) 計画担当（資源化センター施設担当）

- ① 廃棄物処理基本計画に関すること。
- ② 清掃事業の計画に関すること。
- ③ 東京たま広域資源循環組合に関すること。
- ④ 多摩ニュータウン環境組合に関すること。
- ⑤ 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- ⑥ 資源化センターに関すること。
- ⑦ 課の庶務に関すること。
- ⑧ 課の他の担当に属さないこと。

2) ごみ減量推進担当

- ①ごみの減量・資源化及びリサイクルに関すること。
- ②ごみの減量思想の普及向上に関すること。
- ③廃棄物減量等推進員に関すること。
- ④資源集団回収に関すること。
- ⑤オフィス町内会に関すること。
- ⑥施設見学会、減量啓発行事の実施計画に関すること。
- ⑦たまごみ会議に関すること。
- ⑧事業系大規模建築物の減量指導に関すること。
- ⑨一般廃棄物処理業許可及び指導に関すること。

3) 清掃担当

- ①廃棄物の収集運搬に関すること。
- ②し尿処理に関すること。
- ③清掃手数料の徴収に関すること。
- ④美化推進に関すること。
- ⑤浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。

(3) 多摩市廃棄物減量等推進審議会

「多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき、平成6年1月から設置されている市長の付属機関です。本審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議し、市長に答申するものです。委員の選任に関しては、「多摩市自治基本条例」に基づき選任されております。

この度の審議会の、令和3年5月から令和4年11月においては「多摩市一般廃棄物処理基本計画」（令和5年～令和14年版）について審議し、令和4年11月21日に多摩市長へ答申を行っています。

- (1) 令和3年度 4回開催 令和4年度 5回開催、計9回開催
- (2) 審議会委員 15名
- (3) 任期 2年（令和4年7月1日から令和6年6月30日）

■ 多摩市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（敬称略、令和4年7月1日現在）

職名	氏名	備考
会長	山谷 修作	学識経験者
副会長	江川 美穂子	たまごみ会議
委員	松波 淳也	学識経験者
委員	佐々木 義春	事業者
委員	峰岸 政宏	事業者
委員	岩井 隆之	事業者
委員	園部 亨	事業者
委員	浅井 民雄	多摩市民環境会議
委員	横山 幸司	自治会連合会
委員	野上 友香	小学校PTA代表
委員	岡村 隆広	市民代表（公募）
委員	小山 貴弓	市民代表（公募）
委員	須藤 忠志	農業団体連絡会
委員	平野 紀美子	消費者団体等連絡会
委員	小林 弘宜	行政関係者

3. 計画策定までの経緯等

(1) 廃棄物減量等推進審議会

令和3（2021）年度

回数	年月日	主な内容
第1回	令和3（2021）年 5月24日	○多摩市長より多摩市廃棄物減量等推進審議会へ諮問 ○多摩市一般廃棄物処理基本計画改定の概要、令和2年度のごみ減量・資源化の状況について説明
第2回	8月23日	○多摩市一般廃棄物処理基本計画（施策）に対する委員提案内容について協議
第3回	11月25日	○ごみ減量・資源化の状況の推移について説明 ○多摩市一般廃棄物処理基本計画（目標項目）について協議 ○多摩市プラスチック削減方針案について協議
第4回	令和4（2022）年 2月21日	○多摩市一般廃棄物処理基本計画（目標項目、施策の展開）について協議 ○多摩市プラスチック削減方針案について報告

令和4（2022）年度

回数	年月日	主な内容
第1回	令和4（2022）年 5月19日	○令和3年度ごみ減量・資源化の状況の推移、ごみの組成について説明 ○多摩市一般廃棄物処理基本計画（課題等）について協議
第2回	7月7日	○多摩市一般廃棄物処理基本計画（計画概要、多摩市の状況等）について協議
第3回	8月26日	○多摩市一般廃棄物処理基本計画（目標値等）について協議
第4回	10月7日	○多摩市一般廃棄物処理基本計画（素案）について協議
第5回	11月4日	○多摩市一般廃棄物処理基本計画（決定案）について協議 ○多摩市一般廃棄物処理基本計画（答申）（案）について協議
答申	11月21日	山谷会長・江川副会長より多摩市長へ答申

(2)パブリックコメントの実施

年月日	主な内容
令和4（2022）年12月21日 ～ 令和5（2023）年1月10日	提出意見：0件

参考資料

■ 多摩市廃棄物減量等推進審議会への諮問／諮問書

3多環ご第101号
令和3年5月24日

多摩市廃棄物減量等推進審議会会長 殿

多摩市長 阿部 裕行

多摩市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条第1項第2号の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

1. 諮問事項

「多摩市一般廃棄物処理基本計画」の策定について

2. 諮問理由

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村区域内における一般廃棄物の処理を行うため一般廃棄物に関する計画を定めることになっています。

多摩市では、循環型社会の形成を目指し、平成25年に平成34（令和4）年度までの10年間の計画とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「協働の力で環境負荷の少ない循環型のまち多摩を構築する」という基本理念の下、ごみ減量・資源化の推進に取り組んでおり、市民協働によりその成果が出ています。

しかし、この間、廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化しており、特に世界規模での環境汚染が懸念されているプラスチックごみや気候異常をもたらす環境問題においても廃棄物の適正処理方策など新たな課題が山積されています。

また、国においては、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、持続可能な社会づくりとの統合的取り組みや、多種多様な地域循環共生圏による地域活性化などライフサイクル全体での資源循環と適正処理の推進など環境の再生に取り組む指針が示されました。さらに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律制定の動きもあることから、これらを受け、多摩市でも、さらなる市民の活力が発揮される市民協働によるまちづくりを基礎に、持続可能な社会の実現に向けて取り組むこととなります。

また、いまだ終息が見えない新型コロナウイルス感染症による行動制限等市民生活の変容もあります。

このような状況の中、現計画の終了を迎えるにあたり、施策の実施状況や数値目標の達成状況、廃棄物行政を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえた検討、検証が必要です。

これらを踏まえ、今後の循環型社会の形成に向けた基本的な考え方や施策の展開の方向性等を盛り込んだ一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、多摩市一般廃棄物減量等審議会において、専門的な見地や市民の視点からご審議していただきたく、諮問いたします。

■ 多摩市廃棄物減量等推進審議会答申／答申書

令和4年11月21日

答申書

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市廃棄物減量等推進審議会
会長 山谷 修作

「多摩市一般廃棄物処理基本計画」の策定について（答申）

令和3年5月24日に本審議会へ諮問がありましたことについて、9回の審議会で多くの意見交換を行い、議論を重ねてきました。

その結果、多摩市が一般廃棄物の処理に関する目標を10年間で着実に達成するため、今後の見通しや基本的な考え方を示す「多摩市一般廃棄物処理基本計画（素案）」を別紙のとおりまとめましたので、ここに答申します。

多摩市は、前計画において、令和4年度末までに平成23年度比でごみ排出量を10%削減するという目標を掲げました。平成25年4月に小型家電・金属類の収集開始、平成27年10月にみどりのリサイクル開始、平成28年10月に事業系ごみ手数料改定（25円→35円）などを行ってまいりました。その結果、令和3年度末の段階において、ごみ排出量は13.3%削減となっており、目標を達成できる見込みです。

しかし、その内訳を見ると、施策の効果の表われ方は一様ではありません。令和3年度末の時点で、家庭系ごみは5.5%の削減にとどまる一方、事業系ごみは32.1%の削減を達成しています。

ごみの組成分析の結果によると、家庭から出される「燃やせるごみ」は、生ごみが全重量の約4割を占めているほか、資源化可能な「紙類」や「プラスチック類」が約2割を占めています。「燃やせないごみ」も、資源化可能な「小型家電・金属類」が約2割を占めています。事業系ごみは、生ごみが全重量の3割を占めています。これらのことから、ごみ減量の余地は、大きく残されていると考えます。この計画に基づく施策を着実に実施し、目標を達成するよう求めます。

この計画の基本理念は、「協働の力で環境負荷の少ない循環型のまち 多摩を構築する」としました。つきましては、多摩市がこの基本理念に則り、ごみ減量・資源化を推進することにより、総ごみ量の発生を可能な限り少なくするとともに、協働の理念の初心に立ち返り、市民・事業者・行政の力で環境負荷の少ない循環型社会が形成できるよう、本計画を円滑に推進されることを望みます。持続可能な社会の実現に向けて、他市追従ではなく、多摩地域ナンバーワンを目指す気概を持って、ごみ減量に取り組んでいただくことを期待します。

4. 処理手数料

(1) 廃棄物処理手数料

1) 家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

区分	手数料
ア 家庭廃棄物を有料指定袋で排出する占有者（イに該当する者を除く。）	ミニ袋（容量5リットル相当） 1袋につき 7円 小袋（容量10リットル相当） 1袋につき 15円 中袋（容量20リットル相当） 1袋につき 30円 大袋（容量40リットル相当） 1袋につき 60円
イ プラスチックを排出する占有者又は事業者	プラスチック用袋（容量20リットル相当） 1袋につき 10円
ウ 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者（イに該当する者を除く。）	1キログラムにつき 45円 ただし、有料指定袋を使用して排出するときは、指定袋の容量20リットルまでごとに 140円
エ 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき 45円 ただし、粗大ごみについては、2,400円を上限として品目別に規則で定める。
オ 市長の指定する処理施設に家庭廃棄物を運搬した占有者	1キログラムにつき 25円
カ 市長の指定する処理施設に事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を運搬した事業者	1キログラムにつき 25円

2) し尿及び汚でい

区分	手数料
ア 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に掲げる処理区域であって、同法第9条第2項の規定において準用する同条第1項の規定による公共下水道の供用開始の公示の日から3年を経過した区域（以下この表において「公示経過処理区域」という。）内にある一般家庭の便所から排出するし尿の収集、運搬及び処分を受けようとする当該一般家庭の占有者	1月1回につき 1,500円 ただし、1月に1回を超える場合は、当該超える1回につき 750円
イ 公示経過処理区域内にある事業活動に使用する施設（仮設で設置した施設を除く。）又は不特定多数の者が使用する施設（仮設で設置した施設を除く。）の便所から排出するし尿の収集、運搬及び処分を受けようとする当該施設の占有者又は事業者	1リットルにつき 32円
ウ 仮設で設置した施設から生じるし尿の処分を受けようとする当該施設の占有者又は事業者	1リットルにつき 20円
エ 公示経過処理区域内にある一般家庭、事業活動に使用する施設又は不特定多数の者が使用する施設の浄化槽、貯留槽（公共下水道に接続しているものを除く。）等の清掃等に伴って生じる汚でいの処分を受けようとする当該一般家庭の占有者又は当該施設の占有者若しくは事業者	1リットルにつき 20円

(2) 動物死体処理手数料

動物の死体 1頭につき 5,000円

(3) 清掃手数料

■ 清掃手数料

(円)

年度	平成23	平成24	平成25	平成26
ごみ処理手数料	227,098,750	231,963,000	231,050,500	236,655,225
し尿処理手数料	4,938,620	4,432,660	5,402,670	4,450,630
一般廃棄物処理業許可申請手数料	250,000	0	240,000	0
犬猫等死体処理手数料	490,000	490,000	545,000	590,000
事業系ごみ処理手数料	17,749,744	16,503,544	16,031,854	15,958,347
粗大ごみ処理手数料	31,731,420	39,262,140	30,627,940	28,071,598
浄化槽清掃業許可申請手数料	20,000	0	20,000	0
家庭系ごみ処理手数料	267,343,443	261,973,244	268,070,249	253,829,141
管路収集手数料	—	—	—	—
境界証明等	—	—	—	—
合計	549,621,977	554,624,588	551,988,213	539,554,941

年度	平成27	平成28	平成29	平成30
ごみ処理手数料	229,466,500	254,382,600	279,314,000	279,682,200
し尿処理手数料	5,081,570	4,493,820	4,106,750	4,290,400
一般廃棄物処理業許可申請手数料	240,000	0	210,000	0
犬猫等死体処理手数料	595,000	490,000	660,000	735,000
事業系ごみ処理手数料	16,463,447	16,293,820	15,531,840	14,651,180
粗大ごみ処理手数料	28,541,128	29,665,800	28,202,000	29,416,000
浄化槽清掃業許可申請手数料	20,000	0	30,000	0
家庭系ごみ処理手数料	259,480,200	264,601,603	263,668,985	265,953,186
管路収集手数料	—	—	—	—
境界証明等	—	—	—	300
合計	539,887,845	569,927,643	591,723,575	594,727,966

年度	令和元	令和2	令和3
ごみ処理手数料	274,216,650	229,453,600	237,930,650
し尿処理手数料	4,565,350	4,437,900	4,359,350
一般廃棄物処理業許可申請手数料	200,000	0	200,000
犬猫等死体処理手数料	630,000	500,000	590,000
事業系ごみ処理手数料	15,690,100	15,216,930	15,437,540
粗大ごみ処理手数料	31,212,000	36,150,600	35,314,000
浄化槽清掃業許可申請手数料	30,000	0	30,000
家庭系ごみ処理手数料	276,200,955	281,792,357	282,034,911
管路収集手数料	—	—	—
境界証明等	—	—	—
合計	602,745,055	567,551,387	575,896,451

5. 多摩市食品ロス実態調査結果(令和2年度実施)

本市では、食品ロスの実態を把握するため、令和3(2021)年3月に家庭から排出される「燃やせるごみ」の中に含まれる食品ロスの現状を調査しました。

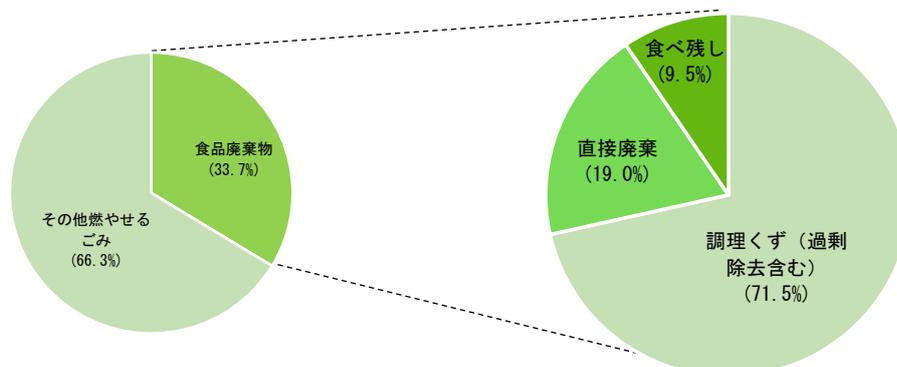
■実施概要

- ・①A地域(マンション)、②B地域(団地)、③C地域(戸建て住宅)の3地域を調査対象とした。
- ・3地域合計で約378kgの試料から食品廃棄物(約127kg)を抽出、細組成調査を行った。
- ・サンプルは大型乗用車で収集、収集したごみは全量を調査試料とした。

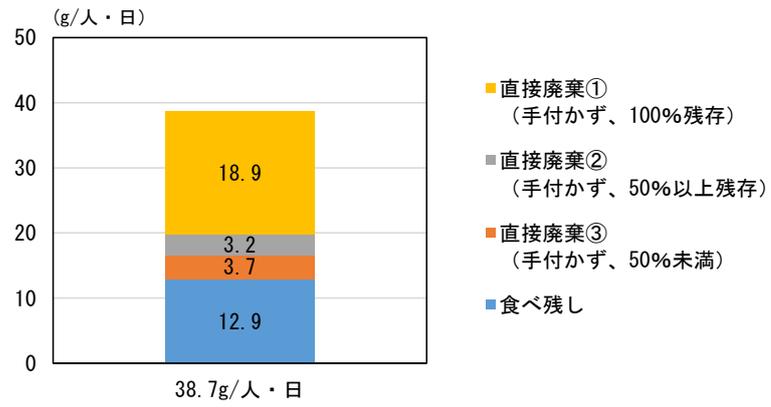
■調査結果

- ・試料中の食品廃棄物の割合は、3地域の合計で33.7%であった。地域別では②B地域(団地)が38.9%と最も高く、次いで③C地域(戸建て住宅)が36.6%、①A地域(マンション)が28.2%であった。
- ・食品廃棄物のうち食品ロスの重量割合は、3地域の合計で28.5%であった。地域別では①A地域(マンション)が29.3%と最も高く、③C地域(戸建て住宅)が28.1%、②B地区(団地)が28.0%となっている。
- ・地域ごとに食品ロスの割合は異なり、①A地域(マンション)の食品ロスの割合は、②B地区(団地)よりも1.3ポイント多い。
- ・調査結果と年間のごみ量の実績をもとに、1人1日あたりの食品ロス発生量を推計すると38.7g/人・日となった。内訳を見ると直接廃棄(手付かず、100%)が18.9g/人・日、直接廃棄(手付かず、50%以上残存)が3.2g/人・日、直接廃棄(手付かず、50%未満)が3.7g/人・日、食べ残しが12.9g/人・日と推計された。
- ・多摩市内の全世帯に換算すると年間約2,095tにもなる。

■ 燃やせるごみに含まれる食品廃棄物、食品ロスの割合



■ 1人1日あたりの食品ロス発生量



直接廃棄



組成調査の様子 (分別作業)

6. ごみ量の実績及び推計

(1) これまでのごみ量実績

原単位

(g/人・日)

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
人口	146,637	145,979	146,288	147,593	147,664	148,317	148,815	148,855	148,865	148,606	147,922
家庭系ごみ	603.8	598.4	592.8	582.2	581.9	561.8	554.1	552.1	558.6	582.6	570.6
可燃ごみ	413.3	411.7	408.7	404.2	403.9	401.3	394.2	394.0	400.8	410.8	401.6
不燃ごみ	31.7	28.7	21.2	19.2	19.6	18.8	18.2	16.3	16.3	16.9	15.6
粗大ごみ	15.9	14.8	16.5	13.8	14.6	14.7	14.2	14.4	15.8	18.7	18.4
資源	125.4	125.2	127.7	127.0	125.1	119.4	119.0	118.0	115.4	125.6	120.4
新聞	9.4	9.0	8.0	8.2	7.0	6.1	5.4	5.1	4.5	3.9	4.3
雑誌・雑紙	37.6	37.4	36.6	36.4	35.5	32.2	31.8	32.9	31.4	31.6	28.9
ダンボール	15.1	15.8	15.6	15.4	15.8	15.5	15.9	15.9	16.0	20.6	19.7
紙パック	0.1	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.04	0.04	0.00	0.04	0.04
古布	7.9	7.3	6.8	6.5	6.7	6.1	6.1	6.2	6.6	8.6	8.1
びん	21.0	21.1	21.5	21.1	21.2	20.8	20.3	18.8	18.6	20.0	18.6
缶	6.9	7.3	7.0	6.7	6.3	6.2	6.3	5.7	6.3	6.7	6.1
ペットボトル	9.3	9.2	9.1	8.5	8.5	8.7	9.2	9.7	9.9	10.3	10.7
白色トレイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
プラスチック（製品）	1.0	0.9	0.8	0.7	0.8	0.9	0.7	0.5	0.8	0.2	0.7
プラスチック（容器）	16.6	16.8	16.9	16.9	16.9	17.0	17.4	17.5	17.9	19.6	19.8
粗大再利用	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1
小型家電・金属類	0.0	0.0	5.1	6.2	6.0	5.5	5.7	5.4	3.3	3.8	3.2
金属類（資源化センター）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
有害性ごみ	1.1	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	1.0	1.0	1.0
直接搬入	16.5	17.2	17.8	17.1	17.9	6.8	7.7	8.5	9.3	9.7	10.4
可燃	1.3	1.5	1.5	0.8	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.5
粗大（許可）	0.3	0.4	0.6	0.8	1.4	1.3	1.9	2.4	2.4	2.6	3.2
粗大	3.4	3.8	4.2	4.1	4.8	4.6	4.7	5.0	5.9	6.1	6.4
草枝	11.4	11.5	11.5	11.4	11.4	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3
資源（施設持込）	1.5	2.4	2.6	2.2	2.3	1.9	3.4	2.8	2.9	3.6	3.1
ダンボール	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3
雑誌・雑紙	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
剪定枝	1.1	2.1	2.2	1.9	2.0	1.7	3.1	2.6	2.6	3.2	2.8
缶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事業系ごみ	177.1	178.5	178.9	179.9	167.1	156.6	147.2	146.5	142.3	119.2	120.1
可燃ごみ	173.4	174.1	174.6	176.3	163.3	153.4	142.7	142.6	138.1	114.6	119.1
許可業者	154.0	157.2	160.0	162.2	153.5	141.7	135.5	135.4	131.5	108.4	113.6
事業所	4.1	4.8	3.9	4.2	3.6	3.2	2.1	2.0	1.8	1.9	1.6
草枝	15.3	12.1	10.6	9.9	5.9	8.1	4.8	4.8	4.4	4.1	3.5
一般その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4
不燃ごみ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
粗大ごみ	2.2	1.9	1.7	1.3	1.3	1.3	1.1	1.0	1.1	0.9	0.9
総ごみ量（集団回収以外）	780.9	776.9	771.7	762.1	749.0	718.5	701.4	698.6	700.8	701.8	690.7

集団回収	87.9	85.8	84.7	83.1	80.8	76.4	71.8	68.7	65.4	58.4	56.3
びん	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0	0.0
アルミ缶	1.2	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
スチール缶	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
ペットボトル	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.3	0.4	0.2	0.0	0.0
新聞	46.8	45.4	43.9	41.8	39.4	35.8	32.8	30.1	26.8	22.0	21.9
雑誌・雑紙	24.1	23.4	23.4	23.5	23.1	22.7	22.0	21.5	21.4	19.8	18.4
ダンボール	9.7	10.1	10.4	10.9	11.0	10.8	10.4	10.5	10.7	12.2	12.1
紙パック	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
古布	4.6	4.2	4.3	4.1	4.4	4.2	4.1	4.0	4.2	2.2	1.8

排出量

(t/年)

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
家庭系ごみ	32,405	31,883	31,652	31,362	31,450	30,416	30,100	29,996	30,433	31,603	30,812
可燃ごみ	22,181	21,939	21,822	21,772	21,829	21,726	21,410	21,409	21,837	22,284	21,684
不燃ごみ	1,699	1,528	1,131	1,036	1,061	1,019	988	888	886	918	844
粗大ごみ	852	787	882	744	790	797	772	782	863	1,012	991
資源	6,728	6,670	6,819	6,839	6,760	6,463	6,466	6,411	6,288	6,810	6,507
新聞	504	478	427	440	377	328	292	278	243	213	231
雑誌・雑紙	2,020	1,991	1,953	1,963	1,920	1,745	1,728	1,788	1,711	1,715	1,563
ダンボール	808	840	834	827	854	837	861	863	873	1,116	1,066
紙パック	6	8	0	8	3	0	2	2	0	2	2
古布	427	391	365	349	363	330	331	336	360	468	439
びん	1,127	1,126	1,148	1,136	1,144	1,128	1,100	1,022	1,015	1,085	1,005
缶	371	386	372	360	341	337	344	307	341	365	332
ペットボトル	499	488	487	460	460	473	499	526	537	558	579
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック(製品)	54	46	40	36	44	50	39	28	46	12	40
プラスチック(容器)	892	896	905	913	912	921	947	953	976	1,065	1,071
粗大再利用	20	20	18	16	16	16	14	11	8	6	6
小型家電・金属類	0	0	270	333	326	298	309	296	178	205	173
金属類(資源化センター)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
有害性ごみ	60	45	48	50	44	42	44	44	53	54	52
直接搬入	885	915	949	921	966	369	420	462	506	525	564
可燃	70	81	82	41	19	20	28	35	31	39	29
粗大(許可)	19	20	32	45	75	69	105	132	132	142	174
粗大	185	201	222	221	257	248	258	270	324	330	346
草枝	611	612	613	614	615	32	29	25	19	14	15
資源(施設持込)	80	130	138	117	126	104	182	154	159	196	170
ダンボール	14	14	15	11	12	10	10	11	13	14	15
雑誌・雑紙	5	6	4	5	4	4	3	3	3	5	5
剪定枝	61	110	120	101	110	90	169	140	142	176	150
缶	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
事業系ごみ	9,506	9,512	9,553	9,692	9,032	8,479	7,998	7,958	7,752	6,465	6,481
可燃ごみ	9,304	9,278	9,322	9,500	8,828	8,303	7,752	7,746	7,527	6,217	6,428
許可業者	8,265	8,378	8,544	8,738	8,295	7,671	7,359	7,355	7,165	5,878	6,132
事業所	220	256	210	227	192	172	115	109	98	101	84
草枝	819	645	568	535	321	440	259	261	242	220	189
一般その他	0	0	0	0	20	20	19	21	22	18	23
不燃ごみ	6	5	4	3	10	3	3	5	6	4	4
粗大ごみ	116	99	89	72	68	69	61	53	60	48	49
総ごみ量(集団回収以外)	41,911	41,395	41,205	41,054	40,482	38,895	38,098	37,954	38,185	38,068	37,293

集団回収	4,719	4,572	4,525	4,479	4,367	4,136	3,899	3,733	3,564	3,168	3,042
びん	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
アルミ缶	62	63	66	70	73	78	81	83	83	84	84
スチール缶	18	17	17	17	17	17	16	16	14	13	11
ペットボトル	42	40	44	46	47	49	18	20	9	2	2
新聞	2,511	2,419	2,343	2,253	2,129	1,935	1,780	1,633	1,457	1,196	1,183
雑誌・雑紙	1,294	1,248	1,250	1,264	1,250	1,226	1,196	1,170	1,164	1,075	993
ダンボール	521	537	556	586	592	586	564	573	585	659	653
紙パック	22	21	20	20	20	20	21	20	21	22	22
古布	248	226	228	222	238	225	223	218	231	118	95

処理処分量

(t/年)

不燃物処理		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
搬入	収集	1,699	1,528	1,131	1,036	1,061	1,019	988	888	886	918	844
	持込	6	5	4	3	10	3	3	5	6	4	4
	合計	1,705	1,533	1,136	1,039	1,071	1,022	991	893	892	922	848
搬出	資源化	365	341	169	157	162	152	163	163	146	153	149
	焼却	1,289	1,148	930	839	907	811	827	727	745	768	698
	その他	0	0	2	2	1	2	1	1	1	1	1
	埋立	51	44	35	41		57					
	合計	1,705	1,533	1,136	1,039	1,070	1,022	991	891	892	922	848

粗大処理		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
搬入	収集	852	787	882	744	790	797	772	782	863	1,012	991
	持込	320	320	343	338	400	386	424	455	516	520	569
	合計	1,172	1,107	1,225	1,082	1,190	1,183	1,196	1,237	1,379	1,532	1,560
搬出	資源化	252	246	183	164	179	186	197	226	226	253	273
	焼却	885	829	1,003	873	1,009	995	997	1,009	1,151	1,277	1,285
	その他	0	0	2	3	2	2	2	2	2	2	2
	埋立	35	32	37	42							
	合計	1,172	1,107	1,225	1,082	1,190	1,183	1,196	1,237	1,379	1,532	1,560

有害性ごみ		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
収集量		60	45	48	50	44	42	44	44	53	54	52
処理量		60	45	48	50	44	42	38	48	52	54	52

可燃物処理		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
搬入	収集	22,182	21,939	21,822	21,772	21,829	21,726	21,410	21,409	21,837	22,284	21,684
	持込	9,985	9,971	10,016	10,155	9,462	8,355	7,809	7,806	7,577	6,270	6,472
	不燃残渣	1,289	1,148	930	839	907	811	827	727	745	768	698
	粗大残渣	885	829	1,003	873	1,009	995	997	1,009	1,151	1,277	1,285
	焼却処理	34,341	33,887	33,772	33,639	33,207	31,887	31,043	30,951	31,310	30,599	30,139
搬出	焼却鉄	330	221	180	224	196	197	171	203	212	213	161
	非磁性物	112	88	58	42	34	50	51	51	94	313	403
	焼却灰	3,940	3,809	3,599	3,932	3,537	3,666	3,449	3,336	3,296	3,237	2,803
	骨材化量	0	0	0	0	40	38	119	118	119	115	196

資源化量		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
集団回収		4,719	4,572	4,525	4,479	4,367	4,136	3,899	3,733	3,564	3,168	3,042
分別資源		6,808	6,800	6,957	6,956	6,886	6,567	6,648	6,565	6,447	7,006	6,677
	家庭系資源化物	6,728	6,670	6,819	6,839	6,760	6,463	6,466	6,411	6,288	6,810	6,507
	事業系資源物	80	130	138	117	126	104	182	154	159	196	170
処理後資源		4,999	4,705	4,189	4,519	4,148	4,289	4,150	4,097	4,093	4,284	3,985
	不燃資源物	365	341	169	157	162	152	163	163	146	153	149
	粗大資源物	252	246	183	164	179	186	197	226	226	253	273
	焼却鉄	330	221	180	224	196	197	171	203	212	213	161
	非磁性物	112	88	58	42	34	50	51	51	94	313	403
	焼却灰	3,940	3,809	3,599	3,932	3,537	3,666	3,449	3,336	3,296	3,237	2,803
	骨材化量	0	0	0	0	40	38	119	118	119	115	196
合計		16,526	16,077	15,671	15,954	15,401	14,992	14,697	14,395	14,104	14,453	13,704
資源化率 (%)		35.4	35.0	34.3	35.0	34.3	34.8	35.0	34.5	33.8	35.0	34.0

(2) ごみ量推計 (現在の施策を維持した場合)

原単位

(g/人・日)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
人口	147,922	147,539	147,156	146,773	146,391	145,759	145,127	144,495	143,863	143,233	142,466	141,699
家庭系ごみ	570.6	564.2	564.4	564.7	564.9	565.2	565.6	566.0	566.4	566.8	567.3	567.8
可燃ごみ	401.6	401.0	401.7	402.4	403.1	403.8	404.5	405.2	405.9	406.6	407.3	408.0
不燃ごみ	15.6	15.9	15.7	15.6	15.4	15.3	15.1	15.0	14.9	14.7	14.6	14.4
粗大ごみ	18.4	16.3	16.7	17.0	17.4	17.7	18.1	18.4	18.8	19.1	19.5	19.8
資源	120.4	116.6	115.4	114.3	113.2	112.1	111.0	110.0	109.0	108.1	107.2	106.3
新聞	4.3	4.1	4.0	3.9	3.7	3.6	3.5	3.4	3.2	3.1	3.0	2.9
雑誌・雑紙	28.9	27.9	26.9	26.0	25.1	24.2	23.3	22.5	21.7	21.0	20.2	19.5
ダンボール	19.7	19.3	19.0	18.6	18.3	17.9	17.6	17.2	16.9	16.5	16.2	15.8
紙パック	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
古布	8.1	7.3	7.5	7.8	8.0	8.3	8.5	8.8	9.0	9.3	9.5	9.8
びん	18.6	18.5	18.5	18.4	18.3	18.3	18.2	18.2	18.1	18.1	18.0	18.0
缶	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
ペットボトル	10.7	10.6	10.5	10.3	10.2	10.1	10.0	9.9	9.7	9.6	9.5	9.4
白色トレイ	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
プラスチック(製品)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
プラスチック(容器)	19.8	18.6	18.8	19.1	19.3	19.6	19.8	20.1	20.3	20.6	20.8	21.1
粗大再利用	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
小型家電・金属類	3.2	3.3	3.3	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.8
金属類(資源化センター)	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有害性ごみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
直接搬入	10.4	10.1	10.7	11.2	11.7	12.2	12.7	13.3	13.8	14.3	14.8	15.3
可燃	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
粗大(許可)	3.2	3.0	3.3	3.5	3.8	4.0	4.3	4.5	4.8	5.0	5.3	5.5
粗大	6.4	6.3	6.6	6.8	7.1	7.3	7.6	7.8	8.1	8.4	8.6	8.9
草枝	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5
資源(施設持込)	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	2.9
ダンボール	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
雑誌・雑紙	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
剪定枝	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5
缶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事業系ごみ	120.1	122.4	124.7	127.0	129.3	131.6	133.9	136.2	138.5	140.8	143.1	145.4
可燃ごみ	119.1	121.4	123.7	125.9	128.2	130.5	132.8	135.1	137.4	139.6	141.9	144.2
許可業者	113.6	115.6	117.7	119.7	121.8	123.8	125.8	127.9	129.9	131.9	134.0	136.0
事業所	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	2.1	2.2	2.2	2.3
草枝	3.5	3.7	3.9	4.1	4.2	4.4	4.6	4.8	5.0	5.2	5.3	5.5
一般その他	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
不燃ごみ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
粗大ごみ	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1
総ごみ量(集団回収以外)	690.7	686.6	689.1	691.7	694.2	696.9	699.5	702.2	704.9	707.6	710.4	713.2

集団回収	56.3	55.1	54.1	53.2	52.2	51.4	50.5	49.7	49.0	48.2	47.6	46.9
びん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アルミ缶	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
スチール缶	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ペットボトル	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
新聞	21.9	21.1	20.4	19.7	19.0	18.3	17.7	17.1	16.5	15.9	15.3	14.8
雑誌・雑紙	18.4	17.8	17.1	16.5	16.0	15.4	14.9	14.3	13.8	13.4	12.9	12.4
ダンボール	12.1	12.3	12.7	13.0	13.4	13.7	14.0	14.4	14.7	15.1	15.4	15.8
紙パック	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
古布	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8

排出量

(t/年)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
家庭系ごみ	30,812	30,385	30,400	30,250	30,186	30,072	30,042	29,849	29,740	29,633	29,578	29,367
可燃ごみ	21,684	21,597	21,638	21,560	21,541	21,485	21,488	21,373	21,316	21,259	21,239	21,103
不燃ごみ	844	855	847	835	825	813	804	791	780	769	760	747
粗大ごみ	991	880	899	913	929	944	960	972	986	1,000	1,015	1,025
資源	6,507	6,281	6,218	6,122	6,047	5,963	5,898	5,802	5,725	5,651	5,588	5,497
新聞	231	223	216	207	199	191	184	177	170	163	157	150
雑誌・雑紙	1,563	1,502	1,449	1,391	1,339	1,287	1,240	1,188	1,141	1,096	1,055	1,010
ダンボール	1,066	1,042	1,023	999	977	954	934	909	886	864	844	818
紙パック	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
古布	439	393	406	418	430	441	454	463	474	485	497	506
びん	1,005	997	994	986	980	973	969	959	952	945	939	929
缶	332	329	329	327	326	325	325	323	321	320	319	317
ペットボトル	579	570	563	554	546	537	530	520	511	503	495	485
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック（製品）	40	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	37
プラスチック（容器）	1,071	1,002	1,015	1,023	1,034	1,042	1,054	1,059	1,068	1,076	1,086	1,090
粗大再利用	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
小型家電・金属類	173	179	176	172	169	166	163	160	157	153	151	147
金属類（資源化センター）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有害性ごみ	52	54	54	54	53	53	53	53	53	52	52	52
直接搬入	564	546	574	599	626	651	677	700	724	748	771	794
可燃	29	27	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26
粗大（許可）	174	163	176	189	202	214	227	238	250	262	274	285
粗大	346	339	353	365	378	390	403	414	425	437	449	459
草枝	15	17	18	19	19	20	21	22	22	23	24	25
資源（施設持込）	170	171	169	167	165	163	161	159	157	154	153	150
ダンボール	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
雑誌・雑紙	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
剪定枝	150	149	148	146	144	142	140	138	136	134	132	129
缶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	6,481	6,592	6,716	6,804	6,909	7,002	7,113	7,184	7,274	7,362	7,463	7,521
可燃ごみ	6,428	6,537	6,660	6,747	6,852	6,943	7,053	7,124	7,212	7,300	7,400	7,458
許可業者	6,132	6,227	6,338	6,413	6,506	6,586	6,684	6,744	6,822	6,898	6,986	7,035
事業所	84	89	93	96	99	101	105	107	110	113	115	118
草枝	189	198	208	217	226	235	245	253	261	270	278	286
一般その他	23	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	19
不燃ごみ	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
粗大ごみ	49	50	51	52	52	53	54	55	56	57	58	58
総ごみ量（集団回収以外）	37,293	36,977	37,116	37,054	37,095	37,074	37,155	37,033	37,014	36,995	37,041	36,888

集団回収	3,042	2,970	2,915	2,848	2,791	2,732	2,683	2,622	2,571	2,522	2,480	2,426
びん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ缶	84	81	81	80	80	80	80	79	79	78	78	78
スチール缶	11	11	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10
ペットボトル	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
新聞	1,183	1,138	1,098	1,054	1,015	975	939	900	865	831	800	765
雑誌・雑紙	993	956	923	886	853	819	789	756	727	698	672	643
ダンボール	653	664	682	697	714	729	746	759	773	788	804	815
紙パック	22	22	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21
古布	95	97	97	96	96	96	96	95	95	94	94	93

処理処分量

(t/年)

不燃物処理		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
搬入	収集	844	855	847	835	825	813	804	791	780	769	760	747
	持込	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	合計	848	861	853	840	830	819	810	796	785	775	765	752
搬出	資源化	149	151	150	148	146	144	142	140	138	136	134	132
	焼却	698	709	702	692	683	674	666	655	646	638	630	619
	その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	848	861	853	840	830	819	810	796	785	775	765	752

粗大処理		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
搬入	収集	991	880	899	913	929	944	960	972	986	1,000	1,015	1,025
	持込	569	552	580	605	632	657	684	707	731	755	781	801
	合計	1,560	1,432	1,479	1,518	1,561	1,601	1,644	1,679	1,717	1,755	1,796	1,826
搬出	資源化	273	251	259	266	273	280	288	294	300	307	314	320
	焼却	1,285	1,180	1,219	1,251	1,286	1,319	1,355	1,383	1,414	1,446	1,479	1,504
	その他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	合計	1,560	1,432	1,479	1,518	1,561	1,601	1,644	1,679	1,717	1,755	1,796	1,826

有害性ごみ		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
収集量		52	54	54	54	53	53	53	53	53	52	52	52
処理量		52	54	54	54	53	53	53	53	53	52	52	52

可燃物処理		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
搬入	収集	21,684	21,597	21,638	21,560	21,541	21,485	21,488	21,373	21,316	21,259	21,239	21,103
	持込	6,472	6,581	6,705	6,793	6,898	6,990	7,101	7,172	7,261	7,350	7,450	7,509
	不燃残渣	698	709	702	692	683	674	666	655	646	638	630	619
	粗大残渣	1,285	1,180	1,219	1,251	1,286	1,319	1,355	1,383	1,414	1,446	1,479	1,504
焼却処理		30,139	30,066	30,264	30,295	30,408	30,468	30,610	30,583	30,638	30,692	30,798	30,735
搬出	焼却鉄	161	161	162	162	162	163	164	163	164	164	165	164
	非磁性物	403	402	405	405	407	407	409	409	410	410	412	411
	焼却灰	2,803	2,796	2,815	2,818	2,828	2,834	2,847	2,845	2,850	2,855	2,865	2,859
	骨材化量	196	196	197	197	198	198	199	199	199	200	200	200

資源化量		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
集団回収		3,042	2,970	2,915	2,848	2,791	2,732	2,683	2,622	2,571	2,522	2,480	2,426
分別資源		6,677	6,452	6,387	6,289	6,212	6,126	6,059	5,961	5,882	5,805	5,741	5,647
	家庭系資源化物	6,507	6,281	6,218	6,122	6,047	5,963	5,898	5,802	5,725	5,651	5,588	5,497
	事業系資源物	170	171	169	167	165	163	161	159	157	154	153	150
処理後資源		3,985	3,956	3,987	3,995	4,014	4,026	4,049	4,050	4,061	4,072	4,090	4,086
	不燃資源物	149	151	150	148	146	144	142	140	138	136	134	132
	粗大資源物	273	251	259	266	273	280	288	294	300	307	314	320
	焼却鉄	161	161	162	162	162	163	164	163	164	164	165	164
	非磁性物	403	402	405	405	407	407	409	409	410	410	412	411
	焼却灰	2,803	2,796	2,815	2,818	2,828	2,834	2,847	2,845	2,850	2,855	2,865	2,859
	骨材化量	196	196	197	197	198	198	199	199	199	200	200	200
合計		13,704	13,378	13,289	13,132	13,017	12,884	12,791	12,633	12,514	12,399	12,311	12,159
資源化率 (%)		34.0	33.5	33.2	32.9	32.6	32.4	32.1	31.9	31.6	31.4	31.2	30.9

(3) ごみ量推計（計画に沿ってさらに施策を推進した場合）

原単位

(g/人・日)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
人口	147,922	147,539	147,156	146,773	146,391	145,759	145,127	144,495	143,863	143,233	142,466	141,699
家庭系ごみ	570.6	564.2	559.8	555.4	551.1	546.7	542.5	538.2	534.0	529.8	525.7	521.6
可燃ごみ	401.6	401.0	395.6	389.1	382.6	376.1	369.6	363.1	356.6	350.1	343.6	337.0
不燃ごみ	15.6	15.9	15.4	14.9	14.4	13.8	13.3	12.8	12.3	11.8	11.3	10.8
粗大ごみ	18.4	16.3	16.7	17.0	17.4	17.7	18.1	18.4	18.8	19.1	19.5	19.8
資源	120.4	116.6	117.4	119.1	120.9	122.8	124.7	126.6	128.5	130.5	132.5	134.6
新聞	4.3	4.1	4.0	3.9	3.7	3.6	3.5	3.4	3.2	3.1	3.0	2.9
雑誌・雑紙	28.9	27.9	28.6	29.4	30.2	31.0	31.9	32.8	33.7	34.7	35.7	36.7
ダンボール	19.7	19.3	19.0	18.6	18.3	17.9	17.6	17.2	16.9	16.5	16.2	15.8
紙パック	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
古布	8.1	7.3	7.5	7.8	8.0	8.3	8.5	8.8	9.0	9.3	9.5	9.8
びん	18.6	18.5	18.5	18.4	18.4	18.4	18.3	18.3	18.3	18.3	18.2	18.2
缶	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2
ペットボトル	10.7	10.6	10.5	10.3	10.2	10.1	10.0	9.9	9.7	9.6	9.5	9.4
白色トレイ	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
プラスチック（製品）	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0
プラスチック（容器）	19.8	18.6	18.9	20.1	21.4	22.7	23.9	25.2	26.5	27.8	29.0	30.3
粗大再利用	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
小型家電・金属類	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.7	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2
金属類（資源化センター）	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有害性ごみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
直接搬入	10.4	10.1	10.7	11.2	11.7	12.2	12.7	13.3	13.8	14.3	14.8	15.3
可燃	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
粗大（許可）	3.2	3.0	3.3	3.5	3.8	4.0	4.3	4.5	4.8	5.0	5.3	5.5
粗大	6.4	6.3	6.6	6.8	7.1	7.3	7.6	7.8	8.1	8.4	8.6	8.9
草枝	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5
資源（施設持込）	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	2.9
ダンボール	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
雑誌・雑紙	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
剪定枝	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5
缶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事業系ごみ	120.1	122.4	120.4	118.3	116.3	114.2	112.1	110.1	108.0	106.0	103.9	101.9
可燃ごみ	119.1	121.4	119.3	117.2	115.2	113.1	111.0	109.0	106.9	104.8	102.7	100.7
許可業者	113.6	115.6	113.3	111.0	108.7	106.4	104.1	101.8	99.4	97.1	94.8	92.5
事業所	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	2.1	2.2	2.2	2.3
草枝	3.5	3.7	3.9	4.1	4.2	4.4	4.6	4.8	5.0	5.2	5.3	5.5
一般その他	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
不燃ごみ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
粗大ごみ	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1
総ごみ量（集団回収以外）	690.7	686.6	680.2	673.7	667.3	660.9	654.6	648.3	642.0	635.8	629.6	623.5

集団回収	56.3	55.1	54.1	53.2	52.2	51.4	50.5	52.1	53.7	55.4	57.0	58.6
びん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アルミ缶	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
スチール缶	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ペットボトル	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
新聞	21.9	21.1	20.4	19.7	19.0	18.3	17.7	18.4	19.1	19.8	20.4	21.1
雑誌・雑紙	18.4	17.8	17.1	16.5	16.0	15.4	14.9	15.4	16.0	16.6	17.2	17.8
ダンボール	12.1	12.3	12.7	13.0	13.4	13.7	14.0	14.4	14.7	15.1	15.4	15.8
紙パック	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
古布	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8

排出量

(t/年)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
家庭系ごみ	30,812	30,385	30,151	29,755	29,445	29,088	28,814	28,386	28,040	27,699	27,409	26,976
可燃ごみ	21,684	21,597	21,305	20,843	20,442	20,007	19,630	19,148	18,723	18,301	17,914	17,432
不燃ごみ	844	855	828	796	767	737	709	677	648	619	591	560
粗大ごみ	991	880	899	913	929	944	960	972	986	1,000	1,015	1,025
資源	6,507	6,281	6,321	6,382	6,462	6,533	6,622	6,677	6,750	6,824	6,911	6,963
新聞	231	223	216	207	199	191	184	177	170	163	157	150
雑誌・雑紙	1,563	1,502	1,542	1,575	1,614	1,651	1,695	1,730	1,771	1,813	1,859	1,898
ダンボール	1,066	1,042	1,023	999	977	954	934	909	886	864	844	818
紙パック	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
古布	439	393	407	418	430	441	454	464	475	486	497	506
びん	1,005	997	995	988	984	978	975	966	960	954	950	941
缶	332	329	329	328	328	327	327	325	324	324	323	321
ペットボトル	579	570	563	554	546	537	530	520	511	503	495	485
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック（製品）	40	38	40	41	43	44	46	47	48	50	51	53
プラスチック（容器）	1,071	1,002	1,016	1,078	1,143	1,206	1,272	1,330	1,391	1,451	1,513	1,567
粗大再利用	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
小型家電・金属類	173	179	183	187	191	195	199	202	206	209	214	216
金属類（資源化センター）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有害性ごみ	52	54	54	54	54	54	54	53	53	53	53	52
直接搬入	564	546	574	599	626	651	677	700	724	748	773	794
可燃	29	27	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26
粗大（許可）	174	163	176	189	202	214	227	238	250	262	274	285
粗大	346	339	353	365	378	390	403	414	425	437	449	459
草枝	15	17	18	19	19	20	21	22	22	23	24	25
資源（施設持込）	170	171	169	167	165	163	161	159	157	154	153	150
ダンボール	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
雑誌・雑紙	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
剪定枝	150	149	148	146	144	142	140	138	136	134	132	129
缶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	6,481	6,592	6,482	6,338	6,212	6,076	5,957	5,807	5,674	5,542	5,420	5,270
可燃ごみ	6,428	6,537	6,426	6,281	6,154	6,017	5,897	5,746	5,613	5,480	5,357	5,207
許可業者	6,132	6,227	6,104	5,947	5,808	5,660	5,528	5,367	5,222	5,078	4,944	4,784
事業所	84	89	93	96	99	101	105	107	110	113	115	118
草枝	189	198	208	217	226	235	245	253	261	270	278	286
一般その他	23	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	19
不燃ごみ	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
粗大ごみ	49	50	51	52	52	53	54	55	56	57	58	58
排出量（集団回収以外）	37,293	36,977	36,633	36,092	35,656	35,164	34,771	34,192	33,714	33,240	32,829	32,246
集団回収	3,042	2,970	2,915	2,848	2,791	2,732	2,683	2,749	2,822	2,894	2,970	3,029
びん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ缶	84	81	81	80	80	80	80	79	79	78	78	78
スチール缶	11	11	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10
ペットボトル	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
新聞	1,183	1,138	1,098	1,054	1,015	975	939	969	1,001	1,033	1,066	1,093
雑誌・雑紙	993	956	923	886	853	819	789	814	841	868	896	918
ダンボール	653	664	682	697	714	729	746	759	773	788	804	815
紙パック	22	22	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21
古布	95	97	97	96	96	96	96	95	95	94	94	93

処理処分量

(t/年)

不燃物処理		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
搬入	収集	844	855	828	796	767	737	709	677	648	619	591	560
	持込	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	合計	848	861	833	802	772	742	714	682	653	624	596	566
搬出	資源化	149	151	146	141	136	130	125	120	115	110	105	99
	焼却	698	709	686	660	636	611	588	562	538	514	491	466
	その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	848	861	833	802	772	742	714	682	653	624	596	566

粗大処理		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
搬入	収集	991	880	899	913	929	944	960	972	986	1,000	1,015	1,025
	持込	569	552	580	605	632	657	684	707	731	755	781	801
	合計	1,560	1,432	1,479	1,518	1,561	1,601	1,644	1,679	1,717	1,755	1,796	1,826
搬出	資源化	273	251	259	266	273	280	288	294	300	307	314	320
	焼却	1,285	1,180	1,219	1,251	1,286	1,319	1,355	1,383	1,414	1,446	1,479	1,504
	その他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	合計	1,560	1,432	1,479	1,518	1,561	1,601	1,644	1,679	1,717	1,755	1,796	1,826

有害性ごみ		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
収集量		52	54	54	54	54	54	54	53	53	53	53	52
処理量		52	54	54	54	54	54	54	53	53	53	53	52

可燃物処理		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
搬入	収集	21,684	21,597	21,305	20,843	20,442	20,007	19,630	19,148	18,723	18,301	17,914	17,432
	持込	6,472	6,581	6,471	6,326	6,200	6,064	5,945	5,794	5,661	5,529	5,407	5,257
	不燃残渣	698	709	686	660	636	611	588	562	538	514	491	466
	粗大残渣	1,285	1,180	1,219	1,251	1,286	1,319	1,355	1,383	1,414	1,446	1,479	1,504
焼却処理		30,139	30,066	29,680	29,080	28,563	28,001	27,517	26,887	26,336	25,789	25,291	24,659
搬出	焼却鉄	161	161	159	155	153	150	147	144	141	138	135	132
	非磁性物	403	402	397	389	382	374	368	360	352	345	338	330
	焼却灰	2,803	2,796	2,760	2,705	2,657	2,604	2,559	2,501	2,449	2,398	2,352	2,293
	骨材化量	196	196	193	189	186	182	179	175	171	168	164	160

資源化量		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
集団回収		3,042	2,970	2,915	2,848	2,791	2,732	2,683	2,749	2,822	2,894	2,970	3,029
分別資源	家庭系資源化物	6,677	6,452	6,490	6,549	6,628	6,696	6,784	6,835	6,907	6,979	7,064	7,113
	事業系資源物	170	171	169	167	165	163	161	159	157	154	153	150
処理後資源		3,985	3,956	3,914	3,844	3,786	3,721	3,666	3,592	3,529	3,465	3,409	3,334
不燃資源物	不燃資源物	149	151	146	141	136	130	125	120	115	110	105	99
	粗大資源物	273	251	259	266	273	280	288	294	300	307	314	320
	焼却鉄	161	161	159	155	153	150	147	144	141	138	135	132
	非磁性物	403	402	397	389	382	374	368	360	352	345	338	330
	焼却灰	2,803	2,796	2,760	2,705	2,657	2,604	2,559	2,501	2,449	2,398	2,352	2,293
	骨材化量	196	196	193	189	186	182	179	175	171	168	164	160
	合計	13,704	13,378	13,320	13,242	13,204	13,149	13,133	13,177	13,257	13,338	13,443	13,476
	資源化率(%)	34.0	33.5	33.7	34.0	34.3	34.7	35.1	35.7	36.3	36.9	37.5	38.2

7. 用語解説

【ごみ】		概要
あ	一般廃棄物	廃棄物には、大きく分けて「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があり、「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める 20 種類をいい、それ以外の廃棄物が「一般廃棄物」とされています。 「一般廃棄物」は区市町村が処理について責任を持ち、「産業廃棄物」は排出事業者が自ら処理することが原則です。
	エコセメント	エコセメントは、ごみを焼却処理した際に発生する焼却残さ（焼却灰等）や下水汚泥などを主原料とした新しい品質のセメントのことです。焼却灰 1 トン（含水率 30% の場合）からエコセメント約 1 トンが製造されます。焼却残さから鉄及び非鉄金属のみ回収し、残りは全てセメントに再資源化されます。
	エコショップ・スーパーエコショップ	ごみの発生抑制、減量化及び資源化により、環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を「多摩市エコショップ」として認定しています。各店舗のごみ減量への取り組み項目を基準に基づいて定量評価し、ランク付け（S・1・2・一般の 4 段階）を行い、ランクに呼応してごみ有料指定袋の販売委託料率を段階的に設定（12%・10%・8%・6%）しています。特に高評価店舗を従来のエコショップ以上という意味で「スーパーエコショップ」として認定しています。
	エコクッキング	エコクッキングとは、調理の工夫や食材を無駄なく使う方法など、エネルギーを上手に使い、食品ロスを減らせるような地球にも人にも優しい料理方法のことです。
	SDGs（持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goals の略で、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標のこと。 17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。
	温室効果ガス	主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス類で、なかでも二酸化炭素は大気中の約 0.04% とわずかですが、もっとも温暖化への影響度が大きいガスです。
	か	カーボンニュートラル
海洋プラスチックごみ・マイクロプラスチック		海洋を漂うプラスチックごみの中でも長期間かけて細かくなり、直径 5mm 以下になったプラスチックをマイクロプラスチックといいます。マイクロプラスチックは発生源の違いにより、一次マイクロプラスチック（製造時点で既に細かいプラスチック）と二次マイクロプラスチック（紫外線や波の作用等何らかの外的要因によって劣化し、細かくなったプラスチック）に分類されます。プラスチックは自然環境においてほとんど分解されないため、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されています。
拡大生産者責任		生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なりユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。そうすることで、生産者に対して、廃棄されにくい、又はリユースやリサイクルがしやすい製品を開発・生産するようにインセンティブを与えようというものです。
さ	サーマルリサイクル	ごみの中には技術的に再資源化が困難なものや、選別などの工程が非常に複雑で再資源化を行うことが著しく不経済なものもあるため、ごみを原料として再利用するのではなく、焼却し熱エネルギーとして回収する方法のことを言います。回収した熱は発電や熱エネルギーとして活用できます。
	3010 運動	さんまるいちまる運動。宴会や会食で「最初の 30 分間と最後の 10 分間は料理を楽しむことで食べ残しを減らす」という食品ロス削減に取り組む運動を言います。
	資源集団回収	自治会や管理組合、PTA、子供会、サークル、仲良しグループなどで協力し、古紙・びん・缶などの資源を回収する地域のリサイクル活動。多摩市では登録団体に対し、回収量に応じて補助金を交付している。

さ	資源化率	家庭系（集団回収量含む）、事業系の総ごみ量のうち、直接又は中間処理後に資源化された量の割合。
	循環型社会	まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。
	食品ロス	売れ残りや食べ残しなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食品。もともと食べられない部分（骨、種など）は食品ロスに含まれません。日本の食品ロス量年間 522 万トンのうち、事業系は 275 万トンで、主に規格外品、返品、売れ残り、食べ残しなど、家庭系からは 247 万トンで、主に食べ残し、手つかずの食品（直接廃棄）、皮の剥きすぎなど（過剰除去）が発生要因となっています。
	焼却残さ	ごみを焼却した際に発生する残さのこと。焼却灰（燃えがら）とばいじん（焼却時に発生した排ガスとともに運ばれ、集じん器によって集められた微細な灰）からなる。
	製品プラスチック	プラマークのついていないプラスチックのみでできた製品で、容器包装プラスチック以外のプラスチック類のこと。
た	（多摩市）食べきり協力店	食品ロス（まだ食べることができるにも関わらず廃棄されている食品）を減らすために、市と食品ロスの削減に取り組むお店を「多摩市食べきり協力店」として登録しています。
	中間処理	焼却・脱水・破碎・選別などによる減容（ごみの体積や重量を減らすこと）を行い、最終処分場に搬入後、環境に悪影響を与えないように処理することを「中間処理」と言います。
	長寿命化総合計画	廃棄物処理施設のストックマネジメントに関し、所管自治体が定める具体的な計画。長寿命化総合計画は、施設保全計画（施設の性能を長期に維持していくために、日常的・定期的に行う「維持・補修データの収集・整備」「保全方式の選定」「機器別管理基準の設定・運用」「設備・機器の劣化・故障・寿命の予測」等の計画）と延命化計画（施設の性能を長期に渡り維持するためには、適切な施設の保全計画の運用に努めることが重要であるが、それでもなお生ずる性能の低下に対して必要となる基幹的設備・機器の更新等の整備を適切な時期に行うことにより、施設を延命化する計画）を指す。
	店頭回収	店頭回収は、スーパー等の小売店の店頭回収容器を設置し、家庭で洗浄した容器包装（食品トレイやペットボトルなど）を持参してもらう仕組み。
な	生ごみリサイクルサポーター	多摩市のごみ減量を目的に行政と協働で生ごみの自家処理の普及啓発を行い、講習会の講師や情報交換会、研修会等の実施などの活動を行っています。
	難再生古紙	防水加工された紙類やレシート用紙、カーボン紙、アルミ付き紙バックなど、リサイクルが困難なため、燃やせるごみとして排出している古紙類。
は	廃プラスチック	廃プラスチック類とは、一般廃プラスチックと産業廃プラスチックの 2 種類に分類され、一般廃プラスチックは主に家庭から排出されるプラスチックごみのことで、産業廃プラスチックとは製品の製造・加工、流通過程から出るスクラップや包装資材など、主に工場や店舗などの事業所から出るプラスチックごみを指します。
	バイオマス	バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源（石油などの化石燃料を除く）」のことです。主に木材、海藻、生ごみ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどを指します。化石燃料と違い、バイオマスは太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が生成するものなので、持続的に再生可能な資源であることが大きな特徴です。バイオマスの種類は主に「廃棄物や未利用のもの」、「資源作物」に大別されます。
ま	ミックスペーパーリサイクル	ミックスペーパー（雑紙）とは家庭で不要となった投込みチラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、お菓子の箱、ティッシュの箱、メモ紙、ノート、はがき、厚紙、封筒などの紙全般を指し、可燃ごみとしてではなく、行政回収や資源集団回収へ出してリサイクルを促すもの。

ま	みどりのリサイクル	緑豊かな多摩市内で発生する大量の草枝ごみのほとんどが焼却処分されていますが、環境負荷の少ない循環型社会の構築のためには、草枝ごみの減量と資源化の推進のための取組のこと。以下の施策を中心に実施しています。（多摩清掃工場への草枝ごみ直接持込分の手数料の減免除外、土壌改良材の増産等のエコプラザ多摩の一層の活用、簡易堆肥器の団体貸出し制度の実施等、自区内処理の推進）
や	容器包装プラスチック	容器包装プラスチックとは、中身（商品）を取り出したり、使い切った後に不用となるプラスチック製の「容器（入れもの）」や「包装（包み、袋）」をいい、対象となるものにはプラマークがついています。
	4R	循環型社会を構築するために廃棄物処理やリサイクルの優先順位として別項目で説明されている3R（リデュース（Reduce＝ごみの発生、資源の消費をもとから減らす）、リユース（Reuse＝繰り返し使う）、リサイクル（Recycle＝資源として再利用する））に1R「リフューズ（Refuse＝不要なものは断る）」をプラスしたもので、4Rの取組の優先順位としては、リフューズ-リデュース-リユース-リサイクルとなる。
ら	リターナブル容器	ガラスびんやプラスチック製容器、金属製容器など繰り返し使用（リターナブル）される容器のことを言います。ワンウェイ（一回の使用で廃棄してしまうもの）容器・包装をリサイクルするよりも環境負荷が小さい。
り	リニューアブル	プラスチックの使用はリデュースやリユースをした上で、技術水準、安全性、機能性、経済的な状況等に配慮しつつ、必要不可欠な使用について、より持続可能性が高まることを前提に、再生可能性の観点から再生素材や再生可能資源に適切に切り替えることをリニューアブルと言います。

【生活排水】		概要
か	公共下水道	主に市街地の下水を排除・処理するため、原則として市町村が管理する施設のこと。公共下水道には、個別の終末処理場を持つ単独公共下水道と、処理を流域下水道へ任せる流域関連公共下水道がある。
さ	（生活）雑排水	生活排水のうち、し尿を除く排水のことで、台所、洗濯、風呂などから出される排水のことを言います。
	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の清掃により排出される汚泥のことを言います。
	生活排水	「生活排水」とは、トイレ、台所、洗濯、風呂などから出される生活に起因する排水のことを言い、そのうち「し尿」とは、生活排水のうち、トイレから出される排水のことを言います。
	生活排水処理施設	生活排水をきれいに処理する施設を生活排水処理施設と言います。生活排水処理施設には、大まかに「集合処理方式」と「個別処理方式」があり、集合処理方式には下水道や農業集落排水施設、コミュニティプラントが含まれ、また個別処理方式には合併処理浄化槽が挙げられます。
た	単独処理浄化槽	一般家庭等から排出されるし尿を処理し、河川などに流すための装置。し尿の他、台所、お風呂など生活排水を対象とする浄化槽は合併浄化槽といます。現在、単独浄化槽の新設は禁止されています。
な	農業集落排水処理施設	農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水環境に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るため、農業集落における生活排水を処理する施設のこと。
は	BOD（生物学的酸素要求量）	水中の汚濁物が、水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量のこと。水の汚れ具合を示す指標のひとつであり、好気性微生物が一定時間中に水中の有機物（汚物）を酸化・分解する際に消費する水中に含まれる酸素量。値が小さいほど水質は良いと言えます。
ら	流域下水道	複数の公共下水道の下水を受けて排除・処理するための下水道で、一般的に河川の流域に沿って設置され、流域幹線と終末処理場を持ち、都道府県（建設事務所のほか公社や組合など）が管理しています。

多摩市一般廃棄物処理基本計画

印刷物番号

4-58

計画期間 令和5（2023）年度～令和14（2032）年度

発行日 令和5年3月

発行 多摩市

編集 環境部 ごみ対策課

〒206-0024

東京都多摩市諏訪六丁目3番地2

TEL042-338-6836（直通）